

## 環境福祉経済委員会 議事録

### 1 水道局関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第3号 平成27年度光市簡易水道特別会計予算

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第8号 平成27年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎業務課長、田中水道局次長、森下浄水課長 ～別紙

質 疑

#### ○土橋委員

工業用水の話が出ましたけども、これからの進め方というか、そういうものについてちょっとお聞かせ願いたい。

#### ○福島水道局長

工業用水の関係は、いろんな点で不透明な部分がございますので、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず島田川の表流水を、日量1万5,200トンを周南市に送るということで、市長のほうから、議会で報告があったと思いますが、具体的な内容でございますが、水道施設の下林取水場を利用して、そこで水をとり、水道局が県の施設に送ると。その間はどこに送るかといいますと、下林周辺に企業局が施設をつくるころまでがこちらの責任であるということでございます。そしたら先ほど説明がありましたように、下林はもう38年経過しておりますので、老朽化が酷いと。それと県の施設との互換性の問題もございませぬので、いろいろ施設も更新が必要であるというので、実施設計の関係は5,000万円計上いたしたわけでございます。この費用につきましては、県の企業局が負担することとなっております。またその後の更新事業についても、今交渉しておりますが、大部分が県の負担となるだろうというふうに考えております。県がつくる施設でございますが、下林の敷地も含めて、その周辺で圧送ポンプ所をつくります。今わかっているのは、おそらくそれから島田川を水進で抜いて、右岸側に送り、浅江地区のほうから隧道で山をくり抜いて、下松の御屋敷山の配水池まで送るとというのが事業の内容でございます。そ

の間総距離が10キロでございます。光の下林から隧道までが4キロでございます。で、隧道を1.7キロくり抜いて、4.3キロが吉原のほうから調整池まで送るということでございますが、私どもが聞いた話では、27年度中ごろから下松のほうから工事に入るということでございます。光市の関係の更新関係は、来年度実施設計をし、28年度から30年度中には下林の更新を終えたいというふうに考えております。

大体漠然とした内容でございますが、そういう形で、県の企業局のほうからお話はいただいております。

○土橋委員

今、それでわかりましたけども、光のメリットはなんでしょうか。

○福島水道局長

光のメリットといいますのは、遊休水量でありました広域水道の1万5,200トンの転売費用が入ってくるということでございますね。

○土橋委員

それはいくら入ってくるのかと。

○福島水道局長

現在、企業局と交渉中でございます。

○土橋委員

その辺の事情はよく飲み込めないのですが、要するに水を売ってあげましょうというのに、水の料金も決まらないうと。それでいて工事のほうは進んでいくというのが、私にとっては解せないのですよ。

○福島水道局長

光市といたしましては、基本的には中山川ダムの水は一度も有効活用したことがないわけでございます。光市の有収水量を見ていただければ、水利権が5万トンあるのに、1日平均で約2万7,000トンの処理となっております。はっきり言えば、渇水時にも5万トンで対応できるというような状況でございます。そういう中で熊毛の関係についても、浄水施設が4万8,000トンの処理能力を有しておりますが、その余った部分で熊毛地区へ送水し収益を生もうという考えで、現在工事をやっておりますが、これと同様に、県とは精力的に、交渉いたしております。で、まだ最後のツメができておりませんので、公表する段階には至っていないということでもありますので、全く白紙の状態ではございません。ある程度のツメはもうできておりますが、まだ公表する段階ではないということでございます。

○土橋委員

それがわからんのですよ。乱暴な言い方をすると、商売やろうっていうのに、銭も決まらんで、事は進めていくっていうその理屈がわからんと言ひよるのです。

○福島水道局長

基本的には企業局のほうもユーザーとの関係がございまして、その辺の部分については、まだ詳細には出してきておりません。こちらの意見は意見で全て言っておりますので、その辺の返答待ちというところで御理解願えればと思います。

○土橋委員

それ以上の話をしてもしょうがないけれども、おかしいなどは私は思います。

それとですね、もう一つ、お聞きしたいのは、下林のところから下松のところ送るわけでしょ。そうすると、これはお聞きしてみたいのですが、そうは言ってもでかい公共事業になると思うのですね。このことについては、光市の業者が、それはやるのだという認識でよろしいのですか。

○福島水道局長

これは企業局が発注する工事でございます。やはり県には県の発注基準等があると思います。具体的に発注するのは周南土木でございますが、今までの経過を見ますと、周南土木が発注する工事については、光市の業者は入っていないようでございます。今度は島田川の水を周南のほうに送るということでありますので、市長も、私も、精力的に県のほうにアプローチはいたしております。ただ光市だけで業者はそろうのか、どうなのかといういろんな問題点が今後あると思いますが、その辺は企業局とも調整を図りたいと考えておりますが、極力光市の工事は光市の業者にとというのは、市長も我々も一緒の考え方でございます。

○土橋委員

まあ、光市という自治体と県がお話をするということで、その辺はいろいろあるのだろうとは思いますが、株式会社ひかりといいながらも利潤の追求だけというわけにはいかんと思うけれども、光の水を送るのだという前提で言うならですね、これは局長にひと働きでもふた働きでもしてもらって、その辺は手抜かりのないように、まあないと思うけれども、よろしくお話をしたいというふうに思います。

○木村（則）委員

ちょっと私も下林の地図上の改修工事についてお尋ねしておきたいのですけれども、この改修工事に当たっては、先ほど説明がありましたけれども、イメージをもう少し持っておきたいかなと思いますが、これは耐震改修とともに、規模の拡大の工事でもあるわけですか。どういった内容なのかももう少しお尋ねしたいと思います。

○森下浄水課長

現在予定しておりますのは、今現時点での施設の改修工事ということでございます。ですから増築とかいうものでなしに、今ある既存のものを耐震化したり、改修するという形になります。

○木村（則）委員

もう少し知りたいのです。5,000万円ほどの設計というわけでしょうから、それなりに躯体の部分であったり、機械部分であったりするのかなと思いますけども、今のお話だと、耐震ですね、一つは。それからもう少しちょっと細かく、大まかな仕様は。

○森下浄水課長

まず耐震化と受変電設備などの電気施設の更新工事です。それと、計装関係の更新工事。それと、ポンプが老朽化しておりますので、取替えと新たに増設という形を考えております。

○木村（則）委員

わかりました。最初からそう言っていただければよく理解できたのですけども。これ今全体の工事費としては、どのくらい見込んでいるのですか。

○福島水道局長

設計委託料5,000万円ですが、これは一応見積もりをとった金額でございまして、ここまでは我々もかかると思っていないのですが、これは入札してみれば相当落ちるのではなかろうかと思いますが、工事費自体はざっと見積もって3億くらいかなとは思いますが、ただそれより少なくなる可能性もあるのではなかろうか、まだ詳細に見積もっていないですから、わかりません、はっきり言いますと。このような関係の設計業務を、我々も手がけたことございませんので。光市の下林と県の企業局との互換性の問題がどうなるかという部分や、それと下林から林浄水場で全て遠隔操作をやりますので、その部分がどのくらいかかるのかというのは未定でございまして。ですからはっきりとしたことはまだわかりません。その大半は企業局に負担していただきたいというのが、局にとっては更新しなくてはならない施設だったので、非常に喜ばしい内容でございまして。

○木村（則）委員

最後にもう一点だけ。県の企業局に負担をとということですけども、これは全額なのですか。

○福島水道局長

うちの5万トンの水利権は、5,000トンは下林のほうに有しておりますので、その辺は今後県との話し合いになりますが、その辺を伏せて全額負担していただきたいとは思っております。

○木村（則）委員

わかりました。これからの交渉ということで理解をいたしました。ぜひよろしくお願  
いしたいと思います。

○森戸委員

工水を売るに当たって、収益として貢献をするのかどうか、その点だけ確認させてく  
ださい。

○福島水道局長

本会議でも少し述べましたが、水道局の施設を使うわけです。当然動力費、人件費が  
必要になってくると思います。それと下林の維持管理費等。それとこの工水の供給の相  
手はユーザーに直接売るわけではなく企業局です。ですから、工水会計は水道局ではも  
たないということで、おそらく特別会計になるのではなかろうかと、そうなれば全て特  
別会計の市のほうに入っていくことになります。水道局は事務費とかそういう部分で、  
プラスの要因になるのではなかろうかということでございます。

○森戸委員

わかりました。水道局としての販売価格があって、水の原価、その差益の部分が収益  
ということになろうかと思しますので、それはあるのだらうなという今の理解でよろし  
いのですかね。経費は経費としてこれ当然なのでしょうけど、その辺はどうなのですか  
ね。

○福島水道局長

これも本会議で申しましたが、水利権は光市のものがございます。当然これに関わる  
費用、中山川ダムの関係については全て市が出しておりますので、当然市に入ってい  
きます、大半は。ただ我々としてはかかった部分は当然請求する権利はございますので、  
例えば人件費等については、その相当分をいただけなくてはなりません、水道局とし  
ては、その部分は、企業努力をしたいと考えていますので、その差額は丸々収益とい  
う形になってくると理解していただければいいのではなかろうかと思ひます。

○森戸委員

丸々収益ということで、私が一番心配していたのは、人をふやさないで今まで水道局  
は、ぎりぎりやってきていて、いろんな大変だということの話が、委員会久しぶりな  
ので、そういうこと聞いていたと思ひますので、一番は働く人たちの部分ですね、そこ  
はきちんと保障されるといひますか、これ以上負担にならないといひますかね、そこ  
のところだけは、ぜひ気をつけてやっていただきたいなと思ひます。

○畠堀委員

予算書25ページのですね、目の第四次拡張事業費ですけども、昨年と比べると3,000

万円ぐらい縮小されておるわけですが、この中の節の構成として、昨年度はこの中には給料とか手当だとか人件費関係の項目があったのですが、今回このあたりの項目が入ってないのですが、このあたりの考え方についてお尋ねしたいと思います。

○宮崎業務課長

私どもは資産を造成する予算を4条予算と呼んでおりまして、その4条予算で実際に資産を構築していくわけです。その構築にどれだけの人がかかわる必要があるかということで、人数配分予算配分をしております。昨年は四拡も業務量ありましたので、人をつけて、設計や監督を行ってもらおうということで、人件費を計上したということがございます。平成27年度につきましては、四拡に該当する工事1件でございますので、改めて人件費をつける形にはしておりません。そのかわり配水管整備事業費のほうに業務量が増すということで、その分人を充てたということがございます。

○畠堀委員

了解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 2. 福祉保健部関係

### (1) 付託事件審査

- ①議案第20号 光市立幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ②議案第21号 光市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- ③議案第22号 光市保育の実施に関する条例を廃止する条例

説 明：小野子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

子ども子育て支援法において20号の議案、幼稚園のほうなのですが、市内の民間、その幼稚園の選択肢、保育料というか幼稚園の料金というのが今まで現行どおりなのか、それともこれに準じてやるのかという選択肢が出てきたのだと思うのですが、現行光市内において現状、皆さんが移行されるのか。それとも現行どおりの幼稚園もあるのか。

○小野子ども家庭課長

市内の休園中を除いた5園ございますが、1園が新制度に移行しないというふうに現時点では決定されております。あとの園は新制度に移行するというところでございます。

○土橋委員

保育料が今の67ページで、改正案というのがありますけども、この改正案のBで、次の68ページの上記以外っていうのは、今の現行のBのところとの関係と一緒だというふうに考えてもいいのですか。

つまり、改正案のところには市町村民税非課税世帯というのがあるのですけれども、これは改正をされたらどうなるということなのですかいね。

○小野子ども家庭課長

この表にございますとおり、ひとり親世帯、つまり母子世帯、父子世帯については、ゼロ円になると。それ以外は6,000円でございます、それ以外はこの表にある6,000円になるということでございます。

○土橋委員

ということは、現行の非課税世帯というので、これ現行は6,000円ですけども、ここは上記以外が6,000円となっているのですけども。思いとしては、ここの6,000円というのは非課税世帯のことを言うのですよというふうにとってもいいですか。

○小野子ども家庭課長

そのとおりだと思います。

○土橋委員

そのとおり、思う。きちっとお願いします。

○小野子ども家庭課長

そのような意味でございます。

○土橋委員

結論から言うと、非課税世帯で3歳児未満が9,000円。

私は生活保護と比べてみますと、誤解されても困るのですけども、生活保護世帯よりは場合によっては、生活保護の世帯のほうが高い場合もあるんじゃないんですか、収入が。私の錯覚かもわかりませんがね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

ほかにございませんか。

○木村則夫委員

今回のこの議案に関してですが、それは国の子ども子育て支援法の施行に伴い改正されると、さまざまな数字が改正されるというのはわかるにはわかるのですが、これは大まかに、もしこれ市民から「一体何が変わったの」と、「前回と比較して何が変わったの」と聞かれたら何と答えればいいのかね。

○小野子ども家庭課長

まずは、変わったところがございますけれども、一応、1号2号3号という、あらかじめ認定を受けて、それから幼稚園、保育所を利用するということと、あとは保育園については、11時間である標準時間と短時間である8時間というのが設定されたということが大きなところでございます。

○木村則夫委員

これまでよりもよりよく改善されたという理解でよろしいのですか。

○小野子ども家庭課長

やはり国はそういった、幼保の一元化とか、そういった、あとは質の改善等々を目指してこれをやっておるものでございますので、当然、よりよい方向になっていったものだというふうに思っております。

○木村則夫委員

そのよりよくというのは、国にとってよりよくというわけではなくて、市民にとってよりよくなったというふうなことでよろしいのですね。

○小野子ども家庭課長

はい。市民にとって、利用者にとって、よりよい制度になったと考えております。

○木村則夫委員

わかりました。ちょっと細かい数字はまた後ほどお尋ねしたいと思います。

○森戸委員

変わった点については、サービスを受けられる方に対してどのようにお知らせをされるのですか。

○小野子ども家庭課長

これまで当然、園児募集のときにも詳しいことをお知らせしておりますし、広報、ホームページ等々を通じても広報はしておるところでございます。

○森戸委員  
了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第23号 光市牛島憩いの家デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第24号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論

○土橋委員

給付と負担のバランスを考慮して言うのですけども、3年を通してやるって言いますけども、これでは際限のない値上げになってしまうということについて、私はこのことについては納得できないので反対をいたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

⑥議案第25号 光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

独自基準はいいですよということになっておるのですが、これは山口県でも全国でも

いいのですけれども、参酌すべきというそういったものを利用している市町村はありますか。

○中邑高齢者支援課長

そのあたりの確認はしておりません。

○土橋委員

どういうものが参酌すべきものなのですか。

○中邑高齢者支援課長

具体的には、102ページの中ほどちょっと上に第33条指定介護予防支援の具体的取扱方針に規定されている部分について、市の裁量が許される範囲というふうに理解をしているところでございます。

○土橋委員

だから参酌する必要はないというふうに思われる理由というのは何だったのです。

○中邑高齢者支援課長

現業務を行うに当たって支障が生じているということもなく、適正な業務が行っているというところで、現省令をそのまま市の基準として定めようとしているというところでございます。

○土橋委員

つまり、参酌しなくても関係者には何ら不利益はないという認識でいいですか。

○中邑高齢者支援課長

そういうことでございます。

○土橋委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第26号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

⑧議案第27号 光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

## に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

### 質 疑

#### ○土橋委員

設備に関する基準というところで、登録定員を25名以下から29名以下ってというのは、何か特別な事情があるのですか。

#### ○中邑高齢者支援課長

効率的にサービスを提供しようという視点だと理解しております。

#### ○土橋委員

わかりやすうに言ってくれるといいのですが。

#### ○中邑高齢者支援課長

利用定員をふやすことによって、利用者の需要に対して十分対応できるような体制を整えるということでございます。

#### ○土橋委員

これを改正することによって、現状が今あるわけですけれども、どういうふうに理解していただいいのですか。

#### ○中邑高齢者支援課長

より多くの方に利用できる環境を整えることができるということでございます。

#### ○土橋委員

それはいいでしょう。

それと、俗にいう小規模多機能だとか、あるいはグループホームだとかがあるではないですか。例えば、グループホームと小規模多機能では何がどう違うのか。

#### ○中邑高齢者支援課長

まず、グループホームは、認知症の方の居住系の施設でございます。小規模多機能というのは、いわゆるデイサービスと訪問介護とショートステイ、これが、3つが組み合わせたサービスでございます。在宅で訪問介護、デイサービスを受けながら、泊まりが必要なときは泊まりも利用できると、そういったサービスの違いがございます。

○土橋委員

通所は、デイサービスのことでしょう。もう一つはショートステイ、これは、よその多機能ではなしによその施設でもできると。だから、経営的にそれも合わせないとうまくいかないという配慮からですか。

○中邑高齢者支援課長

一つの事業所でデイサービス、訪問介護とショートステイサービスをなじみのところで受けることができるということがメリットであると思っています。

○土橋委員

それと、これは、3ユニットが可能っていうのは、これは、グループホームの話ですか、何の話ですか、これは。

○中邑高齢者支援課長

グループホームでございます。

○土橋委員

これまで原則は、最初はワンユニットが原則だったと、次は、去年ごろからだったと思うけども、ツーユニットでいいと。ここでは、用地の確保が困難という意味合いが、光市全体の中で用地が、3ユニットまではいいのだけれども、しかし、1つのところは、これはどうやったって、たしか同一敷地内でしたか、そういうようなものがあって、場所がないという場合にワンユニットというのはわかるのですが、場所は困難なんと認める場合には3ユニットというのは、どういう認識したらいいのですか。

○中邑高齢者支援課長

他に用地の確保が困難な場合ということで、イメージ的には、例えば縦型に上げるとか、新たに敷地を求めることが困難、そういった場合に立体的に乘せるような場合が考えられると考えております。

○土橋委員

それは、上に上げるということと、では、この区分に書いてあるのは、用地がないから上に上げてもいいよという意味ですか。それなら、わざわざそういうふうを書くのではなしに、ほかに書き方があるのではないかと思ったけれども。

○中邑高齢者支援課長

今までは、ツーユニットでございます。それを新たに施設設備する場合は、ほかの土地の場所を確保しなければ、ほかの場所で新たに施設の設備を図るしかなかったけれども、そういった用地が困難な場合は、そこで3ユニット認めますということになると、想定できるのはやっぱり今まである中での立体的な整備ということになるろうかと

いうふうには考えます。

○土橋委員

いや、そうすると、今まではワンユニットであれ、ツーユニットであれ、1階でなければならないという、そういうふうな取り決め事があったわけですか。

○中邑高齢者支援課長

今まではツーユニットですので、特に1階でなければならない、あるいは2階でもいいとかっていう基準はございません。

○土橋委員

あんまり、それでどうのこうのっていうのではないのですけども、何で、ツーユニットになったのはまだ間がないのに、何でそうなったのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

国の基準にのっとって、市の条例を改正、全国的に都市部で新たに施設設備をするのが困難な状況が多いということでの国の対応で、光市においては、現状、こういう状況はないかもわかりませんが、将来を見据えて緩和した条件ということで、条例のほうで定めようとしているところでございます。

○土橋委員

私が考えたのは、ワンユニットでは経営が成り立たないと、だからというので、ツーユニットにはなったのだけでも、スリーユニットっていうことになったのではないかというふうに思うのですが、それは違うわけですか。

○中邑高齢者支援課長

はい、経営的な部分というよりは、新たに施設設備を図るのに、都市部の中では新たな用地確保が困難であるという状況から、3ユニットが可という改正をされるということでございます。

○土橋委員

そうすると、都市部なのだから、光はそれに入るという認識でいいのですね。

○中邑高齢者支援課長

今後、可能性としてはあるという認識しております。

○磯部委員

従来、ツーユニットをやるときに、9、9ですから、18人ですよね。ワンユニットの場合、ツーユニットをつくった場合、2階建てにするとやはり人件費の問題で、でき

たら共有する部分があるので、平屋のほうが経営的にも、人的なものがお1人の分で18人を行き来できるという、そういうメリットがあったのですけれども、2階にするということで、非常に人件費というか、施設の整備が別々になりますので、人件費がかかるということで、そのあたりの人的な軽減策みたいなものも、この中に含まれているのですか、3ユニットまでオーケーということは。そこは関係ないという認識でいいのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

特にそこまでは、人的な経費のところまでを想定した基準の改正ではございません。

○磯部委員

わかりました。またこのところは、またゆっくりと、詳しいことはお聞かせいただきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑨議案第28号 光市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

136ページの第4章の1、2、3のところで、その他これに準ずる者という書き方が3点してありますが、それは、どういう肩書といいますか、どういう方になるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

準ずる者の御質問でございます。まず、(1)の保健師につきましては、準ずる者としましては、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、この看護師には准看護師は含まないものとされております。

次の(2)の社会福祉士の準ずる者でございますけれども、福祉事務所の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者となっております。

次の(3)主任介護支援専門員の準ずる者でございますが、国の通知であります「ケアマネジメントリーダー活動支援事業の実施及び推進について」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有してい

る者と定められております。

○森戸委員

光市は、どの陣容でいかれるのですか。

○中邑高齢者支援課長

現在、地域包括支援センターは、正職員7名、臨時職員1名の、常勤職員の8名になっております。職種の内訳としては、保健師4名、看護師1名、社会福祉士1名、主任ケアマネ2名という体制でございます。保健師の中では、先ほどの介護支援専門員の業務経験3年以上、かつ保健福祉の相談援助業務に3年以上従事した職員も2名はおります。異動等はありませんけれども、基準を満たすような配置で努めてまいりたいというふうに考えております。

○土橋委員

運営協議会の委員の内容は。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

運営協議会の委員についてでございますが、介護施設の関係者と医療関係者、それから、地域の有識者、社会福祉に精通した方ということで、現在、12名の委員でございます。

○土橋委員

もっと具体的にお願いします。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

それでは、委員について、歯科医師会長、医師会長、富士白苑の施設長と……、済みません、中断してよろしいでしょうか。申しわけありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

申しわけございませんでした。介護保険サービス関係者として富士白苑の施設長、それから、地域密着型施設としてげんきむらの施設長、職能団体として光市医師会、光市歯科医師会、光市薬剤師会からそれぞれ代表者、職能団体として介護支援専門員連絡協議会の代表者、介護並びに介護予防サービス利用者として、介護保険の第1号及び第2号被保険者の代表と、光市認知症を支える会の副会長、それから、地域における権利擁護・相談事業を担う関係者としまして、民生委員児童委員協議会から1名、社会福祉協議会から1名、山口県社会福祉士会会員で光市で社会福祉士をしてらっしゃる方が1名、地域ケアに関する学識経験者として、聖光高等学校の教諭、以上12名

でございます。

○土橋委員

こういう人たちの意見を聞くっていうことでありますけども、どのような意見をどのようにすくうのですか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

運営協議会の所掌事務としまして、センターの設置等に関する項目としまして、センターの担当する圏域の設定、センター業務の委託先法人等についての選定でございます。センター業務の委託先法人の予防給付にかかわる事業の実施について他、センターの運営に関することとしまして、当該年度の事業計画、収支予算に関すること、センターの職員の確保に関することと、もう一点、地域包括ケアに関することを協議いたします。

○土橋委員

第4条に、3,000人以上6,000人未満ごとに置くというようなことが書いてあるのですが、そうすると、光では地域包括支援センターっていうのは、何カ所かあるわけですか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

現在、光市直営として、あいば一くの中に1カ所設置しております。

○土橋委員

この3,000人以上6,000人未満っていうのは、意味がよくわからないのですが。

○中邑高齢者支援課長

1号被保険者が3,000人から6,000人につき、ここの第4条の(1)、(2)、(3)にある職員をそれぞれ1人の配置しなさいということでございます。

○土橋委員

いや、だから、光では地域包括支援センターっていうのは、1カ所で問題はないんですねと。ここに3,000人とか6,000人とかっていうのがあるので、その整合性みたいなのが認識ができないので聞いているのです。

○中邑高齢者支援課長

箇所数としては、1カ所と、本市の被保険者が昨年末で1万6,700人ですから、これを3,000人から6,000人に換算した職員数を地域包括支援センターに配置をしなさいということでございます。

○土橋委員

どうも私ども、のどおりが悪いので、何回か同じようなことを聞いて申しわけないのですが、地域包括支援センターっていうのは、センターはわかるんですけども、その中身の仕事として、何といたしますか、訪問看護だとか、訪問医療、いわゆる先生が出かけて往診に行くとか、そういうような先生方っていうのは、あるいは診療所というのは、どのくらいがおられるのかなっていうのと、公立病院の果たす役割みたいなのは、どの辺までがどうなっているのだろうか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

現在、地域包括支援センターについては、医療、介護の連携というところで業務を行っております。光市医師会のほうが在宅医療については積極的にやっていただいておりますので、地域包括支援センターの立場・役割といたしましては、在宅医療をされている先生との連携を十分にとって、在宅医療・在宅介護・看護等が効率的に実行できるように努力しているところでございます。

○土橋委員

私、よく勉強が足りてないので何遍も聞くんですけども、民間診療所の先生方で、このことに従事してる先生方っていうのは、どのくらいいらっしゃるのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

訪問医療をしておられる医療機関ということで申し上げますと、市内で15の医療機関の先生、民間診療所の先生が訪問診療に当たっておられます。

○土橋委員

例えば、公立病院が果たす役割みたいなのはあるのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

地域包括支援センターの役割と、またこれ少し離れてくると、地域包括ケアシステムの構築ということになるかと思っておりますけども、公立病院は、いわゆるその後方支援をするということでございますので、一般的にいいますと、急性期になった場合の入院の受け入れ等でございますが、当たり前のことではありますが、公立病院については後方支援を行うということでございます。

○大樂委員長

質問等の途中ですけど、所管外でありますので。この件はほかのところでやってほしいのですが。

○土橋委員

どうということですか。

○委員長

今は、質問の内容について、ちょっとずれと思いますので。

○土橋委員

いや、今回はその他がないから、そういうふうなものも包括をして教えてほしいというようなことはあり得るのだという、私は認識のもとにやっているのだから。だから、ここと直接関係ないかもしれません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑩議案第29号 光市大和地域民間診療所誘致条例

説 明：奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御質問させていただきます。この条例につきましては、対象者ということで3条に記載されておるわけですが、4条のところへ市税等を完納している者ということで、条件書いてありますけど、ちょっと解釈の仕方でも質問ですけど、これは、市内在住者なのか。市外在住者でもこれに当たるのか、そのあたりのところ、少し教えていただけますでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

この条文の意図は、納税義務を果たしているかどうか、そのあたりを確認したいということから定めたものでございまして、市外の方でも対象となるものでございます。

○畠堀委員

了解いたしました。

あと、施設の補助なり貸借に対する補助なり助成というようなことであるわけですが、実際の質の面で、新しい診療所を設置する場合のそれぞれの設備、建物等の質についてはどのようにお考えになっておられるのか。質の基準についての考え方について、お尋ねしたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

建物等の質の基準ということでございますが、施設の規模等につきましては、開設者の意思でありますとか、思い、考え方がそれぞれあろうかと思えます。一定の水準を示すということは考えておりませんが、事業計画書でありますとか、希望者からのヒアリング等によりまして、そのあたりは確認してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

了解いたしました。ありがとうございます。

それからあと、これは、4月1日からのスタートになっておりますけども、先ほどの事業予測につきましても、ちょっと厳しい予測がなされておると思えます。実際にこれ、募集、応募される方、どのような状況を想定されているのか。例えば、たくさん来ると、逆に、たくさんといたしますか、ふえればふえるほど採算が合わなくなってしまいますし、かといって、来ていただかなくては困るのですけども、そのあたりの、4月1日からスタートして、運用面でそのあたりの開設日に対してどのような考え方で進めていくのか、教えていただけたらと思えます。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

泌尿器科、それから眼科ということで公募をするということでございます。例えば、泌尿器科が1件来ていただけるということであれば、泌尿器科についてはそれで、目的を達成するということですので、応募がたくさんあるということが、一番こちらとしてはうれしいわけでございますが、先ほど言いましたように、泌尿器科、眼科についてそれぞれ1件の診療所に来ていただければ、目的は達するというところでございます。

○畠堀委員

もう一点だけ、助成の中で、最後に設備費の助成金というのがありますけども、これは、光市には事業所設置奨励金という制度がありまして、ほぼ同じようなルールでの運用がなされているわけですが、この制度との整合性みたいなものは図られておられるのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

そのあたりも考慮しながら、3年間について、固定資産税相当額の助成を行うこととしたところでございます。

○畠堀委員

その条件といたしますか、補助額として固定資産の100分の80という額についても、これは、整合性とれているということでよろしいのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これは、土地等の取得に対して助成額を100分の20ということをしておりますことか

ら、それを差し引いた100分の80としたところです。

○畠堀委員

もう一点、同じく、今のところと同じところなのですが、同じく助成金の中で、もう一つあわせて雇用奨励金というのが出ているわけなのですが、病院経営と中小事業所の経営というのは、違うといえども違えるのかもしれませんが、雇用の拡大という観点からすると、病院経営の中で従業員を雇った場合、市内在住者を雇った場合についての補助というようなことも、考えとしてはあってもいいのかなというように思いましたが、こちらのほうの制度についてはどのようにお考えだったのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

雇用奨励金につきましては、既存の民間診療所に対する公平性に配慮したということが1点。それから、貸付金は4,000万円を上限としておりますが、これは、その用途について特に指定をしておるものではございません。いわゆる運転資金など、いろんな資金が必要でありますことから、雇用に係る資金につきましても、この中に含まれると考えるとところでございます。

○畠堀委員

了解しました。ありがとうございました。

○加賀美委員

第1条で、大和地域の医療体制の安定確保を図りと、こういうことが書いてあるわけなのです。基本的に、この条例というのは、大和地区の医療体制をきちっとするためのものかどうか。つまり、今、山口県は、全国で医師不足は4番目ぐらい悪いそうですね。そういう意味合いの中で、光市も医師を今確保しようと一生懸命やっている中で、やっぱりそこの目的は何かというと、あそこに診療所をつくって、やっぱり大和地区の皆さん方に医療体制をきちっとするのが目的なのか、それとも医師をちゃんと確保するのが目的なのか、そこのところの考え方について、どういうふうに整理されているのか、お尋ねしてみたいと思います。

もう一点、同じような考え方で、もし、この眼科とか泌尿器科の医者が、今、大和病院に勤めたいという場合があったとしたら、例えば、設備はつくらなくてもいいと、そういう場合には、こういう形のいろんな誘致に対する恩恵っていうものはあるのかどうか、このあたりについてお考えがあれば聞かせてもらいたいと思います。お考えを聞かせていただきたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

まず1点目でございますが、もともと大和総合病院の医療機能が低下した、具体的には平成19年に泌尿器科、23年に眼科が休診状態となっております。このようなことから、大和地域の全体の医療機能が低下したということから、政策的な課題として浮上

してきたわけであります。ですから、泌尿器科、眼科、大和総合病院で失われました機能を補完するという意味合いから、提案をしたものでございます。

それから、1点、大和総合病院に勤めたいのだがというようなことがあったらどうするのかということですが、これは、希望者と接触する中で、そのようなことも考えられるかもしれませんが。そのときに、この条例によって助成をするのかというと、これは、そのようなことまでは考えておりません。勤務ができるかどうかは、大和総合病院の判断になろうかと思えますけども、そのようなことも十分想定範囲ではあろうかと考えております。

#### ○加賀美委員

わかりました。そこらあたりについては、やっぱりいずれにしろ医師不足なのだから、基本的には医師がふえて医療体制ができれば、これはもう万々歳だということ、どちらも同じような診療所体制ですから、そういう意味では、一緒じゃないかと思うのです。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのだけども、例えば市立病院の医師が、自分も独立してやりたいと、一つこの制度を使ってやりたいのだがというような申し出があった場合に、基本的には、今言うように、大和地区の医療体制を介助するのは、それはいいと思うのです。全体として、総合病院のほうがやっぱり弱体化すると、そういった点の、何ていうか、考え方はど整理されておられるのか。

#### ○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

光総合病院の医療機能が低下しないということが、大前提でありますので、もし仮に光総合病院に勤めている医師が希望したというケースがあれば、影響がないということであればいいのですが、影響があるということであれば、それはお断りするというスタンスでございます。

#### ○加賀美委員

それは、どこにそういう状況が書いてあるか、そこらあたりについてちょっとお尋ねします。

#### ○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これは、どこにも書いてございません。規則の中に必要な事項を別に定めるとしておりますことから、選考委員会、この名称は別にして、そういった委員会を設置しまして、検討をしてまいりたいと考えております。

#### ○加賀美委員

この条例を一つたたき台としてつくっていく過程の中で、いろんな検討をされたと思います。今、この制度を使って診療所をつくった場合、個人として医師に、大体どのくらいの費用を全体的に援助する形で、いわゆる計算されておられるのか、そこらあ

たりの今までの経緯の中で、説明していただけたらと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

土地、建物、医療機器、これを取得した場合の最大の経費ということで、まず御説明いたしますと、土地が300万円、建物が600万円、医療機器が900万円、合わせて1,800万円ということでございます。それにプラス利子補給金ということではありますが、これは4,000万円を10年間で返済し、利息は2%というふうに仮定した場合でございますが、10年間で約460万円。それから固定資産税相当額ですが、これも建物によって随分違うのだと思いますけども、約60万円ぐらいではなかろうかと。これを合計しますと約2,300万円。取得した場合が約2,300万円。

それから今度は賃貸の場合で御説明しますと、土地が10年間で480万円、建物が720万円、医療機器につきましては864万円、これは6年間でございます。これを合わせますと2,064万円になります。これに利子補給金、先ほど説明しました約460万円、これをプラスしたもの、約2,500万円が賃貸の場合の最大の助成額ということでございます。

○加賀美委員

大体わかりました。それで基本的に、それだけのお金を市が貸与並びに優遇処置をとって病院が経営してきたと。ところがどっこい、途中でどうしても経営的に成り立たないと。じゃあ私は都会に逃げたいという形で、例えば5年ぐらい勤めて、そしてよそに移られたというケースなんか出た場合に、その辺の担保っていうのですか、その辺はどういう形で整理しているかと。もちろん建物等をつくったら、その抵当権みたいなものは取られると思うのですが、そういう点についてはどういうふうな方向づけがされているのか、わかれば教えていただきたい。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

条例の中では10年以上開業していただける方というふうにしております。途中でということになりますと、助成額の一部について返還をしていただくということでございます。

○加賀美委員

そのあたりの詳しい条例のいわゆる条例もしくは規則は、どういうところに記載されているのでしょうか。例えば、土地建物等については抵当権を設定するとか、そういう形できちっとしたものをつくっておかないと、かなり厳しいものになるのではないかと思うのですが、そこらあたりについてはどういうふうになっているのか聞いてみたい。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

条例で申し上げますと、142ページの第7条でございますが、「交付の決定を受けたものが規則で定める事由に該当するときは、その決定を取り消し、または助成金等の

全部もしくは一部の返還を命ずることができる」という条文を設けております。具体的に、どうするのかということについて、そこまでその規則等で設けているものではないと思いますが、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○加賀美委員

第7条なんかにつきましても、返還を命ずることができる、できるのではなくて、返還を命ずると、そういうふうに厳しい形をしない、結局、医者が来た、3年か4年ぐらいでもう出て行ったと。ではどうするかというときに、お金を返せなかった金はないと、金はないかどうかはともかくとして、どっかの医者に例えば引っ張られたか何かして、どうも調子がよくないというようなケースが例えばあったとしたら、やっぱり建物等についても、やっぱり抵当権の設定とかという形のものができるのかどうか。

だから、市としては、来てくださったので、いわゆるこの助成金を差上げたのだと。だから抵当権なんかできないよと、あげたのだという形で整理するのか。いや、やっぱりあげたといえども、そういうケースがあっちゃいけないから、建物等については抵当権をきちっとつけるのだというようなことも考えておかなければならないと思うのですが、そういう点がちょっと曖昧じゃないかなというような気がするのですが、その辺はどういうふうにご検討されるか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

確におっしゃるとおりだと思います。返還を命ずることができるということですので、これに即して、必要な事項は整理をしましてまいりたいと思っております。

○加賀美委員

わかりました。今回の中には、この医療科が2つ指定されていると。しかし、私も大和地区にも外科と内科、整形でもいいですけど医者を出したいと。例えばですよ、そういうことがあったときには、いや、これはちょっと条例に反すると。だからこの2つに限定しとるのでですよということに断るのか、それともやっぱり来ていただくことはありがたいと。これを適用して準ずるという形で、ひとつ医者と診療所をつくっていただけるのなら出しましょうといういわゆるそういう考え方も含めてやっていくのか、今回の条例は2つに決めたのだから、この2つ以外はだめだという考え方でやっているのか、そこらあたりについて考えを聞かせていただきたいと思っております。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

泌尿器科、眼科についての制度を定めたわけでありまして、それ以外の診療科の先生が来たいとおっしゃってもこの条例を適用することは難しいというふうにご検討しております。

○加賀美委員

わかりました一応確認したいことは以上です。

○木村（則）委員

私も今その科目のところ非常に気になるわけなのですけれども。一般的には、需要が望まれるというか、多いと思われるような外科、内科、循環器もそうですね。それから整形とか、そういったものがこの科目に含まれていないということは、裏を返せば、今回のその泌尿器科と眼科で大和地区の地域医療というのが満たされるという考え方でよろしいのですかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

もう少し言えば、泌尿器科だけを専門にというのは、民間診療所では少ないというふうに聞いております。例えば、泌尿器科というのは内科系、外科系もございますので、その中で例えば内科、外科をやりながら泌尿器科も標榜していただけるということであれば目的は達するというところでございます。

○木村（則）委員

診療科目というのは標榜しないといけないわけですよ。ですから、あくまでも、でも今回の規則によると泌尿器科というだけの標榜ということになるのではないのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

泌尿器科、眼科だけを標榜するという意味合いでは決してございません。先ほど申しましたように、泌尿器科だけの専門の民間診療所というのは非常に少ないということでもありますので、外科の先生が泌尿器科を、あわせて標榜するということも想定しております。それもオーケーということでございます。

○木村（則）委員

いや、すいません。私、ちょっと大変理解ができないですけれども。当然その泌尿器科、先生が外科系、内科系の施術といたしますか、されることは当然あるかと思いたすけれども、法律上といたしますか、何かあるのでしょうか。その病院の前行くと診療科目がそこに明記されているわけですよ。それは、でも今回のことと言えば、泌尿器科としか標榜できないのですよね。外科とか内科とか、その先生がそのものを持っていた場合ですよ、それ幾つか科目を持てるわけではないのですか。そのときに、例えば外科を持っていたとすると、外科と泌尿器科というのを今回標榜できるのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

おっしゃることは理解できます。この条例の中でということで考えますと、そのようにとられるのかもしれないけれども、実際にこの条例を機能させていこうとすれば、泌尿器科だけに限っていきますと対象が限られてくるわけでございますので、その辺

は先ほどから繰り返になりますけども、泌尿器科を標榜していただければよろしいということでございます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

休憩中に大体一服しながら雑談の中で大体理解を深めたのですが、要は今回の助成の対象として、泌尿器科、あるいは眼科を標榜しておれば、それに対する助成が出るという理解をいたしましたけれども、例えばそうした場合に、医療機器なんか重複するようなことがあろうかと思えます。ただ一方で、その限度額を示していますから、そのあたりは若干曖昧な部分もあろうかと思うのですけども、それは厳密に言うところのどいういった精査が行われるのでしょうかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

この限度額の設定については、民間コンサルの報告書によって、こういった医療機器があつて1,800万円ぐらい必要であるという結果が出ておりますので、その2分の1というのが900万円の限度額であります。

○木村（則）委員

大体わかるのですけども、その外科系、外科の医療機器と泌尿器科の医療機器と、ちょっと僕、具体的な知識がないのですけれども、わかりやすく言えば、泌尿器科の医療機器に対してのみ助成をされるということの理解でよろしいんですね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

泌尿器科について、1,800万円の2分の1、眼科につきましては報告書によりますと、1,200万円ぐらいというのが医療機器の全体の金額でございますが、これを2分の1にしますと600万円ということになるわけでありまして、900万円と600万円ということになるわけでございますが、眼科については近隣にも光市内にも眼科ございまして、泌尿器科よりもさらに経営環境が厳しいという報告がございまして、眼科を少し手厚くするために900万円としたところであります。

○木村（則）委員

わかりますけども、最後にもう一度確認しますけども、理解しているつもりではあるのですけども。いわゆる、例えばエコーなんか、泌尿器科でも使うし外科でも使うわけですね。そうした場合、どうなのですかというような質問だったのでしたね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

失礼しました。医療機器が何がというのを決めているわけではございませんので、この助成金の範囲内ということであれば助成するというところでございます。

○木村（則）委員

そうなるもまた、もう一回だけ質問したくなるのですけども。でも今回のその助成に関しては、眼科と泌尿器科に対する助成なわけですよ。さっきおっしゃっていた外科だとかその他の医療科目ではない。したがって、やっぱりあくまでも泌尿器科の医療費に対する助成なのですよ。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

900万円を限度として設定しているわけですが、これは民間コンサルの報告書をもとにして根拠を出したものであります。医療機器についても、それはまだほかにもいろいろあると思います。医師によっては、こういった医療機器が要るのだとかということもあると思います。報告書の中で民間コンサルが想定した医療機器をもとに計算をしたということですので、医療機器が絶対これでないといけないということではございません。あくまでも限度額の範囲でということでございます。

○木村（則）委員

わかりました。つまり例えばですけども、泌尿器であれば、こういった医療機器全体でこれぐらいの金額が係ると想定されるから、それに対する限度額を示したということだろうと思います。

○磯部委員

具体的なことというよりも、ちょっと基本的なところを確認させていただきたいのですけれども。3月議会の同僚議員さんの質問で、医師会への周知はどうされたのかと、その回答が、会長さんのみ一応ある一定の御報告、御相談はしたけれども、総会でそのあたりを報告するというお話でした。

もう一つ、山大への周知はどうなのかという御質問に対して、それはここではないですけれども、病院局がまだ話をしていない。私としたら、非常にそこが不完全燃焼のまま終わってしまっていたので、改めてこの所管として、この条例を出されるに当たって、私もそのあたりの医師会との関係というのは、今非常に地域包括に関してもお世話になりますし、医師会だけじゃなくて、このチームとしてこれからやっていかなきゃいけないというところで非常に大切ではないかと思うのですが、そのあたりはどのように考えてらっしゃるのかお願いいたします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

医師会と山大への周知ということですが、医師会長へは何回か御説明をし、大筋の了解をいただいております。医師会がこの支援制度に対して反対することはないというふうに私に直接申していただいております。具体的な数字については、明日、理事会が開かれますので、その場において、本条例案で示しております数字等の御説明をしたいと考えております。

それから山大についてでございますが、山大の医局への説明はタイミングを見てということではありますが、病院局と私どもと一緒に説明に伺う予定にしております。

○磯部委員

理事会にもそのあたりのことを御説明されるということで、明日ですね。ある一定の、今さっきもありましたけれども、市内には、眼科に限っては民間診療所が2つある、そういうこともあります。泌尿器科に関してはありませんけれども、それに付随する何らかのそういう標榜してらっしゃるところもあるということで、やはりここは丁寧な説明が必要ではないかなというふうに思っております。

会長さんというのはとても御協力的な方ですけれども、皆さん、クリニックの社長の組織でありますので、やはり会長さんは皆さんの合意でいろんなことを進めたいという、非常にそういうことを大切に思ってもらっしゃる方だと思いますので、ここは積極的な御理解をいただけるようなお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

そしてもう1点、山大の件なのですけれども、これは民間診療所に関しては余り関係がないところなのかなと思いましたが、先ほど御回答の中で、今、光総合の先生とか、そのあたりの先生がやめて、開業したいというところがないような形でという御回答がありました。そのあたりの御説明を山大のほうになさるのでしょうか。どういった目的でなさるのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

結局、山大の医局、教授になると思いますが、山大の教授の了解もなしに「こちらへ希望します」というふうなことがあって、うちもそれを知らないままに「いいですよ」というのが一番いけないわけにありますので、その辺がないような形で十分に進めたいということ、まずは説明したいということでございます。

○磯部委員

それと去年の、例えば同僚議員の質問の回答の中で、あれは部長さんがおっしゃっていたのですけれども、今後、医師会が皆さんオーケーですよって、大賛成ですよってならないかもしれないのですが、そのときの医師会との妥協点を見出すというふうな御回答があったのですね、いろいろ聞いた中で。妥協点というそのお考え方は、どのようなところを考えてらっしゃるのか、お答えできたらお知らせいただきたいと思います。

○近藤福祉保健部長

まだ現時点では、その妥協点の具体的な案というものは考えておりません。その状況が生じてから、その御意見を聞きながら、その中でまた検討していくということです。

○磯部委員

はい、わかりました。そのあたりは丁寧にやっていただけるということでお願いをしておきたいと思います。

先行委員さんの質問の中、少し自分で思ったことを確認させていただきたいのですけれども。先ほども申しあげましたけれども、眼科は非常に収入に関しても非常に難しいかもしれないということで、器材なんかのその補助も、やはり少し上乘せしたというそういう御回答でしたけれども、私が聞くところによると、眼科というのは、ただ単に外来の診察だけでなく、やはり手術、手術をすることが非常に大切になってくるので、収益的なものを考えたときに、その手術ができるということが非常に大切な部分ではないかというふうなことをお聞きいたしました。そのあたりに関しては、今回いろいろコンサルに出された中で、そのあたりの御検討はどのようになさったのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

今回の経営環境の調査では、手術室というのは入っておりません。

○磯部委員

わかりました。ということは、ここは病院局ではないので、病院局の話をしては仕方ないのですけれども、逆に今休診になっているその眼科の器材、あそこではオペもできますでしょうし優秀な方もいらっしゃると思いますので。そのあたりをうまく活用するというようなことを考えられたことはないのでしょうか。出来る、出来ないは別として、そういうふうな協議もなされたのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

先ほども申しあげましたけど、希望される方といろいろ接触する中で、私は勤務医のほうがいいのだがというふうな話があった場合に、それは大和総合に今おっしゃったようにいろんな設備もあるわけでございますから、大和総合病院でその採用の可否を決定するわけですが、そういったことは当然頭に入っているところであります。

○磯部委員

そういうことではなくて、せっかく応募をして、ここに来ていただくからには頑張っていたいただきたいなと思いますし、また眼科の先生も若い方が来られましたら、いろんな面で可能性のある、そういうことも必要なのではないかなと思っておりますので、いろんな視点で、せっかく来たいという若者なり、年齢的なものがどういう方かわかりませんが、持続可能で、そして未来志向でできるような、やっぱりそういうことも検討するべきではないかなと思いましたので、そこは少し確認させていただきました。

おっしゃるように診療科、眼科だけでは非常に難しいという現状があるというのは、民間の経営者もそこは指摘していらっしゃると思いますので、そこは市内の競合する先生方とのそのことも妥協点の一つになるかと思いますが、そこをし

っかりとやらないと、例えば来られても、その先生方、医師会に属さないわけにはいかないと、思いますね。となると、光市内の医師会の皆さんとの連携と一緒にやっというふうな、これは必須条件なのですね。そこでやはり来られる先生が気持ちよくそれが活動できるような環境をつくって差し上げるということは、私は一番のキーワードになるのではないかなと思っておりますので、あえてそこを言わせていただきました。

それはともかく、条例の中の一部に、すいません、142ページ、交付の決定に際しまして、「市長は前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認める者については交付の決定を行うものとする」というふうに書いてありますが、基本的にこの審査をする方というのは、どのような方が審査をされるのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これについては、選考委員会というのを設けて、これは仮称でありますけども、その中で決定をしてまいりたいというふうに考えております。そのメンバーでありますとか、どういったことを審査するのか、この辺について、今検討しているところでございます。

○磯部委員

大体このような方を選考委員に考えているという案はないのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

学識経験者はもちろん要るのだと思います。それから行政関係、それ以外にはまだ検討段階でございますので、申し上げる段階には至っておりません。

○磯部委員

私は、なぜこれを言うかといいますと、やはり大病院の経営、実際病院の経営と、また診療所のクリニックの経営というのは全く違いますし、また行政の方は、そういう経営をなさっていない方だけでそういうことを審査するというのは非常に問題があるのではないかなと思いましたが、やはり民間のそういったクリニックを経験したことのある、そういう経営者も、やはりそういう感覚を持たれている方も必要ではないかなと思ったものですから、そのあたりを少し検討いただきたいなと思っております。内容自体、ここに出たときに、そのあたりのことが大体決まっているのかなと思っていましたけれども、今後そのあたりも慎重に選んでいただきたいなと思っております。

○森戸委員

大和地域医療機能補完調査業務についてお尋ねをいたします。今、客単価とか、客数という分については報告がありましたけれども、先進自治体についても調査をされたのではないかと思うのですが、その調査内容はどういうものを調査されたのか、どの

ぐらいの数の自治体について調査をしたのか、それについて教えてください。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

先進事例では、23の自治体にこういった制度があるわけではありますが、実際に機能しております18の自治体について調査を行ったところであります。

○森戸委員

18の自治体についてなのですが、それをどのようにここに条例に生かされているのか、どういうふうに生かされた部分があるのか、その辺のところをお願いいたします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これにつきましては、まず土地建物の無償貸与方式、それから補助金方式、その他方式、この3つに分けて、18の自治体を検証しております。この中で、補助金方式の補助率につきましては、大体20%から50%のところであるということ。

それから、その他方式につきましては、公立病院の院長の配偶者が小児科医であったとか、または医師または配偶者が市の出身者というようなこともあって成約に至ったというようなことが報告されております。

総括して言いますと、その支援が厚いほど、手厚いほど誘致の成功が高くなるのだという一方、先ほど言いました人の縁でありますとか地の縁、こういったことも有効な手段であるということから、そのあたりのアプローチも必要ではないかというような報告はされているところであります。

○森戸委員

3つ調査の視点があって、土地建物の無償貸与方式と補助金の方式とその他の方式があって、この条例としては、その補助金方式を選択したというようなことなのですね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

そうでございます。補助金方式を採用し、最大限の支援策を提案しておるということでございます。

○森戸委員

わかりました。それで交付要件にある金額の算出根拠についてお尋ねをするのですが、先ほど医療器械については、その背景がわかりました。設置費助成金についても同僚議員の質問でわかりました。あとの土地取得とか土地対策、土地の関係ですかね、その辺の算出根拠は大体このぐらいの金額があるからこの半分だとか、そういう観点でお教えいただくと。お願いいたします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

まずは平米数でございますが、これは市内の診療所の敷地面積の平均値を出しまして700平米としたところでございます。これに平米単価2万円を掛けたわけなのですが、この2万円につきましては、地価調査をもとに算出した数字でございます。それでこれを掛けますと1,400万円ということで、先ほどから説明しておりますが、10分の2、100分の20を掛けたもので280万円、300万円ということにしたところであります。それから賃借料のほうですが、これもなかなか難しいところではあるのですが、参考物件、市内の近隣の借地料を参考に計算をいたしました。大体月に七、八万円ぐらいが相場であるということで、その2分の1、まあ4万円、月に4万円ということで12カ月48万円という数字をはじいたところでございます。

○森戸委員

今このような算出根拠があつて、このような補助の制度ということになったのですが、この18自治体をお調べになられて、この金額で来るのか来ないのか、その辺のところはどのように判断をされておられていますでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

本市として最大限の支援策を提示しておるわけでございますが、十分実効性があるものというふうに考えております。

○森戸委員

その18自治体の実績といいますか、条例を制定してどういう実績があつて、例えばどのぐらいの期間で来ているのか、その辺のところはいかがですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

どのぐらいの期間でというところまでちょっと把握はできておりません。土地無償貸与方式につきましては、静岡県の小山町と3自治体で4件の成約があります。それから補助金方式につきましては、30%の補助で2件、それから稚内市では3件、ほか5自治体でも6件成約に至っており、補助率につきましては、さっき言いましたように20%から50%ということでございます。

○森戸委員

今お読みになられている資料は、110万円の成果の一端だと思うのですが、それは開示することはできないのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

成果物全体を開示ということは当初から考えておりませんで、委員会の場において御説明したいというふうに考えていたところでございます。

○森戸委員

せっかくそういうふうに数多くの自治体も調べてらっしゃることですから、概要なり、説明ではなかなかわかりにくいところもあるので、ぜひ概略でも示していただけるものがあれば、ぜひ示していただきたいというのが1点あります。その辺のところは全部を、あからさまに全部出せというようなことではありませんので、今のようなどころぐらひは審議をする中で出すのも、これ当然のことではないかと私は思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

そのあたり、今後内部で検討してまいりたいと思います。

○森戸委員

それはこの審議のこの際中には出てこないものなのですかね。できれば、審議終わってから出ていただいても質疑にもなりませんし。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

すみません。ちょっと概要版をまとめたものというのが今手持ちにないので、今の細かい数字については、報告書をまとめたものは持っておりますけども、全体をまとめたものというのは今持ち合わせておりません。申しわけありません。

○森戸委員

私は逆に議員の皆さんにお尋ねをしたいのですが、それでいいのですか、資料は要らないのですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

了解いたしました。最初、この大和地域の医療の機能の補完調査業務をするに当たって、大和総合病院の、大和病院の診療科の部分で、最初、この泌尿器科と眼科と皮膚科も上がっていたのではないかと思います、当初は。この皮膚科がなくなっているのですが、その辺はここにうたわなくていいのですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

皮膚科につきましては、もともと大和地域になかった診療科でございます。この条例の目的が、先ほどから繰り返しになりますけども、大和総合病院の、現在休診となっておりますこの2つの診療科を補完することで大和地域の一次医療を守るのだということでございますので、この2つに絞ったということでございます。

○森戸委員

わかりました。当初の議論の中に、皮膚科、この3つあったのではないかなというふうに認識を私はしていたのですが、そうですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

議論の中といたしますか、今大和地域にない診療科が何なのかというのを抽出したということですが。

○森戸委員

抽出をして皮膚科はこれあったのですよね。だけれども、大和の病院に診療科がない部分に変わったのだということですね、で、いいのですよね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

そういうことでございます。

○森戸委員

わかりました。

それと、このPR、この制度のPRなのですが、ここが最も大切なところだと思います。部長も同僚議員の12月議会の答弁の中で、支援制度を創設するとともに広報活動のあり方の検討も進めるといふふうにお答えになられておられます。PRはどのようにするのか、逆に今問い合わせとかが来ているのならその必要もないんかもしれませんけれども、その辺の状況も含めて、新聞報道でやられましたから、その辺の状況も含めてお知らせいただけたらと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

今、残念ながら、問い合わせ等があるというわけではございませんが、今後については、眼科、泌尿器科の学科誌でありますとか、市のホームページはもとより、山大、それから医師会に出向いていって情報提供しながら、またこちらも情報収集しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。簡単に行くのか、なかなか難しいのか全く読めませんが、PRの部分は本当しっかりして、これだけの制度をつくるわけですからしっかりしていただきたいと思います。

それと応募があったときの予算づけはどのようにされるのですか。当初予算で上がっているわけではないので、その辺のところの予算はどのように考えているのかお知らせください。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

補正により対応したいと考えています。

○森戸委員

それと最後に1点ですが、先ほど不慮の事故、事故といいますか、何でしたっけ。途中でなった場合の話がございましたけれども、たしかに私はその点は非常に不安なところがあります。これだけのお金を出すわけですから、その辺のところはぜひきちんと整備をしていただきたいと思います。

というのが、この同じような条例、旧熊毛町が旧熊毛町時代に条例をつくっておりました。八代地域で診療所をつくられたのですが、このケースは恐らく事故で10年、何年かわかりませんが、途中で閉められて、その後を医師会か何かが引き継ぐ形でやってらっしゃると思います。近いところにそういった事例がありますので、その10年以内に何かあったときの場合については、光市の税金、財産を守る観点からもきちんと、後で整理をするというのではなくて、出すときに整理をしておかないといけないと私は思います。その辺についてはもう一度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

今の時点で、申しわけありませんが、その具体的な対応策についてお示しすることはできませんので、早急に検討し、整理をしてまいりたいと思います。

○森戸委員

わかりました。

○土橋委員

私は、この民間診療所の条例が提出されたことを非常に嬉しく思っているものであります。このことによって、大和の地域医療を守ることができるというふうに感謝をしている部分もございます。助成金だとかというようなものは、困り具合、いわゆる地域の困り具合によっては、高くもなったり安くもなったりするのではないかというふうに思いますので、このことが、光市は23番目の何番目ぐらいかというような話をしてもしょうがないと。それは1億円からいいですよというような、そういう行政区もありますし、いろいろあるというので、そういうことを聞こうとは思わないわけですが、一つだけお願いをしたいのは、大和病院の医療機能の低下、これをしたくないということで市長が英断をされたわけでありましてけれども、問題は泌尿器科と眼科だというような陣立てになってはいますけれども、私は大和病院の医療機能が低下をした場合においては、この限りではないというような1項はぜひつけてほしいなというお願いでありますけれども、いかがでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

大和総合病院の休診となっています2つの診療科を、これを補完することで1次医療を守るのだということでございますので、今大和病院で診療しております診療科につきましては、大和総合病院において医師確保、診療体制の確保を図られるべきというふうに考えております。

○土橋委員

そのとおりだと思うのだけども、それはもう御承知のように、以前の光の医療体制をどうするかというときに、山大のほうに行って、あり方検討会みたいな形の中で、山大の先生が言うには、これはもうものすごく乱暴な言い方をしますけども、それは2つを一緒に考えていませんよと、1つですよと。つまり、機能分化をしたわけですね。そうすると、療養病床を主とする病院においてはというような意味合いの中で、医師確保は難しいよと、そういうふうに思っていてくれというような意味合いのことを言われたのですよ。だから、私が言うのは大和病院の医療機能が低下をした場合の話ですよ。今すぐどうのこうのというような話をしているのではないのですよ。というような場合にはこの限りではないという1項目が欲しいなというふうに思うわけであります。このことは、今ここで、いやのうこうやのうというような話はすぐには結論出ないと思いますけれども、これは重々頭の中に入れておいてほしいということだけは強く要請をしておきたいと思います。

○市川市長

皆さん方の意見を聞いたわけでありますが、私が今心に残っていることは、今年になって、協議会があったわけでありますが、そのときは山口大学病院の病院長、それから山口大学医学部の学部長、それからもう一人が山口大学の医学部の教授で学生担当の先生が出てこられてお話しをしたわけでありますが、そのとき雑談の中で私が、この条例のことについて触れたわけであります。先生方、この条例が、こういう条例を私たちが考えていますよと。先生方知つとる人がおったら、ぜひ御紹介をくださいと言った途端に先生方が黙ったわけですね、だっと。それで思ったのは、やはり医者というのはこれだけ足りないのだなというのを痛感したわけであります。

先ほど森戸委員さんが言われたように、これPRがものすごく重要な一つのポイントになってくるのではないかというふうに思っています。私どももPRはありとあらゆる場所でするわけでありますが、ぜひこれは議会の皆さん方も挙げて、私たちを御支援いただきたいというふうに思うわけであります。私どももやはりこれからPRに向けて、さまざまな取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いして、ぜひ1人でも2人でも3人でも、3人というのはないですか（笑声）、2人ぐらいですね、やっぱり来ていただきたいなというふうに思っているわけであります。御意見ありがとうございました。

○委員長

ほかにございませんね。なければ質疑を終結いたします。森戸委員。

○森戸委員

提案があります。

○委員長

どうぞ。

○森戸委員

たくさんの今の審議を通じて、たくさんの要望等もありましたし、市長からもぜひ支援をしていただきたいというふうな声もございましたので、今基本条例で自由討議を含めて議論をしているところでございますので、この条例自体をよりよいものにするために自由討議の時間をとっていただきたいと思います。

方法とすれば、討論の前に自由討議をして30分程度以内ぐらいで討議をして意見をまとめるという方法だろうと思っておりますので、委員会協議会という形に切りかえて自由討議ということにしたらいかがかと思っております。

○大樂委員長

森戸委員から御提案がございましたが、皆さん、どういたしましょうか。自由討議のほうに入らせてもらってもよければ、そのようにさせていただきます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

それでは一旦休憩をとりまして、15時から自由討議とさせていただきます。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、そういうことで、執行部の方もぜひよろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

討 論

○森戸委員

議案第29号につきまして、賛成の立場から討論に参加をいたします。

大和地域の診療体制の安定確保のため、この条例の必要については認識ができました。2点ほどお願いがございます。この条例を施行するに当たって、積極的なPRと、医師会に対しましてしっかりと説明をしていただきたいというお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑪議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

説 明：古迫福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

一つ、総括的な御質問をさせていただきたいと思っております。

福祉保健部につきましては、次年度の計画、そして補正予算でも大きな事業が今回取

り込んでおるわけですが、当然予算的にも、これまで以上に大きな予算になってきていると。そういった中で、福祉保健部としての予算編成に当たっての基本的な考え方として、どのような考え方をもとに福祉保健部として予算が組まれたのか。特に昨年度は、事務事業評価というものが出されておりますので、そういったものをどういう位置づけで含めて、予算編成の中に生かされたのかについて、お伺いしたいというふうに思います。

○近藤福祉保健部長

事務事業評価を踏まえてというお話でありますので、例えば、私立の保育所の運営費、これは子ども子育て支援新制度の導入に伴い、手厚い措置が行われることから、今回の予算には廃止して計上しておりませんが、こういう見直しも行っておりますが、福祉の分野では、例えば実績が少ないからその事業の必要性が低いというような分野ではなく、むしろそのすきまを埋めるようないろいろな制度がございますので、なかなか見直しというのも難しい部分もあります。

そういうことを踏まえながら、必要な見直しは、相手もあることですからなかなかできない部分もあるのですが、これは今後も先送りすることなく進めていく考えで臨んでおります。

そういうことを踏まえながら、福祉保健部では、大きく計画は3つ、27年度から計画に基づく事業が開始されるまで、そのもとになる計画が3つありまして、御承知のとおり、子ども子育て支援事業計画、それから障害者福祉基本計画、それから高齢者福祉計画、これは第6期の介護保険事業計画も兼ねておりますが、これにプラス地域包括ケアシステムの構築という課題も含まれております。

こうしたものを27年度予算において、やはり市民の方々にも理解できるような、方向性がよく見えるような事業構築に努めて予算を計上しております。

○畠堀委員

了解しました。特にいろいろな事業が大きくなっていくだけに、予算の組み方については大変御苦労されているのではないかと思うのですが、今御説明いただきました、市民に見える計画ということで、よろしく申し上げます。

○磯部委員

総括的なところは畠堀委員がなされたので、ちょっと確認のところを言わせていただきたいと思うのですが、81ページの先ほどちょっと私が聞き漏らしてしまったのですが、中段にあります社会福祉協議会補助金、このあたりはほぼ毎年のように人件費部分というふうに私理解しておったのですが、組みかえで何か入れられたというふうに、もう一度申しわけないので、御説明いただけたらと思っております。

○古迫福祉総務課長

社会福祉協議会補助金のこれ4,572万1,000円でございますが、人件費の構成比が大体84.8%でございます。その中に、今申し上げましたボランティア活動費の団体に対する支給分、それから8つの地区社協の特別活動推進費ということで102万6,000円を、この2つをこちらに組みかえて計上しているということでございます。

○磯部委員

111ページ、生活保護総務事務費の中に臨時職員賃金と、もう一つ下のほうに自立相談支援事業などの委託料、これは新しい事業だと思えますけれども、それぞれ上が従来の生活保護者に対する就労支援で、下が生活保護にならないための自立を促す支援というふうにお聞きいたしました。非常に大切な部分だと思うのですが、もう少し詳しく御説明いただけたらありがたい。どのような形で、社協へ委託をする、下のほうはですね。これぐらいの金額ですから、職員さん、そのあたりの臨時的な方を雇われて、どういう形でという、わかる範囲で結構です。非常に大切な部分だと思いますので、御説明いただきたいなと思えます。

○古迫福祉総務課長

今ありました自立相談支援事業の委託料302万5,000円でございますけど、生活保護に至る前の生活困窮者ということで、臨時職員を1名社協のほうに配置をいたしまして、相談業務に乗っていくということでございます。

具体的な相談に乗ってプランを策定して、そのプランに沿っていろんな他団体とも連携を図って、プランどおりに進めていくといったことを、今想定をしております、人数的には大体50名ぐらいを、今までの相談件数の中から想定しております。

○磯部委員

臨時職員賃金193万5000円は、生活保護者に対するそういうことも、同じような形でやられるという認識でよろしいのですか。

○古迫福祉総務課長

臨時職員賃金193万5000円は、対象が生活保護者でございますので、その中で、なかなか就労が困難な方もいらっしゃいますけど、そういった方の自立に向けていろんな相談をしていただいて、できるだけ自立に向けて支援をしていくということでございます。

○磯部委員

これは非常に大切な部分なので、こういうふうには予算をとって、国の支援もかなりあると思えますので、やはりフォローが非常に大切だと思います。

今、下のほうの自立相談の分は50名ぐらいということですが、継続的なフォローっていうことをこの一年間やられて、しっかりとした成果を出していただきたいということをお願い申し上げます。

○加賀美委員

真ん中ちょっと下側に、社会福祉法人の指導監査事業、これにつきましては、かつて社会的な問題提起があり、こういう社会福祉法人の問題について指摘をして、早速監査について取り入れていただいたことは非常にいいことだと思います。

問題はもう一つあるのですよね。いわゆる社会福祉法人に勤める従業員の勤務体制、これ特にただ働きとか、過勤務とか、低賃金、こういった問題について、やっぱり指導監督をしていくっていう姿勢が必要じゃないかと。そういう中で、社会保険労務士などが、いろんな各地方団体ではこれを採用して、そういう面での指導監督をしているというようなところもあるわけでありまして。この辺について、どういうふうなお考えしてらっしゃるか、お尋ねしてみたいと思います。

○古迫福祉総務課長

この社会福祉法人の指導監査につきましては、市の行う法人監査と県の行う施設監査と二通りがございまして、一緒にできるだけ同行して監査をしている状況でございます。職員の待遇や勤務等の問題は、県の監査の範疇ということで、光市のほうは法人全体の会計等の運営というところでございます。

県のほうの監査の中で、就業規則に基づいた勤務がなされているかというような確認は行いますけど、過勤務とか超過勤務、そういった労働条件、そういったものは労働基準監督署の範疇になるということでございます。

○加賀美委員

県が審査するっていうことですが、そこらあたりはやっぱり今言うように、労働基準監督署の範疇っていうよりむしろ、いわゆる低賃金、ただ働きとか、そういうところ。あるいは、そういうところはかなり問題点が指摘されているように思うのであって、県がやるっていうのは、そこらあたりについてもまた確認をしておいていただきたいと思います。

次のほうに移りたいと思います。83ページに、これ海浜荘の管理運営事業の中で、かねて、そこは障害者の地域支援施設でもあって、かねて労働許可対策が以前からずっと検討されてきていると思うのですよ。この話は、その後どのような形になって、今後どういう体制を考えておられるのか。そこの一つの計画なりありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○古迫福祉総務課長

この老朽化した施設の今後の進め方ということで、平成22年度からの庁内のほうで検討しているところでございます。現在、必要な機能や面積など、一定の整理をしつつ、既存施設の活用を含め、検討をしているところでございます。

新たにこのたび策定いたします障害者福祉基本計画においても、共生社会の実現ということがテーマになっておりますので、その視点も踏まえ、機能等の見直しを行い、

候補地や施設について検討していく予定としております。

○加賀美委員

検討されていかれるわけでありませうけど、もう既にあそこの浄化槽の問題とか、建物のドアの問題とか、かねてからいろんな指摘がされて、若干改善はしてもらっていますけど、ここらあたりの問題についても積極的に取り組んでいただきたいと思います。それから次は85ページのところで、成年後見制度の利用がありますけど、これに対して、実は私も生活保護者の、障害者の方を8年間成年後見して、このたびお亡くなりになったので、生活保護ですから、裁判所が成果報酬に対して判定ができなかったと。そういう中で市のほうで、いわゆる光市成年後見制度の支援事業があるのだと、こういうお話がありまして、早速手続きをしてもらって、第1号じゃないかと思ったのですが、そういう形で報酬をいただいたというケースがあるのです。やっぱりこういうところは、もっと広くアピールをしていただきたいと。知らなければそれで終わってしまおうというところがあるのですね。

こういういい制度があつて、そういう方に、活動しておられる方に対して、今回一応44万2,000円がありますけど、なかなかわからないから、こういう制度をうまく使えないって人もおるのではないかと思うのですよね。その辺についてはPRをきちっとしていただきたいと、これは要望として出しておきたいと思います。

93ページです。この三島温泉健康交流施設については非常に好評で、お客様もふえていっているようなことでございました。

当初設置するときには課題として上げられていたのは、レストランと露天風呂の件なのです。この件について、今後そういうものを設置するっていう判定基準をどういう形で整理されていくのか。今すぐやってくれというわけじゃない。そういう声もありますけど、そこらあたりの判定をどういうような形で整理していったって実現に結びついていくのか、そこらあたりの考え方についてお尋ねしてみたいと思います。

○古迫福祉総務課長

まず、露天風呂のほうでございませうが、露天風呂の設置の要望はいただいております。しかしながら、露天風呂の設置には、新たな機械棟の設置等、大きな経費が見込まれるということで、今後費用対効果を含めて、検討事項と思っております。

それから、レストランの要望も聞くのですが、今持ち込みを自由にして、気軽に利用していただいておりますということで、逆にこのような取り組みが利用者に向けているという面もございませう。手ぶらでお越しの方は、売店に里の厨の弁当とかサービス向上にも取り組んでおりますので、当面、この取り組みを続けていきたいなというふうに思っております。

○加賀美委員

当初設置して最終的に方向性を決めるときに、そのレストランと露天風呂の件については、今後の検討課題として要望が強ければやっていくと。露天風呂については既に、

露天風呂をつくれるような体制だけはつくっとくと。こういうふうな説明であって、このお話が終わったと思います。

お年寄りにとってはやっぱり露天風呂が、そのお年寄りは、私が生きている間に露天風呂へ入りたいと。よそに行けばいいのですけどね。そういう声も聞こえているわけであり、そこらあたりについて、利用者の声を十分聞いて、ひとつ、していただきたいと思います。

○森戸委員

79ページの社会福祉総務事務費の中にある母親大会補助金というのは、これは何なのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

この母親大会の補助金につきましては、交付先は光地区母親大会実行委員会というところに交付をしております、山口県の母親大会とか、全国の母親大会へ参加をしておられます。そういったところで、女性、特に母親の取り巻く諸問題の解決というところで、福祉の向上に資するというところで補助をしているものでございます。

○森戸委員

実行委員会というようにお話でしたけれども、これ、会員さんがいらっしゃったりとか、その辺のところを教えてくださいませんか。どのぐらいいらっしゃるかとか。

○古迫福祉総務課長

会員さんがいらっしゃいます。30名程度いらっしゃるというふうに聞いております。

○森戸委員

その、この補助金自体は、どんなことに使われるのですか、具体的には。

○古迫福祉総務課長

具体的には山口県の母親大会とか、これ毎年持ち回りでやられるみたいですけど、それへの参加と、それから全国の母親大会に参加をしておられますので、その参加の経費の一部ということで補助をしているものでございます。

○森戸委員

わかりました。この補助金を出す目的、福祉総務としての目的は何なのですか。

○古迫福祉総務課長

これは、先ほど申し上げましたとおり、女性、母親の取り巻く諸問題の解決に向けた取り組みということで、福祉の向上に資するというところで補助をしているものであります。

○森戸委員

わかりましたっていうか、わかったよう、なわからないようなところがありますけども、各所管にいろんな補助金、当然市全体あるのですけれど、この補助金の出す基準というのですか、そういうものがあるのですか。どういうものには出していいとか、そういう基準があれば教えていただけたらと思います。明確な。

○都野福祉保健部次長

まずは、補助金を出すに当たっては、やはり公共性があるか、公益性があるかというところに着眼しながら、あとは公平性の視点も勘案して、ものによっては実施要綱等作成してやるものもありますし、団体の運営補助であれば、そういうものをつくらずに助成をする場合もございます。

○森戸委員

ほかの自治体を見ると、所管から外れるかもわかりませんが、補助金の出し方については、紙ベースで補助金を拠出する要綱なり、どういう基準で出すのだというのを細かく規定をしていて、それを市全体で、トータルで持っている形で補助金を出しているのですが、光市にはそういうものがあるのですか。

○森重副市長

ただいまのお尋ねの、市全体でのそういった取り決めがあるか否かという御質問であります、それは現在、当市の場合は持っておりません。

先ほど、福祉保健部次長のほうから申し上げましたとおり、それぞれの必要性に応じて要綱を制定し、それに基づき支出をしているケースと、それに基づかない、いわゆる地方自治法に基づいて支出しているケースがあると、この二通りでございます。

○森戸委員

補助金のトータル金額、どのぐらいあるのかわかりませんが、トータルとして、そういう基準なり、規定なりが、私はあったほうがいいのではないかと思います。ケースバイケースも確かに理にかなっているかもしれないのですけれども、トータルとして規定があって、それをベースに補助金を出していくのだという自治体、非常に多いと思いますので、その辺のところはぜひ、市民にとってもわかりやすいですし、お金の使い方にとってもわかりやすいものになろうかと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

この、今1個だけ取り上げましたけども、数々の補助金がありますので、どこで整理するのかかわかりませんが、ぜひ一度、御検討いただけたらと思います。

それと、83ページの海浜荘についてなんですけれども、先ほどの続きですけど、現状、耐用年数はもう50年を超えているのではないかと思います、現在、市の保有資産として貸していて、安全面とか、その辺の部分は大丈夫なのですか。もし何かあった場

合について、その辺のところが危惧されるのですが、いかがでしょうか。

○古迫福祉総務課長

老朽化ということで、2階建て、一部3階建てでございまして、鉄筋コンクリートでございしますが、耐震化前の施設でございしますので、その辺は危惧するところではございますけど、早急にその辺の建てかえのほうを急いでいって、そういった安全面の解消に努めていきたいというふうに思っております。

○古迫福祉総務課長

建てかえっていうふうに申しあげましたけど、既存施設の活用も含めて、整備の方を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。

一つは、私、耐用年数が過ぎての施設で、そのまま貸しては、何かあったときに、やはり大きな責任問題になろうかと思っておりますので、早くその辺を解消していただきたいと思っております。建てかえでも何でもよろしいかと思っておりますので、お願いをいたします。

○土橋委員

二、三ちょっとお聞きしてみたいと思っておりますが、社会福祉協議会、2階にありますけども、何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○古迫福祉総務課長

職員体制でございしますが、正職員、パート含めて、全部で68名でございします。

○土橋委員

これ、確認するのですが、どういう業務を委託しとるわけですか。

○古迫福祉総務課長

委託でございしますね。大きく言えば地域福祉に関することと、委託についてはさまざまなおことをやっておりますが、例えばボランティアの運営だとか、相談事だとか、そういったこととございします。

それとあと、介護支援事業者でもございします。地域福祉と介護事業所の2面があると考えております。

○土橋委員

後で、一覧表でもあるなら教えてください。

それと、111ページの自立支援事業のところ、自立相談支援事業等委託料っていうので、先ほどちょっと話ありました、50名ぐらいを対象にしてやるのだということ

ありましたけども、具体的には、この50名ぐらいの人っていうのは、生活保護を申請しに来られたという人が前提なわけでしょう。

○古迫福祉総務課長

生活保護の相談に来られた方プラス、地域からの掘り起しというか、そういった部分もあろうかと思っています。

○土橋委員

その50人ぐらいの人たちを、何をどうしようと、どうしたら仕事につけるといふ、そのスケジュールみたいなのを、教えてくださいませんか。

○古迫福祉総務課長

スケジュールということですが、実際に相談に来られて、その方の計画というか、支援プランというのを作成するようになりますので、そのプランを作成して、そのプランに基づいて実施をしてく、そういった、例えば就労できないということであれば、ちょっとでもそういった障害となるものを除去していこうというプランに基づいて実施をしていこうというものでございます。

○土橋委員

何かマニュアルみたいなものがあるのですか。

○古迫福祉総務課長

マニュアルというかパターンとかあるとは思いますが、そのあたりはそれに基づいて進めていくようになろうかと思えます。

○土橋委員

意地の悪いような話かも知れませんが、これは、この支援事業は、どういうところからこの予算書に載るようになったのですか。

○古迫福祉総務課長

生活困窮者自立支援法という法ができて、27年4月から市町村設置必須の事業となっており、計上しているものでございます。

○土橋委員

これは、課長もよく御存じやろうと思えますけども、生活保護を支給しない一つの理由として、こういうふうなものをつくったわけですよ。だから、物すごく乱暴な言い方したらですよ。ですからこの対応に当たっては、十二分気をつけてやってもらいたいっていうのと、こういったところに対応する人っていうのは、若い人じゃ私は無理だと思うので、年齢聞いてみますけども、どのぐらいの人が対応されるのです。

○古迫福祉総務課長

既に準備事業ということで、社協のほうで臨時職員を雇用しておりますが、六十二、三歳ぐらいだったと思います。

○土橋委員

前歴や何か、そういうふうなものにタッチしたことがある人ですか。

○古迫福祉総務課長

自治体で生活保護の経験があるということでございます。

○土橋委員

ひとつ、人権問題も絡むようなそんなことがないように、ことを望みます。

それと、もう一つ下の、補助費のところの就労自立、これは給付金ということは、お金あげますよという意味ですか。

○古迫福祉総務課長

これは、就労につながった人に、条件があるのですが、保護を脱却し就労自立給付金を差し上げる、その扶助費でございます。

○土橋委員

私が、北海道の釧路に行ってきたのですよ、以前。そこでは、余りにも日本国中の中で一番進んでいると言われているところなのですけれども、もちろん、就労対策、その中でも中間就労、あなたは御存じだろうと思えますけれども、そういったものも含めて、この自立相談支援事業もやられようとしているのか、いやそれは、あくまでも生保前の人なのかというのを線引きしてあるのですか。

○古迫福祉総務課長

この事業には、中間就労といった事業は含まれておりません。

○土橋委員

了解。

説 明：中邑高齢者支援課長～別紙

質 疑

○畠堀委員

1点だけ、御質問させていただきます。

89ページの老人ホーム入所者措置費ですけれども、こちらのほうにつきましては、さき

の補正で73万円の減額がされたと思うのですが、前年度実績として何名の方が対象であったのか。今回また前年と同じ額の予算になっていますけども、その点の考え方、冒頭の部長のほうから、実績だけではないとは聞いておりますけども、その道筋の見込みについて教えていただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

予算については、月平均ベースで45名見込んでおります。実績見込みでございますけれども、今年度実績見込みは、月平均で申し上げますと、42名程度の見込みでございます。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。

○加賀美委員

若干お尋ねしたいのですが、87ページをお願いしたいのですが、小さなお金で申しわけありませんけど、下のほうにゲートボール用資材ということで、7万2,000円が毎年毎年、予算計上されているのですよね。これ、どういうものか、教えていただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

多いのは真砂土、土砂の減ったことによる搬入ということがあります。

○加賀美委員

これは、やはりゲートボール場として指定されているところですか。それとも、それぞれの地区でやるとこで、土砂が欲しいっていうときには、この市のほうに言えば、ゲートボール用の資材としていただけると、こういう判断でよろしいでしょうか。そこら辺の条件はどうなっているか。

○中邑高齢者支援課長

市に届け出をされておられるところでございます。

○加賀美委員

じゃあ、同じように非常に市内でやっていらっしゃる人が多いグラウンドゴルフ、これが今それぞれのところでやっているけども、こういう形でやっているところで、市のほうに申請すれば、同じように砂を入れてもらえるのかどうか。

それは今回予算がないから、今後予算要求すればまた可能性もあるということか。そこらあたりの考え方はどうか、そこを聞かせていただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

グラウンドゴルフ等については、活動状況について把握はしておりませんが、今後調査をしてみたいというふうに思います。

○加賀美委員

だから、基準としてね、そういったものに対して、支給をするのかどうかと、そこらあたりの判断ですよね。それは、それぞれの地区で、恐らく全部で10カ所ぐらいやっているでしょう。総合グラウンドにも土地を売ってお借りして、いろんな大会やっていますよね。そういうときに、ああしてくれ、こうしてくれ、資材を用意してくれちゅうことをお願いできるものかどうか。このゲートボールが上げられている要因が何かっていうことを含めて、ここらあたりをちょっとまた御検討願えたらと思います。次に、91ページのほうをちょっとお願いします。先ほどお話がありました「ねんりんピック」の問題ですけど、これについては山口県が引き受けになって、盛大に行われるということで、光市も一つの競技を受けるちゅうことで、昨年度には110万円、そして今回が全部入れて652万1,000円と、2年にわたって予算計上されているのですが、具体的にこの前年の110万円と本年度の形の550万円は、どういう競技で、どういうことに対して交付されるのか。それで支度をしてきたのか。ここらあたりお答え願いたいのですが。

○中邑高齢者支援課長

前年度につきましては、本大会のリハーサル大会という形で、大会にかかる経費を交付してきました。

本年度につきましては、本大会の開催にかかわる実行委員会への運営費に係る経費でございます。それとあわせて、本大会に向けての準備、大会が円滑に行えるよう臨時職員の配置に係る経費でございます。

550万円につきましては、大会会場の設営費であるとか、PR等にかかる経費ということでございます。

○加賀美委員

わかりました。またそれは、決算で報告されると思いますけどね。問題はその競技ですよ。全ての競技が光でやれるわけやないし、山口県からずっと分けられてやっていると思うので、競技の内容について、どこか書いてあったので、ちょっとど忘れしたのだが、余りその人口に感謝した競技じゃないような気がしたのですが、それ何だったのですかね。

○中邑高齢者支援課長

開催種目はダンススポーツでございます。

○加賀美委員

確かに、ダンススポーツというのは、どんなもんだろうかなと思ひまして、余り関心

がないものですから。

それでひとつ、「ねりんピック」について、市長にお願いすることになるかと思いますが、実は年々行われていて、それでこれは県代表の選手になるのですよね。そして、去年も光市で、卓球とそれから将棋と、もう一つ麻雀に、3人の選手が派遣されているのですよ。これ、岩手県かどっかに行っているようなのですけども。

よその市を見ますと、下松にしろ、周南にしろ、選ばれた選手を激励会やっているのですよ。だから、出場者に対しては簡単な出場激励会と。もちろん全国の障害者のスポーツ出場の激励会なんかも、今回予算に上げられていますけどね。

やっぱりお年寄りも、県の選手として選出されたので、やってくれとは言っておりませんが、よそはやってくれていたと、そういう情報を寄せたものですから、この辺は検討していただきたいと思います。その件については、これは要望としておきたいと思います。

#### ○森戸委員

1点だけ。89ページの緊急通報体制の整備事業について、お尋ねをいたします。

これは現在、どのぐらいの設置数で、今年度どのぐらいの普及を考えていて、市トータルでどのぐらいの設置を目指しているのか、その辺のところをまずお聞かせください。

#### ○中邑高齢者支援課長

今現在、設置数が、350を超えるぐらいでございます。毎年おおよそ新たな設置が50台ぐらい、今年度は55台の新たな設置を見込んでおります。

目標っていうことでございますけれども、対象者は高齢者ひとり世帯が中心になりますので、そういった高齢者の世帯の方にはなるべく、特に生活に不安のある方については、こういった制度があるということの周知を図って設置を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○森戸委員

今後、この緊急通報装置は、当然ふえていくのだらうと思いますけれども、この設置に際しては、どのようなやり方になっているのか。例えば、負担がどれぐらいなのか、通信、初期の部分だけなのか、通信費の部分、その辺も含めてちょっと教えていただけますか。

#### ○中邑高齢者支援課長

設置に当たりましては、本人さんの収入状況により、自己負担金がかかる場合がございます。ただ、実績としては、高齢者おひとり世帯ということで、多くの方がそう収入が多くありませんので、自己負担金のない方が多いと認識しております。

あと、維持費については、通信費については本人さん負担ということで、対応をしていただいているところでございます。

○森戸委員

通信費ってというのは、大体月で見るのがいいのか、年で見るといいのか、どのぐらいかかるのですか。そんなにかからないものなのですか。ざっくりのところでもいいです。

○中邑高齢者支援課長

通信費については、本人さんが負担しておられますので、こちらではわかりません。

○森戸委員

わかりました。自己負担がない人が多いということだったのですが、もし全額を負担するとしたら、どのぐらいの金額になるのか。この装置そのものをどのぐらいするのか。

○中邑高齢者支援課長

約7万円でございます。

○森戸委員

50台で見てこの予算であれば、ほとんど自己負担ないのだろうと思います。この7万円の機械なのですが、実際に「あいぱーく」に置いてあったので、私も見させていただいたのですが、この機械の調達方法というのはどういう調達になるのか。本人さんが買って、それをこっちに何か請求をするのか。それとも、市がつけるのか。その辺のところはまずどうなのか、お願いいたします。

○中邑高齢者支援課長

市が業者に依頼をして設置をしております。

○森戸委員

であるとするならば、その調達に関しては、どういうふうな方法なのか。相見積もりなのか入札なのか、随契なのか、その辺のところをお願いいたします。

○中邑高齢者支援課長

この機種については、取り扱いは1社ということで、その取り扱い事業者をお願いしているところでございます。

○森戸委員

ここの部分に関しては、以前も指摘をしたことがあります。1社ということで、本当、コンパクトな機械なのですが、7万円もするというものでありますので、調達に関しては競争が生まれることで、この単価が引き下げられないものなのか。

なかなか自己負担がないので、ぜひこの単価を引き下げる努力をしていただきたいと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

この価格が高いかどうかという判断は難しいところでございますが、同様の機種等を設置しているところがあれば、そのあたりも調査をし、業者は1社とはいいいながらも、その辺の話はしてみたいかと考えます。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：小野子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

新年度においては、この地方創生、地方版総合戦略の策定を進めていかなきゃいけないということの中で、このいわゆる子ども・子育て、この児童福祉費というのが、すごく重点的な施策の展開というのが望まれてくるわけですけれども、幾らかそういった総合戦略を策定する上で、それをにらんだというか、それを意識したような先行型の、今回特徴的な施策がありましたら、ちょっと改めてお答えいただきたいと思います。

○小野子ども家庭課長

単年度の補助でありまして、今回子ども医療費の拡充について、地方創生の関係の国の補助金を利用しております。今後は、通常経費になってくるものではございますが。それと、地方創生はいろいろと、少子化対策等々とあるのですけれども、この辺は今年度行います総合相談体制の整備というあたりで考えております。

○木村（則）委員

わかりました。いずれにしても、この一年、総合戦略も策定していかなきゃいけないと思いますし、かなりやはり重要なポジションだろうと思いますので、期待も込めてよろしく願いしたいと思います。

○加賀美委員

小さいことで非常に申しわけないのですが、101ページに児童手当の支給についてですけれども、基本的に所得制限があると。予算の説明資料の25ページには、特例給付としてその所得制限該当世帯に対しては、月に5,000円ほど支給するっていうとこ

ろがあるのですけども、これはどういうことかちょっとお教えしていただけたらと思うのですが。

○小野子ども家庭課長

現行の児童手当の制度になりましたのは平成24年4月からでございますが、考え方で言いますと、全ての子供の育ちを支援するという観点から、所得制限世帯にも一定の給付をしていくという考えに基づいて支給されているものでございます。

これにつきましては、子ども手当に関しては、平成23年8月の民主党・自民党・公明党の3党合意におきまして、所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除の廃止による減収に対して必要な税制上、財政上の措置を講じるということで、合意されたものに基づいてこういった制度設計になったものというふうに考えております。

○加賀美委員

だから、国の方針によって、そういう所得制限の外れた方々に対しては半分だけ支給すると、こういう一つの方法ですよね。

次に質問ですけども、その人に乳幼児の医療費とかは、子ども医療費っていうのは、これは地方公共団体のほうで方向性が出せるのだと思うのですけども。やっぱりそれらについても所得制限があると。そういう所得制限があった人に対しては、児童手当と同じように特例処置はないのだろうか、考えられないのだろうかと思うわけですが、その辺についての御所見を聞かしていただきたいと思っております。

○小野子ども家庭課長

まず光市、この乳幼児医療制度につきましては、県制度を母体として、市のほうで補完しているような形でございますが、本市の特徴にもこれはなるのですけども、やはり家庭の経済状況に左右されず、安心して医療が受けられるよう、子供の医療分野におけるセーフティーネットとして構築したものでございますので、あえて所得制限は設けているということでございます。

近隣の市町におきましても、所得制限を撤廃するという流れがございますけども、光市におきましてはやはりそういったセーフティーネットとしての、そもそものスタートがそれでございますので、そのような制度としておるということでございます。

○加賀美委員

やっぱり旧来からやってきたことを変えていくっていうことも、今後の対策じゃないかと思うのです。

所得制限ってやつにちょっと僕も引っかかるところがあるのは、所得制限っていうのは、家庭における所得を全部考えるのですよ。そうすると、夫婦共稼ぎで稼いでいって、そういった形で2つ合わせた所得が非常に高いと。個々に見た場合は、非常に低いと。そういう中でも、所得制限には引っかかることがあるし、単独にも極端に給与の多い方、こういった方々はいいと思っておりますけども、家族で所得制限に引っかかっているよ

うな方々もやっぱり出てきているのではないかと思うのです。これ、僕の考え方が間違いなら言ってください。

だから、そういう人たちを含めて、いろんな地方公共団体については、所得制限を設けないっていうようなところが今はちょっとふえているのです。そういう点について、もう少しお考えを改めていただきたいと願うわけでありますが、その辺についての御所見はどうでしょうか。

#### ○小野子ども家庭課長

所得制限でございますが、限られた財源でやっておるわけでございます。所得制限を撤廃して、例えば周南市なんかは子ども医療費というものはございません。所得制限は撤廃していますけど、あくまで就学前ということで。

光市の場合はそういった所得制限を設けて、やはり対象を拡大するとい方向で今やっておるわけございまして、それはまた、その各自治体それぞれの考えで進めておるものだというふうに思います。

#### ○加賀美委員

所得制限ってというのは1家庭についての所得でしょうか。先ほど申しましたように、夫婦とも働いて、当然二人とも社会保険払っていると。別名が給与体系だけでも、所得としては、家庭として2つ合わせた、これが制限のもとになっているのかどうか。それは別々なら、そりゃ全うだと思いますけども、2つ合わせて所得制限に引っかかるっていうケースはないのでしょうか。

#### ○小野子ども家庭課長

父母の市民税の所得割で制限をかけておりますので、父母のということでございます。

#### ○加賀美委員

通称、ワーキングプアと言われる、例えば300万円以下の給料の方々、そういった人たちが、たまたま2人とも250万、250万で500万になれば、当然制限にオーバーしますね、400何ぼですから。そうすると、そういった人たちも、苦しい中でお互いに社会保険とか払ってやってきている、実際の収入というのは非常に少ないわけですよ。そういう中で、やっぱりそういう人たちを救う方法というのはいないものだろうか。そういうことを考えると、いちいち斟酌しとるわけにはいかないということで、あっさりもう所得制限をのけていくという方向で、物事を考えていくことも必要じゃないかと思うので。この辺は今後の課題として検討していただけたらと思います。

下松市なんかは、もう既に所得制限はやめている。周南もそうでした。だから、そういう形で各自治体がやっていっている中で、制限を広げて少しでも低所得者が救っていかうと、低所得者という言葉を使えるかどうかわかりませんが、いわゆるそういう制限以下の人を救っていかうっていう考え方もわからないではないか。

先ほども言ったような事例の方が今ふえているのではないかと思うのです。2人とも

働きながら、ぎりぎりの生活をしながら、ぎりぎりの収入でやりながら働いているという方が、非常にふえているような気がしないでもないと思います。  
以上です。これは要望として。

○磯部委員

1点だけ、確認をさせていただきたいと思います。

その前に、99ページの一番最後、子育て支援事業で園庭解放充実ということで、今までのワンモデル事業を、公立で行っていたものを私立にも拡大して充実していくというのは、議会のほうでも要望があったことで、これは本当にありがたい取り組みであると思いますので、積極的に今後とも充実させていただきたいということをお願いしておきます。これは本当にありがたい事業の展開だと思っております。

また、もう1点、101ページ、中段から下の家庭相談事業臨時職員賃金というふうにありますけれども、さっき御説明を聞いておりましたら、非常に家庭内のそういう虐待、また家庭内のいろいろなトラブル、今多い中で、この方っていうのは非常に大切な役割りになろうかと思えます。デリケートな部分でもあろうかと思えますけれども、どのような方をここでお雇いになられるのか、御説明いただきたいと思えます。

○小野子ども家庭課長

家庭児童相談員につきましては、現在募集をしておるところでございます。募集の必要な要件としましては、社会福祉士の資格をお持ちの方ということで、今募集をしておるところでございます。

○磯部委員

なかなかこう引く手あまたの職業でもありますし、社会福祉士さんの実績というか、やはり人柄、そういうようなことも加味して、このあたり非常にデリケートなところでもありますので、そのような方が採用されることをお願いしておきたいと思っております。

ここは、市民サポーターとここも合わせて募集をされているというふうに先ほど御説明をお聞きしましたが、このあたりのこともあるのでしょうか。

○小野子ども家庭課長

こちらの家庭児童相談員は、相談センターの体制のほうの話でございまして、市民サポーターにつきましては、その中の市民のすみずみまでそういったサポートしていただける方を募集しまして、児童虐待を初め、気になる家庭の掘り出しをやっていくというものでございまして、別々のものではございます。

○磯部委員

申しわけございません、確認でしたので、そのあたりのことをまた、今後注視していきたいと思えます。

○畠堀委員

今年度の新規事業として、子ども・子育て総合相談体制の充実ということで、金額的にも767万5,000円と予算がついておりますけども、この中で、母子保健コーディネーター、そして利用者支援専門員とか配置するということになっておりますけども、この辺の詳しい内容について、少し御説明をいただきたいというふうに思います。

○小野子ども家庭課長

まず、予算につきましては、人件費につきましては、先ほど申されました765万5,000円というのは、臨時職員3名分の賃金が695万9,000円及びその他消耗品とか複写機使用料などの運営経費が69万6,000円というのが内訳でございます。

新たに設置しようとしております子育て世代包括支援センター機能を持つ総合相談窓口ということですが、これはどのような人が配置されるかということでお答えいたしますと、先ほどお話がありました、児童虐待、不登校など、そういったさまざまな家庭児童の相談を受けて助言や指導を行う家庭児童相談員及びひとり親家庭の自立を支援する母子・父子家庭自立支援専門員、これが今までの事業でもありましたが、これに加えまして、新たに子ども・子育て支援新制度に伴う子育てサービスを円滑に提供するための相談員であります利用者支援専門員と、妊娠前から子育て期における母子保健分野の相談に対応いたします母子保健コーディネーターを配置する予定というふうにしております。

今、申し上げたように、それぞれ専門性とか役割分担がございますが、実際にはチーム体制をもって、効率的な相談体制をとっていきたいというふうに考えております。

○畠堀委員

もう少し具体的なイメージとして、どのような方、能力っていいですか、スキルを持った方がそういう事業として配置されるのか、登用していくのか、そのあたりがどのような考え方になるのでしょうか。

○小野子ども家庭課長

まだ、全て決定しているわけではございませんし、人事異動等もありますので、確定ではございませんが、先ほど申しました家庭児童相談員につきましては、社会福祉士を予定しております。

それから、母子父子自立支援員につきましては、もう現在雇用中の嘱託職員をそのまま雇用ということでございます。

次に、利用者支援専門員でございますが、これは国の示すガイドラインによりますと、必要な要件として医療、教育、保育施設や、地域の子育て支援等に従事することができる資格を有している者であり、かつ育児保育に関する相談・指導等について相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者ということでございますので、このあたりは市内の保育の実情に精通している保育士を予定し

ております。

それから、母子保健コーディネーターにつきましては、やはりこれは原則として保健師、その他看護師、助産師、社会福祉士の資格を持つ者などと若干幅広い設定がされておりますが、本市としては保健師を充てたいというふうに予定しておるところでございます。あくまで、人事異動等、これから雇用するというのもございますので、確定ではございませんが、そのような考えでございます。

○畠堀委員

次、105ページの上から4段目の特定教育保育施設の運営事業ということで、施設型給付費の先ほど御説明がございましたけども、こちらについては、今度上限を2万円ということで設定するってことで、その上限2万円を設定することによって、実際の市民の持ち出し額として下がる方、これによって影響する方っていうのは、どれぐらいの方がおられるのか、把握できておったらお知らせください。

○小野子ども家庭課長

この平均というのが、加重平均でとりました金額でございますので、恐らく今までそれよりも高かった人は安くなりますし、安かった人は若干、それはもう数千円いかなぐらいの金額だとは思いますが、ちょっと数というのは把握してございません。申し訳ございません。

○畠堀委員

上限が設けられたことで、上限以上の方は、ある意味ではメリットが出てくるのではないかと思います。そういった意味では、その辺のあたりの実態もわかればという御質問させていただきましたけども、またそのあたりで、確定した時点で、また教えていただけたらと思います。

次に、204ページの幼稚園の費用が上がっているわけですけど、こちらについては、昨年と比べて1,500万円の金額が下がってきていると。このあたりの大きく下がった、減額されている要因というのはどういったところにあるのか、教えていただけたらと思います。

○小野子ども家庭課長

公立幼稚園、これは職員人件費でございます。平成26年、さつき幼稚園が廃園した分のその人件費が落ちたことによるものが主な原因でございます。（発言する者あり）済みません。さつき幼稚園の休園に伴う人件費の原因というのが主な要因でございます。

○畠堀委員

関連して、1年ぐらい前に幼稚園、保育園のあり方について、考え方出されたわけですけども、幼稚園については、その中でできるだけ早い時期に検討していくってこと

が市民の前にもオープンにされております。

ある程度時間もたっておりますけども、このあたりの取り組みについて指摘できる内容があれば伺いたいのと、今後のスケジュール感のようなものがあれば教えていただくと、いろいろと市民の皆さんもこれについては関心が高いと思いますので、教えていただけたらと思います。

#### ○小野子ども家庭課長

委員の仰せのとおり、基本方針の中で、特に園児数の少ない、減少が著しい公立幼稚園につきましては、できるだけ早い時期に再編を行い、定員、園規模を縮小していくということとしておりますが、具体的な内容につきまして、現在総合的に検討しているところで、スケジュールについても未定でございます。

非公式ではございますが、地元の方の要望や意見を聞く機会等も数回持っておりますし、そういった地元や保護者の御意見等さまざまいただきながら、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

#### ○畠堀委員

お話の中で、地元の意見を聞きながらということ、取り組みとしては進んでいるということで御理解しましたので、いずれにしても該当する地域の皆さん等には大きな影響があると思いますので、そのあたり慎重な対応と、できるだけ早い説明なりよろしくしておきたいと思います。

#### ○木村（則）委員

101ページの中ほどの子ども医療費の件ですけども、ちょっと改めて聞かせていただきたいと思うのですが、今回女性に関しては拡充ということで、光市独自の施策ということで大変評価もしているわけですけれども、これちなみに、こういった今施策っていうのは、近隣他市の状況っていうのはどうなっておりますでしょうか。

#### ○小野子ども家庭課長

下松市、周南市あたりから申しますと、下松市は3歳未満児については所得制限を撤廃しております。3歳以上、就学前の児童は、やはり所得制限は持っております。子ども医療費につきましては、小学校1年から3年生までの通院、入院、歯科等を、これはもちろん所得制限を持ったものでございます。

周南市につきましては、就学前児童までは所得制限を撤廃しております。しかしながら、その他の子ども医療費というような制度は、周南市は持っていないということです。

柳井市につきましては、そういった子ども医療費もございませんし、そういった所得制限についてもそのままというような形です。

#### ○木村（則）委員

はい、わかりました。これはまた、市民に対してはどういったお知らせの方法をとられるのでしょうかね。

○小野子ども家庭課長

まずは広報等を通じて、ホームページ等を通じてお知らせするという部分もございませし、当然こういった病院のほうにもこちらのほうから出向いて、そういった制度に変わりますというような説明もしてまいりたいと思っております。外来のほうでも説明していただけるようにということでございます。

○木村（則）委員

実はちょっと、私もこういった、この施策に限らずなんですけども、やはり光市独自でこういった子供の子育てだとか、そういったものに力を注いでいるといったことは、何もPRしなくたって、病院であるとか、そういった関連のところだけにお知らせすればできるわけなんですけども、やはり光市をPRするという観点では、市民がいろんなところでこの情報を得られるというのは、すごくいいことかなと思うのですよね。光市ってこういった子育て、子供に力を注いでいるのだと、いいまちだなというのが、広く市民に伝えられるような、何か方法がとれると、みんなが、市民が共有できるのかなというふうに思うのですけども、それこそこのぐらいの、ちょっとこうポスターとチラシの中間ぐらいをつくって、公民館に貼るとか、いろんなところに目につくようにしたら、私はいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○小野子ども家庭課長

具体的なPRの方法というのは、ちょっといろんなことは、調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○木村（則）委員

わかりました。この施策に限らずなんですけど、本当に先ほど申し上げたように、これからはとにかく子育てということが、かなり重要な施策になってくると思いますので、そういったPRっていうことも含めて、ぜひお願いをしたいと思います。

○森戸委員

1点だけ、205ページの幼稚園について、運営についてお尋ねをいたします。先ほどの関連の質問ですけれども、さつき幼稚園の話が出ましたので、総合的に検討しているということなのですが、総合的というのはどういうことなのですか。それと、どのような検討を今まで、時間あったわけですけど、進めてきたのか。その辺のところを教えてください。

○小野子ども家庭課長

まず、最近よく検討してから話し合いをしたのは、例えば周防のほうの連合自治会長

さんとか、そのあたりと今後どうしていけるのかというような話とか、そういったこと等ですね。

○森戸委員

いやいや、そういうことを聞いているのではなくて、どんな検討、それを受けてどんな検討をして、どういうふうに総合的に考えているのかというところを聞きたいのですよ。

○小野子ども家庭課長

現時点で完全に方針が定まってないので言えないこともあるのですが、一つには、新制度に移行するということがございまして、新制度に移行する幼稚園の数とか、認定こども園の移行状況とか、そういった見極めもしておりましたし、新たに今年度児童を募集しましたけど、どの程度公立に児童が集まるのかと、そういったところも見極めておったというようなところでございます。それで、そういうものを総合しながら、今検討を進めているということでございます。

○森戸委員

わかりました。そういうふうな数の動きを見ていたのはわかります。

具体的に、例えば視察に行かれたとか、そういうことはあるのですか。もし、そうだったとしたら、どういうものを見てこられたのか。その辺も含めて、答えられることができれば教えてください。

○小野子ども家庭課長

視察等には行っておりません。

ただやはり、何を検討するかという、単なる統廃合だけでなく、公立幼稚園のあり方とか、小学校の連携とか、いろんなそういった研究機関としてのあり方ができるのではないかというような模索とか、そういった検討も総合的に進めているということでございます。

○森戸委員

一つにまとめて教えていただくといいのですが、小学校との連携という考え方が一つ、何個かの考え、今示されましたよね。それをもう少し整理をして、今2つないし3つの考え方で進めているのだということがあれば、もうちょっと整理をして示していただけます。

○小野子ども家庭課長

さまざまなことを総合してっていうことでございます、そういう言い方になってしまうのですが、やはりまず公立幼稚園のあり方ということは、部内でも侃々がくがくとやっておるところでございます。

例えば、私立幼稚園との共存のやり方とかいろいろあると思うのですが、まず、公立としての幼稚園のあり方、それからやはりボリューム感といいますか、少数精鋭でやるのがいいのか、ある程度園児数集めて、費用面の効率化ももちろんあるかと思えますけれども、そういった教育の方面からの考え方等もあると思えますので、そういったあたり等々ということに、総合的にということになるのですが。

○近藤福祉保健部長

今、課長が申し上げたとおり、公立幼稚園が、保育園もそうなのですが、我々としても規模は縮小していかざるを得ないというふうには、少子化も伴っておりますので、その中で公立幼稚園、保育園がどういう存在であるべきなのか、これは視点がいろいろあると思えます。やはり、私立では取り組みにくいことに、公立の意義を見出していく部分があると思えます。そういう視点でまず検討している部分があります。

それから、当然その公立の役割というのは、我々も認識しているわけですから、公立をなくすという考えはありません。その中で、では公立はどうやって存続していく。やはりこの少子化の中で人数も減っていく、そうしたときに、今市民の方々から出ている、特に幼稚園において出ているのですが、やはり私立並みの保育時間とかそういうサービスを提供してほしいという、この話が当然出てまいります。そうしたときに、例えばその同じサービスを提供するのであれば、現在極めて低い保育料であります6,000円、今度6,490円という入園料も一緒に含めた額を提示しているのですが、やはりこの辺を見直していくとなると、低所得の方々に対して、もちろん私立の場合でも低所得の人は低い保育料というのは設定しておりますけれども、やはり公立の今極めて低い保育料というこの問題をどうしていくのか。大きくはその辺を視点にして、公立の幼保の施設のあり方を検討しているところであります。

○森戸委員

了解をしましたが、既に時間もかなりたってきていると思えますので、今のような論議は、市議会で質問もしましたがけれども、一定の論議でありますので、あとはどうするかを決断のところだけだろうと思えますので、しっかり御決断をいただくのと、先ほど話し合いもしているよというようなお話がありましたけれども、この話し合いについては、ある意味地域からせつつかれてというのが実情だと思えますので、交換をしていますよというのはちょっと語弊があると思えますので、しっかり地域と意見の交換をしていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

一つだけ質問いたします。119ページの下のほうのがん検診推進事業っていうのが、委託料があるわけですが、恐らくこれは啓蒙活動を中心としてするのではないかと思うのですが、どこにそういう委託を頼んでいるかと。

それから、この該当者が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳までがいわゆる対象になっとなって、それ以降の高齢者に対して、いわゆる啓蒙活動はどういう形でやっていらっしゃるのか。もうお年寄りから、もう受けなくていいとかいう感じではないと思いますので、そこらあたりの対象はどうなっているか。ここらあたりについてお聞かせ願いたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

委託先につきましては、光市の医師会に委託をしております。

それから、40歳から60歳ということですが、これは予算説明資料にあります27ページに大腸がん検診が載っております。がん検診受診率向上戦略というところの真ん中あたりにがん検診推進事業というふうに書いてありますが、このことであろうかというふうに思います。これは、先ほども御説明いたしました、国庫補助事業を対象とした事業でございます。国の要綱により、この年齢の対象の方に対して無料クーポンを送付しているという事業でございます。

70歳以上につきましては、先ほど言いましたように1割負担、大腸がん検診で申し上げますと40歳以上の方は3割負担、70以上の方が1割負担、こういうことでございます。

○加賀美委員

国の事業で、確かに無料でなっていると。問題は60から70、もちろんここに1割負担というのは、がん検診の自己負担は、だからがん検診をするその負担が1割であって、だからこの前の段階の、がん検診推進事業として、60以上の65、70、75とかそういう人たちのがんを検診しなさいという、先ほどのお話じゃ7.6%というのですかね。

だから受診率はそんなに低いのに、だからそういう年代についちゃ、何かそういうふうに検診を推進するような仕組みはないのかと聞いたのです。ないということですね、基本的には。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これは、子宮がんについては20歳以上、その他の検診については40歳以上が対象でございます。基本的にはその自己負担3割、70歳以上は1割で実施をしておるものでございます。

ただ国においては、がん検診受診率向上のために、そういった補助事業を設けております。これを活用した本市の事業ということでございます。

○加賀美委員

その辺はここに書いてあるとおりでわかるのですが、やっぱり無料化でやってく

れますよってということなのですね、その年代になれば。それはそれでいいのだけど、なぜ60かと。65以上も大腸がんの検診無料化がしてもらってもいいのではないかと、そういう制度はないかと。ないということですね、基本的には。

これはもう60まで、きっちりもうどんどんやってほしいと。その後は自分でやってくださいと、有料化してやってくださいと、こういう形で理解してよろしいですね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

自己負担無料の検診につきましては、60歳以上の方にはございません。

○加賀美委員

だから、それは確かにわかっています。だから、そんな配慮はないのですねと、それに配慮してほしいという形は、必要性があるかどうかの問題ですけどね。そこらあたりについては、必要性はないとみてよろしいのですかね、60以上については。その辺はどうなのでしょう。非常に検診率が低い中でね。そこらあたりは何か考える必要があるのではないかというような思いがするのですが。

そういったものは、例えば医師会にしないで、医師会がやるのではなくて、市としてPR活動なんかをして受けさすってというようなことで、そういうことでカバーしているのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたい。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

市といたしましては、がん検診トリプルお得事業でありますとか、啓発活動を行いまして受診率向上対策に努めておるところであります。自己負担無料が60歳以上ということ、単市持ち出しの事業でもございますし、なかなか難しいところもあります。がん検診トリプルお得事業につきましても、本市単独の事業としてそういった啓発活動の一環として実施をしておるところでございます。

○加賀美委員

わかりました。

○畠堀委員

2点ほど質問させていただきます。一つは、同じく119ページのがん検診の委託料ですけれども、昨年度予算に比べて1,000万円近く減額されておるのですけれども、このあたりの考え方は何か状況変化なり、何かあったのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

これは国の補助対象者が変わったということでございますが、26年度につきましては、例えば乳がん検診で申し上げますと、40歳の方、それから21年度から24年度までに、先ほど説明しました無料クーポンを配り、利用されなかった方がいらっしゃいます。4年間に利用されなかった方が対象でございましたのが26年度です。

27年度につきましては、25年度に無料クーポンを配布した方で利用されなかった方が対象というふうに、対象者が大幅に変更になったということでございます。

○畠堀委員

あともう1点ですけれども、その前のページの117ページのヒトパピローマウイルスの感染の予防接種委託ということで計上されているわけですが、ここについてはさきの補正で大幅な減額が行われたわけですが、そこらあたり、昨年よりさらに金額として増額された予算編成になっておりますけれども、このあたりの取り組みとして、新たな取り組みとか何か考えておられることがあれば教えていただけたらと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

国の動きがまだ明確ではございません。年度途中にすぐに再開ということも予想されます。その場合には受ける機会のなかった方、今積極的干渉を控えておりますので、この期間の方を、幅を広げて実施をするというのが今までの国のやり方でございますので、その辺も踏まえた上で予算計上をしております。

○畠堀委員

理解しました。その辺の方針が変わったりするようなことがありましたら、市民へのPRもよろしく願いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑫議案第6号 平成27年度光市介護保険特別会計予算

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

1点、確認をさせていただきたいのですけれども、123ページ、最後のほうに御説明いただきました介護予防サービス、これは要支援のケアプランの作成だと思っておりますけれども、市のほうでやるのは非常に件数が多いということで、毎年委託をされていると思っておりますけれども、全体がどれぐらいで、どれぐらいを委託としてやられているのか。アバウトで結構です。教えていただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

全体では、作成件数は約5,900件を見込んでいます。そのうち委託が3,500件程度を見込んでいます。

今のは年間の数字で、ちょっと月当たりので。

○磯部委員

年間でいいです。

○中邑高齢者支援課長

年間でよろしいですか。年間で、全体の作成件数が約5,900件を見込んでおります。そのうち委託が、約3,500件を委託で見込んでいますところでございます。

○磯部委員

わかりました。非常に複雑な業務であると、お忙しいところだと思いますけれども、これぐらいの件数が出ているということで理解いたしました。

そして、数字的なものではなくて、新たな取り組みなのですけれども、何ページだったか、今年度から始められる介護のポイント制度ですけれども、103ページ、こちらの予算説明資料のほうに詳しく書いてあるのですけれども、申請によりポイントに応じた交付金を交付する制度というふうな形ですけれども、やはり積極的にそのあたりのことでボランティアをなさった方がポイントを積み重ねて、それを一年積み重ねたポイントによって、どのようなものを交付されるというふうに考えてらっしゃるのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

先進事例では、交付金という形で換金ということで事例が多いのでございますが、この制度設計につきましては、今から制度設計に入る所存でございますので、先進事例ではそういった事例が多いということでございます。

○磯部委員

以前から、このあたりの声は議会のほうからも出ておりますので、非常にいいことだとも思いますけれども、私がちょっと考えていたのが、自分が万が一何か介護していただくような場合に、それがポイントとして加算されるのかなというふうな、これもありかなと思ったのですけれども、そうではないということを理解いたしました。いろんな制度のやり方があると思いますので、これからしっかりと周辺地域、全国的なそういう流れを見て、私たちも注視していきたいと思っております。

そしてもう1点、103ページですけれども、同じところではございますが、その上の段の地域ふれあいサロン活動支援事業委託料、これは以前から充実していただいているところではあります、これは社協のほうに委託している部分だと思います。

その中で、毎回、このあたりのことを御質問させていただいているのですけれども、自治会単位のところと、またすべてが自治会ではない、自主的なそういう団体という形で、なかなか充実が難しい部分であるというふうにお伺いしておりますが、そのあたりも含めて、今後どのような、今年度、新年度、予算をつけられた中で、どうい

うふうなことを社協のほうに御相談されて、課題を克服して拡充するように考えてらっしゃるのか。そのあたりのことがわかれば、御説明いただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

サロンの設置数につきましては、年々わずかずつではありますが、設置箇所はふえている状況ではございます。

このサロンにつきましては、高齢者の介護予防につながる身近な通いの場としての役割を期待するところではありますので、今後ますます新たな設置拡大に向けて、サロン活動の担い手となる人材の発掘や、活動内容に対する市、社協としての支援について知恵を絞りながら、今後は拡大を進めていきたいというふうに考えております。

○磯部委員

こういうふうな予算をいただかなくても、結構自発的に地域でそういう拠点を、小規模ですけれども自発的にやられているところもあるように見受けられます。

そのあたりもある意味、別にお金を出してとかいうのではなくて、看護師さん、社協から派遣されてそこで指導していただくとか、そういったものにもふれあいサロンという形の委託ではないのですけれども、そういったことにもちょっとした人的な支援をすとか、そういったことも含めて、今年度、またさらに社協と一緒にやられる取り組みだと思っておりますので、そこも十分注視しながら、このあたりを見ていただきたいというふうに思っております。

討 論

○土橋委員

この会計予算では値上げの予算であります。3カ年を通して給付と負担のバランスを考慮して介護保険料を改定したと、そして、この予算に反映をしているということでもありますけれども、私は制度そのものに大きな欠陥があると考えております。

際限のない値上げをこれ以上認めることはできませんので、反対をいたします。

採 決：挙手多数「可決すべきもの」

(2) 報告

①第2次光市障害者福祉基本計画及び第4期光市障害福祉計画（案）

説 明：古迫福祉総務課長～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと確認だけ。協議会とパブリックコメントで意見を、これ自体は、パブリックコメントでは全く意見はなかった、やれる意見を出される方っていうか、パブリック

コメント自体をされる人がなかったのですか。

○古迫福祉総務課長

1月になりまして1カ月間、期間を行いましたけど、提出が1件もなかったということでございます。

○森戸委員

協議会のほうは、これはそちらで、何人かで組まれているわけですよね。その中でさえも、意見もなかったのですか。

○古迫福祉総務課長

協議会での意見は、変更をするというような意見はございません、この考え方には賛成するという意見はたくさん出て、中には御協力もさしていただきたいというような前向きな、そのような意見が出てきたところで、ここの表現を変えてくれという意見はございませんでした。

○森戸委員

了解しました。

## ②光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画（案）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

### 3 病院局関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第32号 光市病院等事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

説 明：西村病院局経営企画課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第33号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：西村病院局経営企画課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第9号 平成27年度光市病院事業会計予算

説 明：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長

質 疑

○畠堀委員

御説明ありがとうございます。私のほうから質問をさせていただきます。

今年度の予算の説明いただきましたけども、かなり厳しい状況にあるということは理解したわけですが、6ページの特に支出の病院事業費用の支出の件について、こちらの病院事業費用については、昨年度は特別損というのが上げてありましたので、全体的な数字は下がってきておりますけども、昨年度の影響を差し引いても、病院事業としては、事業費用として昨年度より1億円強ふえてきているというような状況にあります。

こういう厳しい状況の中で、このあたりの費用支出についてどのように評価されているのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

濟いません、6ページというのは、予算書のほうのページで。病院事業全体ということで、濟いません。

○田村病院局管理部長

今委員さんのほうから、両病院合わせた平成27年度の支出が60億516万円ですか。26年度の予算が59億176万円、約1億円程度ふえておるのではないかと御指摘だろーと思います。

基本的には病院事業と申しますのは、先ほども課長が申しあげましたように企業会計でございますので、当然、患者数等ふえていくということになれば、それに伴う費用、例えば食事であったり、使途の関係もそうですけども、やはりそういう形で費用的なものはふえる可能性がございます。ただ、1億円なぜふえたかというのは、ちょっとまだこれ、私自身精査しておりませんけども、例えば職員数も変わったりとか、それぞれ事業もその年度年度で変わってまいりますので、その辺で金額的には、確かに結果としてふえておると。ただ、それに伴う収支の予算でございますけども、基本的に

は昨年度は企業会計の関係で、特別損失を計上いたしましたけども、それを除いた収支は、均衡の予算編成を昨年も今年度もさしていただいたということでございます。

○畠堀委員

御説明いただきました。私は思ったのは、医療費だけではなくて、病院事業費用というので62億4,500万円払っているわけですけども、それに対して特別損を差し引いた全体の費用の拠出として昨年度を上回っているということで、厳しい状況の中で、費用拠出についてどのような考え方で取り組まれておられるのかというような、そういう考え方についての御質問だったのですけども、費用によっては、事業の増加によってふえるというようなものがあるということもありますけども、そうは言っても、経営努力として減少させることもできるという部分もあるのかなという思いがありますが、そのあたりの考え方についてはいかがでしょう。

○田村病院局管理部長

委員さん、おっしゃるとおりでございます。確かに、要するに病院としても支出というのは、何でもかんでも出せばいいということではございませんし、当然、例えば薬品にしても診療材料にしても、1円でも安く買うというのは、当然企業として、経営を行う上では当たり前のご話でございます。

それと一方では、やはり患者の増だとか、先ほども申し上げましたように、どうしても費用としては必要な経費は当然上がってまいるわけでございます。最終的に、特に病院の場合は、予算も必要ですけれども、決算ということで、先ほども課長のほうから、この予算書を作成した時点での26年度の決算の予測と申しますか、っていうことを若干、両病院とも黒字で推移するであろうということでございますので、あくまでも病院としましては、企業として収益、それに伴う費用、その差し引きが収支ということになりますので、そこでいかに黒字化を図っていくかっていうことになろうと思っております。

○畠堀委員

わかりました。これについては、予算ということで、今年度の決算が出た段階で、また1年間の経営活動の中で改善されていくのだらうと思っておりますので、特にそういったところについては、よろしく願いしておきたいと思っております。

済みません、もう1点は、同じく予算書の11ページに記載されておりますけども、委託料として、新病院の基本設計委託料が提示されておりますけども、この取り組みについて、大体どのようなスケジュール感をもって作成されていくのか。そのあたりのお考え方についてはいかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

このたび、27年度で基本設計の予算を計上させていただいております。これは、議会の一般質問でもお答えしましたように、平成27年度に基本設計を完了をしたいという

ことは申し上げましたけれども、当面、平成27年度に入りましたら、設計事業者を選定をしていくという作業をまず行っていききたいと。基本設計に大体8カ月から10カ月程度かかるというふうには聞いております。ただ、できれば28年の3月、27年度いっぱい基本設計を完了したいというふうに考えております。

○畠堀委員

では新年度に入って、今から業者の選択、そして基本設計ということで、今伺いましたけれども、28年3月までにはということで、作業を進められるということで理解をしました。ありがとうございました。

○土橋委員

参考資料の6ページにあります医療相談収益というのは、どんなものだったか。それと、訪問看護事業収入ってというのは、何人でどういうふうにしておられるのか。その下の訪問リハビリも、その辺をまず教えていただきたいと。

○小田大和総合病院業務課長

まず、医療相談収益の中身ですけれども、これは健康診断、人間ドックの売り上げでございます。

それから、訪問看護についてですけれども、現在職員は看護師2名で訪問看護を行っております。来年度、訪問リハビリを開始する予定としておりますけれども、こちらのほうのスタッフとしましては、訪問リハビリ専任のスタッフは確保する予定はございません。現在のリハビリテーション部のスタッフの中から3名を、入院のリハビリも行いながら、訪問リハビリのほうも行うという形で実施していきたいと考えております。

○土橋委員

訪問看護をする対象者というのは、どのぐらいおられるのですか。

○小田大和総合病院業務課長

現在、契約数としましては、27名程度が契約をしております。

○土橋委員

一日、いくつになるのですか。

○小田大和総合病院業務課長

一日、大体4名程度を訪問のほうを行っております。

○土橋委員

変な、こまかい話ですが、これで486万円とか163万円とかで、採算ベースみたいなも

のは合うのですか。

○小田大和総合病院業務課長

訪問看護事業につきましては、訪問看護だけで見ますと、採算ベースには現在のつておりません。訪問リハビリにつきましては、専任でスタッフを確保するという点ではありませぬので、採算性はあると考えております。

○土橋委員

あまり聞こうとは思わないのですが、採算が割れても病院の使命であるということですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今委員さんの言われるとおり、これは病院の事業として採算、もちろん採算が取れるのがベストなことなのですけれども、病院の使命としてやっておるわけでございます。

○土橋委員

いや、私は、使命はいいのですよ。それ、今はね。要は、こういったものが求められているから、こういうふうなものをつくったのだらうと思うのだけでも、今は27名だけれども、どうなるこうなるみたいな、予想みたいなものは立てているのですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

利用者が40名ぐらいで、大体採算がとれるように見込んでおります。

○土橋委員

いやいや、だから、そういうふうなものを目標にやっているのか、ただ目標なのか、具体的に到達するというようなものなのかっていうことですよ。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

40名を目標に、今患者さんといいますか、利用者の方を集めております。

○土橋委員

それと、予算書の11ページ、新病院建設費のところ、新病院基本設計委託料が6,080万円というふうに記載しています。片一方では、この参考資料のところの11ページのところに、新病院建設支援業務というので1,300万円載っています。

これは、特にこの新病院建設支援業務っていうのは、何なのでしょう。

○田村光総合病院業務課長

委託料の中にあります新病院の支援業務でございますけど、医療情報システムの導入支援や医療機器等の整備計画の策定支援などを、コンサルタントに委託しまして行う

ことを想定しております。

○土橋委員

いや、その基本設計の中に必要なものではないのですか。

○田村光総合病院業務課長

基本設計のほうは設計事業者のほうで設計を行うことになりますが、設計とは別に、設計を進めながら、病院の医療機器の、どんな医療機器を導入するかとか、医療情報システムの運用とかをどうしていくかというのを外部に委託して、病院独自の考えでなく、一般的な考えを聞きながら進めていこうというものでございます。

○土橋委員

いや私、よくわからんけども、この医療機器を買う場合には、誰かコンサルタントはおらなくてほと、いうものではないのではないかと思うんです。先生が、こういうものがほしい、ああいうものがほしいというようなものが、それがもとになって医療機器っていうのは買うのではないのですか。

○田村光総合病院業務課長

当然、先生方の要望とか、技師とかの要望を、職員から要望を聞きながら進めていくわけですが、現在ある機械の全ての一覧、これはもう病院のほうで準備しておりますが、その医療機器を移設するのか、それとも更新するのか、そういう検討を全てのものに対してしていく必要がございます。

職員ではできない部分について、委託業者、コンサルタントを入れて検討したいとも考えておりますし、コンサルタントを入れることによりまして、多くの情報を得ることがありますので、予算化をしております。

○土橋委員

ちょっと私も悪いのかもしれませんが、これは医療機器を買う、新しい医療機器にするためのコンサルタントに頼むということではないのですか。

○田村光総合病院業務課長

新しい医療機器の導入も含めての検討でございます。今現在、使用している機器も使えるかどうかというところ、移設できるかというところ、検討していくためでございます。

○土橋委員

そうすると、基本計画の中で、医療機器整備費っていうのが15億円載っていますけども、これとの兼ね合いですか。

○田村光総合病院業務課長

はい。その医療機器の購入費用でございます。

○土橋委員

私もいつでしたか、何年か前に、コンサルタントを入れれば医療機器は安くなりますよと、そういうような話を聞いたことがあります。コンサルタントを入れればそうなるのですか。

○田村光総合病院業務課長

医療機器を購入する場合、多くのメーカーを検討すれば安くなる可能性は十分あると思います。そこら辺のノウハウをコンサルタントは持っていると考えております。

○土橋委員

それと、この予算書に入りますけれども、11ページの病院建設費のところ、給料という形で3人、これはどういう仕事をされるのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

新病院に向かって建設を専従にやっていく職員と考えていただければと思います。

○土橋委員

なぜ私、素人ですから、コンサルタントが今まで出されていた素案を、もう少し厚いものにするためにコンサルタントに発注をして基本計画はできると、3月の末までに。そして、新年度に基本設計を発注するというような運びだということは聞いているのですが、そうすると、その3人という人が、おっちはいけないわけじゃないのだけど、3人という人がどういう仕事をするのかなと。

○田村光総合病院事務部長

まず今年度できあがるのが、基本設計の業者を選定するための仕様書といいますか、その基本計画を策定中です。それはあくまでも部屋数等々の記載のみであって、基本設計に入りましたら、部屋のきちんとした広さとか、場所とか、そのあたりを基本設計にお願いしていきます。

その中で、その3名のものは、病院の職員と設計会社との間に入って、よしあしを見ていく、要望を入れてく。設計会社が出したものと要望が合っているかどうかのことも見ていくということです。

○土橋委員

病院移転の整備基本計画の素案というのが、平成25年の12月25日に議会全協の資料として提出をされて、去年の9月議会で新築移転が議会で承認をされた。そして、ことしの3月末を期限として、コンサルタントの支援を得て、基本計画を煮詰めて今お

られる最中だと。

基本設計の委託料として6,080万円の予算が計上されておりますけれども、そもそも基本設計とは何なのか。言葉の定義をお聞きしたいし、またどのような成果物を得ることを想定されておられるのか。その辺をちょっと最初にお聞きしたい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

病院の基本設計につきましては、病院そのものの外観、あるいはレイアウト、その各部署の持ち場所と申しますか、レイアウトですね、その辺とか壁の場所等の設計をするのが基本設計だというふうに考えています。

○土橋委員

基本設計は、その後の実施計画やら施行に続く重要な仕事だと理解をしておりますけれども、基本設計の委託先はどのように選出されようとしているのかということと、総事業費80億円の大事業であることを考えると、ここは多くの実績を持つ全国区の設計会社のプロポーザルのほうがよいのではないかと思いますけれども、いかがお考えですか。

○田村光総合病院事務部長

現在、基本設計の業者選定については、委員が今おっしゃいましたプロポーザルを考えています。

○土橋委員

ここに、これは25年の12月に出された基本計画の素案でありますけれども、ここに整備手法の検討というところで、必要最小限度に、お金ですね、努めるけれども、近年病院施設の整備を行った他団体では、設計及び施工事業者の選定方法として、公募型プロポーザルによる設計施工一括発注方式を採用しているところが多いと。

この全国事例を参考にしながら検討を行っていくというふうに書いてありますけれども、このことについては考え方に変わりはないかというのをお聞きしたい。

○田村病院局管理部長

整備手法の検討ということで、今委員さんが言われましたデザインビルト、いわゆるDBにつきましては、これまでも委員会の中でお答えをしております。その中で、まずこのたびは基本設計を先行して、基本設計のみをこの27年度予算で上げさせていただいて基本設計をやっていきたくと。

その後、今委員さんが言われる実施設計と施工、要するに建設ですけれども、この部分をデザインビルトでやる方法を検討をしたいということで、今考えてはおります。

○土橋委員

デザインビルトとは、何ですか。

○田村病院局管理部長

実施設計と施工を一括して契約をする、これがデザインビルトという名称でございます。

○土橋委員

今度から私には日本語でよろしくお願ひしたいと。

それと、基本設計の業務委託募集をかける際には、本体の入札方針を固まっておく必要があるのではないかというようなことを聞いたことあるのですけども、いかがですか。

○田村病院局管理部長

今委員さん、言われるのは、基本設計の中にその次の実施設計と施工をうたい込まなくてはいけないのではないかという意味合いだろうと思えますけれども、そういったものを基本設計の中に入れるかどうかというところまで、ちょっと私は確認しておりませんが、そういうことが方向性としてあるのであれば、それも一つ考えていく必要はあろうかとは思いますが、ちょっと今現在、その回答を持ち合わせておりません。

○土橋委員

小野田が病院をつくりましたよね。あのときのものを聞いてみますというと、基本設計をやるときに、もう本体の入札を、もう方式を固めておくというようなやり方をやったというふうに聞いておりますので、その辺はよろしくお願ひをしたいと。

それと、これはまあうわさやら何やらもありますんであれですけども、商工会議所から、新病院の入札に当たっては、市内業者を優遇してほしいという要望が出されたというふうに承知しております。もう一方のところでは、応札業者を市内業者に限定することによって、100億円の大事業の競争性が阻害されることは好ましくないというふうにも考えます。また、市内業者側としても、採算に合わない案件において優遇されても、俗にいうありがた迷惑の可能性もあると。

基本設計策定及び本体入札における市内業者優遇についての方針があれば、承知しておきたいと思えます。

○田村病院局管理部長

現時点ではその考えは持ち合わせておりませんが、ただこれまでも委員会におきまして、山陽小野田市民病院の例で、山陽小野田市民病院は、施行に関しましては、市内業者を優遇という形で、たしか総合評価方式だったか、そういう形でやってらっしゃると思えます。

そこにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに、以前もこの委員会で回答をさせていただいておりますけれども、現時点で確定したものはちょっと持ち合わせておりません。

○土橋委員

プロポーザル方式でやっておる、たしか小野田は70%ぐらいの量を地元業者にとというような形で、基本設計段階でそういうふうな、入札するのならあんなのところは、地元業者、いくらぐらい使うのとかってというような項目はあるみたいなのですよ。だから、そういうふうなものをプロポーザル方式でやったというような、何かそういうふうな話を聞きましたので。

○田村病院局管理部長

委員さん、今言われるのは、工事、要するに山陽小野田市民病院の例を出して言わしていただきますと、実施設計と施工をこれはDB、要するに一括方式で、総合評価方式だったと思いますけれども、そういう入札をかけております。その中で、地元の建築の業者さんを、どれだけ地元を入れるかということ、各業者入札をするときに、その評価の項目の中に入れておったと。あくまでも実施設計、施工の契約であったと記憶しております。ですから、基本設計の段階ではなかったというふうに私は記憶しておりますけれども。ちょっと間違っておったら済いません。

○土橋委員

いや、私も間違っていたら申しわけないけども、何かそういうようなことをちょっと聞いたものですから、どちらにしても、どうせつくるのならいい病院をつくってもらいたいというのがありますんで、よろしく願いしたいと。

○木村（則）委員

済いません、ちょっと私からも、今先行委員の御質問と重複するところがありますけれども、ちょっと初めに、改めて先ほどの市民病院建設支援業務の1,300万円についてお尋ねしたいと思います。

おおよそ業務のことは推測できるわけですが、これの、この1,300万円が妥当であるという根拠は示せますか。

○田村光総合病院事務部長

過去に病院建設した公立病院がありますけども、その中での金額的に見ると、妥当であるというふうには考えています。一応、期間と携わる人数、時間的なものを含めて、今の金額は妥当であろうというふうには考えています。

○木村（則）委員

ちょっと済いません。具体的にじゃあ、延べ人数がわかりますでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院業務課長

コンサルタントから出ております仕様書ですが、整備手法検討事業の精査ということで、合計人数26人、それと運営システム策定支援ということで28人、医療情報システム整備計画支援で13人、医療機器整備計画策定支援で41人と出ております。

○木村（則）委員

いや、これは今、私がお尋ねした延べ人数という理解でよろしいのですか。というと、今合計で約100名程度の人数が、これ何日仕事するっていうのもわかるのですか。

○田村光総合病院業務課長

これが、丸一日一人かかったとしての合計人数でございます。丸一日その業務を行ったとしての延べ人数でございます。

○木村（則）委員

そうしますと、約100人いくのですよね。が、1,300万円というと、一日13万円のコンサル料を払うということになるかと思えます。コンサルっていうのは、ある程度そのソフトな業務ですから、とは言うものの、それぞれみんな専門性を持ってやっているわけですから、そりゃ大工さんであろうと何であろうと、みんなそれぞれの業務のプロフェッショナル。

これ、14万円とは高いと思われませんか。13万円ですかね。約ですけど。

○田村光総合病院業務課長

下のほうにも書いてありますが、そのほかの経費としまして、旅費交通費、これが225万円、それと宿泊費等としまして30万円が掲載されております。

○木村（則）委員

これを、コンサルはもう既に決まっているのですか。これから入札ですか。

○田村光総合病院業務課長

まだ決まっておりません。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっとこれは少し私の中でも課題を残すわけですけども、今の時点で27年度の基本設計をする時点での、一定のそのコンサル業務があろうかと思えますが、これ28年度、今度は実施設計に当たるところだとかにも、また違う意味でのコンサルが必要になってくるのかなと思えますが、今全体では、この総合病院が完成する

までに、どのぐらいのコンサル料、コンサル代、費用がかかるというふうに試算されていますか。

○田村病院局管理部長

今、委員さん言われたのは、コンサル料がどれぐらいかかるかと、開院まで、要するに工事が終わるまでということであろうと思いますけれども。

○木村（則）委員

私の、今質問は、コンサルもいろいろありますけれども、建設以外の医療機器の選択であるとか、さまざま備品であるとか、そういったものに関するコンサル料ということです。

○田村病院局管理部長

向こう開院までのコンサル料の総額を、まだはじき出してはおりません。ただ、業務内容としては、今、当面のコンサル以外にも、例えば若干運営システムということを経長のほうが申しあげましたけれども、新しい病院が建つということになれば、今までの動線から、患者の流れ、職員の流れ、その辺も全て違いますし、例えば薬品だとか、診療材料といった、そういう物流の流れも全て違ってきますし、また情報、いわゆるオーダーといいますか、ドクターの指示であったりとか、そういうことで、そうした流れを効率的にコントロールする、そういう運営のシステムというのを一つつくっていく必要があります。これは一つの例として挙げましたけれども、仮にコンサルをすとしたら。

する、しないというのは、まだ決定はしておりませんが、例えばそれ以外にも病院の情報システム、いわゆるヒスと言いますけれども、主なものは電子カルテであります。それ以外にも、いろんな医療情報というものが実際病院の中にはあるのですけれども、例えば再来受付機一つとったってそうですし、医事会計のシステム、要するに診療報酬レセプトを計算するようなシステムというものを全てひっくるめて病院情報システムと言いますけれども、そういうシステムを構築していく。

あるいは物品の管理システム、SPDですけれども、そういったものであったり、あるいは先ほど言った医療機器の整備の計画であったり、もっと直近になれば、例えば引っ越しをするためにどういうスケジュールで、どういうものを、リストを全部洗い出して、何を新しい病院に持って、何を廃棄して、そういった全てのものをつくんなきゃいけないし、例えば委託一つとったって、今後は新しい病院になりましたら、今までの委託契約、例えば清掃であったり、警備であったり、そういったものは全てチャラになりますので、新しいところでそういう入札の業者を、入札の要項であったり、もろもろをつくって業者をやっていく。恐らく莫大な業務量は出てくると思っております。

それに対して、今3名の職員を新たに、一般の病院の事務もしながら、病院建設ということになりますので、新たな3名を今予定さしていただいておりますけれども、や

はりかなりの業務量は今後開院に向けて出てくるというふうに想定はしております。ただ、それに対してある程度のコンサルのノウハウを活用したいという思いは持っておりますけども、今現在具体的にそこまでに、具体的な金額も含めまして、今後どうしていくかっていうのは検討課題というふうには認識をしております。

#### ○木村（則）委員

わかりました。私、別にそのコンサルを否定するものでもなし、当然外部から専門のコンサルを必要とする部分には必要でしょうけれども、やはりあくまで、どこまでいってもさっき僕が申し上げたとおり、やっぱりマンパワーの人件費ですよ、主にはね。そのあたりは一般社会もやっぱり人件費とかっていうものも勘案しながら、そのコンサルに委託するときの能力っていうのももちろん重要でしょうけれども、そのあたりが少し、病院のほうもそのあたりをしっかりとネゴシエーションしてもらいたいというふうには思います。

それじゃちょっと改めて、先ほどの基本設計委託料6,080万円、これの設計委託先の選定方法等、また設計料について、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。この質問の目的は、先ほど先行委員もおっしゃられましたけど、やはりすぐれた病院を手に入れたいという思いでの質問ですけれども、私もこれまで同様に、建築がつくる際に、同様の質問をしてきたわけなのですけれども、やはりいつも建築に対する何か認識のずれを感じるわけなのですけれども、やっぱり建築っていうのは、単に機能を満たすだけの箱ではなくて、やはり文化性であるとか、芸術性というものを有していますから、なおかつ公共建築そのものは民間と比較すれば、やっぱりその建築をリードしていかなきゃいけない立場にあると、そういう観点も含めての質問にさせていただきたいと思います。

まず、今回の基本設計料の金額についてですけれども、予算では6,080万円と。これまでの基本整備計画でしたかね、基本移転新築基本整備計画ですか、全体の予算としては、約当初の建設予算にされた4%の2億円程度というふうに今概算で出ておりますけれども、今後どの時点で、また同時にどういう算出方法で、最終的な基本設計料、それから実施、それから設計管理費ですか、さっきは、ちょっと先に、基本設計と実施設計施工管理といいますか、デザインビルトという話もありましたから、その辺のところもちょっと先に決めないと、というか、この辺が言えないのかもしれないけれども、通常に進み方でいえば基本設計があつて、それに従って設計事務所が実施設計をしてと。それで工事費を入札するちゅうことなのでしょうけれども、ちょっと後でもう一回、その流れは質問したいと思いますけども、どのあたりでその最終的には金額を確定する予定でしょうか。

#### ○田村病院局管理部長

まず、今回の基本設計の委託料につきましては、ちょっと手物を持ってきておりませんけども、国土交通省の告示第15号、これによって積算をしたという形になるかと思っておりますけども。この後、今委員さん言われるのが、実施設計及び管理料あるいはそ

の施工の金額等をどの時点でということになるでしょうけども。

ただ、基本的には今、今度基本設計を行っていくわけですから、そこで詳細なものが出てまいりますので、そこで設計事務所の方からある程度金額というものは出てくると思います。というのが、これまでも重々申し上げているように、かなりその設計の単価といいますのが、かなり高騰しておるということは聞いておりますし、これが1年先、2年先でまたどういふふうに変わってくるかっていうのも一つ、わからない部分はございますけれども、ただ、ある一定の線はそこで引く必要はあろうかとは思っております。

#### ○木村（則）委員

わかりました。とりあえず、基本設計においても設計契約をして進めなきゃいけませんから、とはいうものの、最終的には実施のほうがボリュームがありますので、当然基本設計が出てきた時点で、ほぼこれで確定して、実施に移れるという時点で、ボリュームなり何なりということで金額を定めて、実施に向けての設計契約をまた行うということの理解をいたしました。

今漠然と工事費に対してっていうのは、あくまでも今御説明いただきました国交省のこれまでの一般的な料率に基づいてということでしょうけれども、当然、現在今人件費だとか、資材が高騰しておりますから、そういうものじゃなくて、ちゃんとした、人件費を中心にした経費を足していくという方法で、積み上げて金額を出していただきたいと思います。

この6,080万円が高いか安いかわちゅう議論は、今ここでもしょうがないのですけども、少しだけちょっとお話すると、実は病院の設計ってそんなに難易度の高いものではないのですよね。この200床程度の病院というのは、結構今全国にたくさんあって、それこそ最近できたものは過去からいろんな改善点を繰り返しながら、かなり平面計画においても合理的にできているわけですね。今回も敷地に対してもゆとりもあるし、建築基準法に対してもそんな制約を受けないと。

私が設計事務所だったら、それは今どきよくできたプラン、ちょっと初めにぼんと当てはめてみたくなりますよ。恐らくどっかに必ずあります、割とよくできたプランが。決して一からつくるようなものでもないのではないかと、これは予測の話ですから、私もそうは申し上げられないし、その設計料を算定するに当たっては、どこまでいっても国のこれまでのものに従うしかないだろうから言いたくはないのですけども、そういったところもちょっと理解をしておいていただきたいと思います。

なおかつ、その実施設計にあっては、昔は1枚1枚、鉛筆で描いていたわけですよ。ところが最近ではパソコンで描きますからね、1階から7階まで、1枚描いとけば、ずっとコピーペーストできるわけです。かなり人件費も楽になっていますので、そういったところも考えて、ある程度の交渉っていうのはお願いしたいなと思います。

それでは、これからがやっぱり病院の最終的な、できばえを左右する大きなポイントになるかと思っておりますけども、先ほど先行委員からの話もありましたが、基本設計の委託先です。先ほどのお答えだったら、大手の設計事務所に今委託をしようとい

うふうに考えているというお答え。と同時に、実施設計に関しては、施工業者に実施も一緒にやらせようという、このちょっと2本の大きい先ほどお答えがあったらうと思います。

その辺を、ちょっともう一度整理をしたいと思うのですけれども、その理由としては、今それで進めようとしているメリットとデメリットというのをちょっとお答えできますでしょうかね。

○田村病院局管理部長

まず、基本設計は先行してこの27年度でやっていきたいと。これはもう確定した事実でございます。その中身については、先ほど事務部長のほうからもありましたけれども、プロポーザルを今検討といいますか、考えておるといことで公募型あるのですね。

それと、実施設計と施工につきましては、今デザインビルトでやると申しましたけれども、ここの部分は、共同体っていう考え方もできるかと思えますし、例えば、それこそ要するにゼネコン1社による一体的な。山陽小野田市民病院がそういう形でやっておられますけれども、そういう方向にするのかっていうのは、具体的にはまだ確定したものは持ち合わせてはおりません。

それと、デザインビルトのメリット、デメリットということでございますけれども、一つは、メリットとしては、基本的には実施設計と施工を、仮に同時進行するということになれば、当然その間に従来型と違いまして、実施設計を入札、施工を入札という、その2つの入札の期間が必要になりますけれども、一体型であれば、これはもう期間的な短縮も図れるということ。それと、実施設計をしながら、一方では部材等の確保、これはゼネコンさんがやるようになると思えますけれども、そういったものが一体的にできるということ。要するに期間、それともう一つは実施設計と施工におきまして、経費の縮減といいますか、それも期待できるのではないかと考えております。デメリットのほうといたしましては、やはり先ほどの委員さんからありましたように、設計の監理であったりだとか、そういったところをどういう形でやっていくかという問題もあろうかとは思いますが。

○木村（則）委員

私も同様の理解をしているわけですが、じゃあいずれにしても、今回基本設計をそういう、その28年度の実施に向けては、未定であるということでしたけれども、基本設計を依頼する際には、まだその実施はどうなるかわからないと。とにかく基本設計、まずのみをお願いしたいのだというような形で発注をされるということでしょうかね。

○田村病院局管理部長

今はそのように考えております。

○木村（則）委員

じゃあ、その基本設計のところをもう少しだけですけれども、公募型のプロポーザルということですから、これはどういったところに今向けて、こちらのほうからある程度指名をしながら、お誘いをするというか、こういった今情報は提供していくのですか。どの範囲にそういったその公募してほしいということを告知していくのでしょうか。

○田村病院局管理部長

基本的には全国規模と考えております。その方法としましては、当然ホームページっていうのは当たり前ですけども、業界紙等もございますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに考えています。

○木村（則）委員

公募する際の条件として、その設計事務所の規模であるとか、そういったものは何か条件つけられる予定なのですかね。

○田村病院局管理部長

その辺も含めまして、現在コンサルにいろいろ知恵をいただきながら、病院の中でそういうものも含めて、今検討しておる最中でございます。

○木村（則）委員

わかりました。じゃあちょっと、今私のほうから提案とすれば、実は今、日本には、いわゆる大手の設計事務所っていうのが幾つかあります。幾つかあるっていうか、大きいところから、中小あれなのですけども、余り上手じゃないのですよね。とにかく、余りそういう組織の規模であるとか、そういったものにちょっと限定をするのではなく、広く公募をお願いしていただきたいなということをちょっと添えておこうと思います。

それと、先ほどそのデメリットの部分ということであれば、確かに設計施工、実施設計と施工が一体となると、設計監理において、特にコスト管理ですよね。例えば予算が1億円オーバーしたから1億円削りたいといったようなときに、普通はその発注者の代理人である設計者がそれを交渉してきて、なおかつどこでどういうふうに落としたかっていう精査ができるわけだけでも、施行と設計が一緒になると、そこを精査する人間がいなくなるというような状況があらうかと思います。それはまた28年度のところで質問したいと思います。

じゃあちょっと最後に、ちょっと私これ、市長にぜひお願いがあるんですが、今回総合病院に関しては、私もちょっと大いに期待しております。いい建物が最終的にできるときに、それにかかわるのは発注者と設計者と施工者なのですよね。それぞれがそれぞれの本来の役割をきっちり果たしていくということで、最終的にいいものができる。

当然発注者っていうのは、ちゃんと支払いをするというのが第一の役割ではあるのですが、もう一つ実はあって、やっぱり設計者に対して一定のいい意味でのストレス、緊張感であるとか、プレッシャーを与えるっていうことなのです。

例えば、依頼をする際に市長のほうから一言添えていただきたいのですが、言葉をちょっと私それ、例題を言ってみますので、ちょっと参考になるかどうかなんですけども、私だったらこう言ってみたいのですね。今回の光総合病院の建設に当たっては、私市長を初め、一般市民5万3千人が大いに期待をしております。この今回、光の名にふさわしい、美しい設計に挑戦をしてみてくださいと、ぜひ言っていただきたい。これは、ポイントは、光市民がみんな期待をしているっていうこと。それから、光の名にふさわしいって言い方をすると、やっぱり光っていうのをモチーフにしたデザインにしていかなきゃいけないってことなのですよね。それから、美しいなんていう非常に概念的な表現を使うと、向こうも混乱するわけですよ。これは美しいものをつくんなきゃいけない。

それともう一個、挑戦をしてほしいっていうこと。建築っていうのはやっぱり常に挑戦なのですよね。こういったキーワードを添えて、ぜひ一言すると、設計事務所はすごく緊張します。プランだけクリアしてればいいじゃなくて、これはちょっと心構えが変わってくると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

#### ○市川市長

昨年あたりから、私は光の名に、この光市の一番のすばらしい資源として光の名をずっと思っているわけでありまして、職員の皆さん方にも、それにこだわって政策をしていくようにということを常々言っているところであります。今、委員さんのお考え、参考にしたいと思います。

#### ○木村（則）委員

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○森戸委員

ちょっと私は2点ほど。

1点は、設計施工等について、今いろんなお話があったのですが、地元の経済界としては、これ、今までで一番大きなビジネスチャンスといたしますか、今後恐らくこのようなビジネスチャンスはないのではないかとというぐらいの建築の額でございますので、ぜひ1点だけお願いなのですが、先ほど土木とか建築とか、その辺の部分の優遇というのはございましたのですけれども、調達という部分に関しても、ぜひ地元を徹底的に優先していただきたいと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

山陽小野田は、そういった備品とかを含めた調達に関しても台帳整備をされて、何ができます、何ができます、そういうふうな台帳整備もされておったと思いますので、そういう面に関してはいかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

私の基本的な考え方は、よい病院をつくりたい、いい病院を。それは、患者さんにとっても職員にとってもいい病院をつくりたい。それともう1点、安くつくりたい。これはございます。

○森戸委員

いや、それはわかるのですが、それは地元に対して配慮をしないということにとられるのですけどね。

○田村病院局管理部長

そういう意味ではなくて、地元をどういうふうを活用するかというのは、今後も検討する必要はあろうと思っております。

その中で、先ほど若干申し上げたのは、建築に対してそういう話はしましたけれども、今委員さんが言われるように、調達、この辺の形も山陽小野田は入れておるといのは知っておりますし、例えば、外から人が来られると、例えば工事のために。それによって市内の宿舎、要するに宿ですね、そういう話も聞いております。それも含めて、そういう形で経済効果っていうのは波及されると思っております。

○森戸委員

まあ、それはそうだろうと思えますけれども、それは当然のことでしょう。地域でやるんですからね。

そのことを聞いているのではなくて、調達に関して優遇をしてくださいというふうに、お願いをしているわけなのですね。いかがですか。それは、商工会からも出ていると思えますけれども。ぜひよろしく願いをいたします。出ていませんか。いやいや、要望としてです。さっき出ているって言いませんでしたっけ。

○森重副市長

これまでも光市並びに光市病院局においては、やはり地元の事業者が取り扱っておられる業態であれば、優先をして発注をしておる状況でございますので、これから先もその方針は変えていかないということでございます。

○森戸委員

わかりました。そう言っていただけるといいのですけれど、さっきの発言だとそうは受け取れなかったのです。

それと、11ページの看護師、主な費用の内訳の中で、看護師の動向について、ちょっとお尋ねをいたします。

病院の審議は大変久しぶりなので、ちょっとよくわからないんですけれども、平成26年度と比べて、これ予算の人数ですから、決算的に見て、微妙には変わるのだろうと思うんですが、看護師の動向っていうのはどうなのですか。増減というのは、どうい

う傾向にあるんですか。減ってきているのか、ふえてきているのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただけますか。

○田村光総合病院事務部長

動向ってというのは、全国的にと言われるのか、光市にと言われるのか。

○森戸委員

光総合病院の話です。11ページ、これ光じゃないのですか。光でしょ。光の話です。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院のほうでは、看護師が今7対1で充足している状況ではありますけども、看護師の場合に、どうしても退職が目立つことがあります。

昨年9月に、地域包括ケア病棟を改修させていただきました。それで、看護師の数が若干少なくとも足りているので、こういう数字になっていますけども、実際には募集をきちんとやっていこうと思っています。言い方が難しいかもしれませんが、資質の高い看護師さんを迎え入れたいというふうに考えています。

○森戸委員

それと、この11ページの下にあるメンタルヘルス委託事業というのがあります。これは、今までどういう状況なのかわかりませんが、初めてなのですか、こういう事業を光の病院でやられるのは。

○田村光総合病院業務課長

費用をかけてやることは初めてでございます。費用をかけずに院内で今年度も行いますけど、ストレスチェックは職員に実施しようと考えております。

ただ、労働安全衛生法の改正がございまして、ストレスチェックを受けた労働者等に対して、企業内外で相談、情報提供等の体制の整備に努めることというのが言われておりますので、それを予算化したものでございます。

○森戸委員

わかりました。私としては、例えば看護師さん等々業務量がふえて、非常にストレス、負荷がかかっているからこういうものを導入されたのかなっていうふうに思ったのですが、その辺のところは、職員さんにとって働きやすい職場なのか、負荷が逆にかかっているのか、その辺のところはどうなのですか。

○田村光総合病院業務課長

新入職員とかにつままして多いと思うのですが、どうしても働き出してすぐに、職場に対応できない職員とかも出てくる場合も考えられます。そういうときのために、内部、外部にこういう相談できる態勢があればいいということで、そういう実態もある

うかと考えております。

○森戸委員  
わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第10号 平成27年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：高山介護老人保健施設事務長

質 疑

○磯部委員

1点だけ、ちょっと確認させてください。濟いません。

27年度から介護報酬の部分で、通常は非常に減額になっていると思うのですが、非常に厳しい通所の環境の中で、予定を、目標を高く立てられて25人された。非常に戦略的にいろんなことをお考えだと思いますが、まずは影響額、どれぐらい報酬が減になるのか。それと27年度に向けた、そのあたりの獲得に対する何か工夫があるのであれば、お知らせをいただきたいと思います。

○高山介護老人保健施設事務長

介護報酬に関する影響額でございますが、入所につきましては750万円前後と思っております。通所につきましては、ちょっとはっきりとまだ詳しい資料が手元にないのですが、ざっと計算しますと、通所につきましては介護報酬自体は上がっております。ただし、先ほど言いました介護予防事業につきましては24%ぐらいの減になりますので、それを比較すると、通所につきましてはそんなに変化はないのではないかなと思っております。ざっとした私の計算ですけれども、厳しいのは厳しいです、はっきり言って。ちょっと私がざっと計算したのはそうですけど、ほか加算とか、いろいろとどの辺が算定できるかどうかというのは、今後説明会がございましたので、その辺を踏まえてまた算定できるものはしていきたいと。

それから、人数の件、非常に厳しいところ言われましたけれども、入所のほうはもうほとんど69.幾らという人数で推移しております。もう少し収益をふやし、介護報酬は減る、減算される中で収益をふやすためには、通所の人数を増やすしか、目標を立てて、みんなで頑張っていくしかないというふうに考えて、そういう数字を設定しました。

獲得に向けましては、非常に厳しいですが、最近たくさん通所の施設できておりますし、また入所の施設ができて、入所施設に入れるという傾向になりつつあります。その中で少しでも通所の方を来ていただくためにも、以前にも申し上げたと思いますが、近隣の居宅のケアマネジャーさんのところを尋ねて、誰かいい方を紹介してくださいということで、一人でも二人でも、まほろばのほうに来ていただくようにと、職員にも言っておるのですが、なかなかふえないのが現状ですけれども、目標として、ちょっと高い目標をたてさせていただきました。

○磯部委員

作業療法士さんはおられなかったのですよね。理学療法士だけでした。

○高山介護老人保健施設事務長

現在、作業療法士はゼロで、理学療法士が2名おります。

○磯部委員

年々、非常に厳しい環境の中で、努力はなさっていると思うのですが、逆に通所リハに関しては、ケアと、ただデイケアとケアがないところ、そのあたりで単価も随分違うとは思いますが、やはり医師がいらっしゃるというところで、医師を中心に、その理学療法士と一緒に、ほかとは優位性のあるそういった戦略がとれるのではないかな。こういうふうな優位なところがあると。

例えば、リハビリ、いろんなものにこういう特色があると。やはり医師がいらっしゃるというのは、大きな、ずっといるというわけではないのですが、医師の指導のもとで、いろいろなことが、戦略が計画が立てられるよという、何かそれも一つのキーワードになるのではないかなと思っておりますので、ぜひそのあたりも積極的に捉えて、この通所を一人でも多くやっていただけることをお願いしておきたいと思っております。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### 4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（環境部所管分）

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

## 質 疑

### ○畠堀委員

総括的な質問になるのですが、昨年の10月に、事務事業評価ということで結果をいただいております。これについては、25年度の業務をもとに評価されたわけですが、その中で、環境部につきましては、業務評価の中でB31、C6、Dが5件ということであったわけですが、この中には、当然前年度の中で特に改善図られたものもあると思いますが、今年度の予算の中でどのような対応をされていくのか。予算面だけではなくて、市民サービスの向上とかいろいろな考え方あると思いますが、今年度の事業の中での取り組み、反映についてお伺いしたいというふうに思います。

### ○山根環境政策課長

それでは、事務事業評価シートの事業コードの510の2の1から4について御説明をいたします。

まず、省エネ生活普及促進業務でございます。これは業務評価Bとしておりますが、これにつきましては、制度開始以来3年が経過をしていることから、助成対象となる設備や助成要件などについて一定の見直しを行い、26年度予算額2,000万円に対して27年度は1,000万円に削減をしております。

それから、2番目の「もったいない文化推進事業」ということで、これは業務評価をCとしております。これにつきましては、「もったいない風呂敷」をこれまで4,000枚を作成し、もったいない精神の普及に活用をしてきました。平成26年度に実施をしましたアンケート調査の結果によりますと、家に風呂敷のある家庭が70%以上あり、また、半数以上の方が本市の取り組みを理解するなど、これまでの取り組みを通じて一定の周知を得られたことから、現在の在庫をもって作成、販売は休止をしたいと思います。今後は、各家庭に保有される風呂敷を積極的に利用していただくことを主眼においた啓発活動を進めていきたいと考えております。これによって、歳出の販売委託料5,000円と、歳入の販売収入8万3,000円を削減しております。なお、作成に係る費用につきましては、平成24年度に風呂敷を作成をしたときには30万6,600円を支出しているところでございます。

続きまして、3番のエコフェスタ開催支援業務ということで、エコフェスタについては、これもCということで上げておりますが、休廃止等を視野に入れて実行委員会の皆様方と協議を行ってきました。その結果、26年度は、会場を市民ホールから地域づくり支援センターに変更することにより、規模を縮小するとともに、事務局長を実行委員会の方をお願いをして、事務の負担を軽減するなどの改善を行ってきました。その結果として、交付金を30万円から20万円に削減をしております。

それから、4番目の緑のカーテン普及促進事業につきましては、緑のカーテンの意義、役割が地域に広く定着しており、家庭や事業所において設置が進んでおります。この事業の中で、緑のカーテンコンテストを行ってきておりましたが、コンテストが果たしてきた役割である普及促進について、一定の役割を果たし終えたことから、今年度から休止をすることとしました。これによって、報賞費の4万8,000円を削減して

おります。

○畠堀委員

ありがとうございました。所管分ということで、またほかの、もし所管がありましたら、後ほどの説明の冒頭でも結構でございますので、御紹介いただけたらと思います。それぞれきっちり取り組みが進められておるということで理解しております。また、引き続き改善が掲げられている内容については、取り組みをお願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、もう一点。予算書の115ページの光市省エネ生活普及促進事業の補助金のことなのですが、これについては既に御説明がありまして、金額削減については、昨年度から1,000万円下がっているわけですが、太陽光パネルのほうの見直しということでお話ししておりますけれども、この促進事業についてももう少し詳しく御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山根環境政策課長

太陽光発電システムにつきましては、補助額や補助対象などの基本的要件は変更をしておりません。国の補助制度が廃止されたことによって着工数が減少傾向にあることから、補助枠の削減をすることといたしました。

省エネ設備につきましては、スクラップアンドビルドの観点から一定の見直しを行いました。具体的には、給湯設備の中で「エコジョーズ」「エコフィール」「エコキュート」「エコウィル」については、3年間で市場価格が低下しており、補助の必要性が薄れてきたことから、除くことといたしました。

LEDにつきましても市場価格が低下をしておりますが、引き続き幅広いニーズが見込まれるということから、補助対象としては残し、若干単価を下げております。

それから、あと、国の政策動向を踏まえて、新たな電力のピークカットや、非常時のバックアップ電源として有効な蓄電設備を対象とするとともに、発電機能を有する「エネファーム」につきましては、8万円から若干補助額を引き上げることとしたいと思っております。

また、省エネ設備には、既存住宅への設置であることや、市内業者に設置させることなどの要件を設けておりましたが、「エネファーム」や蓄電設備、ペレットストーブにつきましては、新築家屋への設置や、市外業者の利用も認めるなどの緩和を図って、各家庭への導入の促進をしていきたいと考えております。

○畠堀委員

状況に合わして改善をしていくというので、新しい取り組みをいただいているわけですが、今年度、特に新しい取り組みを始めるわけですが、何かPR等について、ことししっかりやる必要があると思っておりますけれども、どのような形で市民の皆さんへPRしていくのか、取り組みがあれば教えていただければと思います。

○山根環境政策課長

新しい制度のPRにつきましても、広報やホームページはもちろんのことですが、メーカーズハウスの営業の方や、今まで太陽光等を設置された業者、補助申請にかかわられた業者の方などにも周知をしてまいりたいと思っております。

○畠堀委員

業者の方へのPRも必要ですけど、やっぱり市民の皆さんの意識の改革といいますか、しっかり市民の皆さんにもPRしていただくようお願いいたしまして、この項、了解しました。よろしくお願ひします。

○木村（則）委員

今の省エネ生活、エコライフ補助金についてちょっとお尋ねしてみたいと思うのですが、今回、その燃料電池であるとか蓄電池といった普及を見据えているということなのですが、これそのものは、まだまだちょっと市民にもなじみがないと思うのですけれども、こういった利用ができて、こういった性能があつて、価格はこれぐらいでという、もう少し具体的にお示しいただきたいと思ひます。

○山根環境政策課長

蓄電池につきましても、定置用リチウム蓄電池として国も補助をしているものでございまして、理言う方法といたしましては、一つは、夜間の電力を利用して充電をしておいて、利用の多い昼間にその電気を使うというのが一般的だと思います。また、災害時などの停電時にもその活用ができます。ただ、災害時の利用につきましても、使う器具にもよりますが、1日から2日程度利用できるものと思ひます。

それから、蓄電池の価格みついてでございますが、これは、国が補助対象に認定している機器の一覧表を出しております。これによりますと、かなりの幅がございます。平成25年度の一覧表によると5kWの機器で、127万円となっております。

○木村（則）委員

わかりました。こうした省エネに関して、あるいは再生可能エネルギーの促進に関して、光市が先進的に取り組むということは評価しておるのですけれども、太陽光発電が、ここに来て国の補助額が削減されたとかということで、光市もそれに呼応するような形で、一定のこれまでも実績を積み上げてはきたわけですけれども、これに対して、私は、反対に国が下げたからといって、どちらかというところでは、やはりまだ光市としては、どんどん政策的にこれを売りとして継続していくべきだというふうにはちょっと考えているのですけれども。

ちなみに、26年度実績で、県内他市と比較して、今の補助額っていうのは、こういった位置にあるのですか。

○山根環境政策課長

太陽光発電システムの県内他市の補助の状況でございますが、これについては、県内全ての市町に補助制度があるわけではなく、また、全てを正確に把握しているわけではございません。例えば、下関市でいえば、kWあたり1万円で上限を3万円、長門市では、kWあたり1万円で上限を5万円、和木町では、kWあたり2万円で上限を10万円、阿武町では、kWあたり3万5,000円で上限を14万円となっています。なお、県では、kWあたり1万円で10kW未満までを対象としております。ただし、太陽光発電システムの助成制度につきましては、ほとんどの市町が国の補助金を受けることを必須要件としておりますことから、国の補助事業が25年度をもって終了しておりますので、補助が終わっている市町もあるものと思っております。

○木村（則）委員

今、光市、幾らだったですかね。

○山根環境政策課長

市内業者が2万円、市外業者が1万5,000円としております。

○木村（則）委員

太陽光に関しては、確かにこれまで一定の普及が実現できていると。それから、太陽光そのものも、5年前ぐらいから比べると約、今、半額ぐらいにはなってはきていると思いますので、当然一定の見直しというのはあってしかるべきだろうとは思いますが、やはり、先ほども申し上げたとおり、これ、ぜひ光市のやっぱりブランドとして、売りとして広くアピールするといった意味も含めて、このあたりはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

○森戸委員

今の太陽光のところ、省エネ生活普及促進事業で、太陽光のほうの地元の理由がわかったのですが、もう1個のやつがどういうふうになっているのか、もう一回御説明をお願いいたします。

太陽光のは聞きましたので、太陽光ではない部分の、地元優遇の適用範囲を教えてください。

○山根環境政策課長

省エネ設備の補助対象となる施設は、蓄電池、エネファーム、太陽熱温水器、ペレットストーブ、窓の改修、LED照明が対象になります。

○森戸委員

それ、地元優遇が、地元と地元じゃないとどう違うんですか。

○山根環境政策課長

市内業者限定をしておりますのは、太陽熱温水器、窓の改修、LED、この3つを市内業者に限定をしております。

○森戸委員

昨年度との違いは。

○山根環境政策課長

昨年度は、エネファーム、ペレットストーブも市内業者に限定をしておりました。

○森戸委員

それを、今回変更した理由をもう一度御説明いただけますか。

○山根環境政策課長

特にエネファームにつきましては、3年間で利用が1件しかなく、普及が図れなかったということで、今回の蓄電池も含め、新築でつけられる方のほうが多いと思いますので、新築を対象にしなければ普及が図れないと思っております。

○森戸委員

了解いたしました。

それと、予算の概要のところではちょっとお尋ねをいたしますが、予算の概要の19ページに、公共施設の太陽光発電システム設置事業ということで、ソーラーシティプロジェクトがございますね。ソーラーシティプロジェクトの一環として、里の厨と室積コミュニティセンターに太陽光発電システムを設置することなのですが、先ほどの歳入の補助金の説明のときに、室積コミュニティセンターの場合は蓄電池の話があったのですが、里の厨の部分はどうなんですか。それはないのですか。その言及がなかったのです。

○山根環境政策課長

里の厨は、太陽光発電のみとなります。室積コミュニティセンターは、避難所として指定する施設であることから、太陽光発電と蓄電池と、ハイブリッド外灯の3つをつけるということとしています。この補助の事業につきましては、環境政策課が窓口になり、市内の避難所について検討した結果、室積コミュニティセンターに設置することといたしました。歳入については環境政策課が所管になりますが、歳出については市民部で計上されております。

○森戸委員

わかりました。厨は避難所じゃないからということですね。だからね。

○山根環境政策課長

避難所としての、この補助事業には対象となっていないということでございます。

○森戸委員

わかりました。それと、光ソーラーシティプロジェクトで、これまでとことしに該当する事業は何なのか、これまでやってきたことは何なのか、次年度以降残っているのは何なのか、その辺のところ、ちょっと簡単に御説明いただけますか。

○山根環境政策課長

ソーラーシティプロジェクトに関しては、太陽光発電の設置ということで、市が事業として考えておりますのは、エコライフ補助金がございます。それから、公共施設への設置が、環境基本計画の目標を13としています。24年度で8施設に設置しており、26年度に給食センターに設置し、27年度に室積コミュニティセンターと里の厨に設置予定でございますので、もう2カ所の設置を検討していきたいと思っております。

○森戸委員

わかりました。あと2カ所、どこを考えていらっしゃるのですか。13のうち11までは設置されたということだと思いますので、何かその案があるといいますか、その辺のところ、わかれば。

○山根環境政策課長

具体的にはまだ計画されておりませんが、計画策定時には三島温泉健康交流施設、地域づくり支援センター、本庁などを辺も視野に入れて検討してきております。

○森戸委員

了解いたしました。

それと、放置自転車、ここでもよろしいですか。（発言する者あり）放置自転車。これ違いますかね。

○山根環境政策課長

訂正をお願いします。先ほど私が、ペレットストーブと申しましたが、木質バイオマスストーブに訂正をお願いします。

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

先ほどもお伺いしたのですが、事務事業評価のその後、取り組みについてできるものがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○小田環境事業課長

御質問についてお答えさせていただきます。

事務事業評価で、環境事業課について、今回予算的な見直しを行えたのが520の2、事務事業評価307ページでございますが、まず薬剤散布、これについてD評価ということで、これについては、今回26年度から自治会等の要望により住民立ち会いのもと現地調査し、必要な場所はスポット的に散布する方法に切りかえたことから、今年度については、予算的には前年に比べて349万7,000円の削減となっております。

続きまして、海岸清掃520の5の番号で、ページ数が323ページでございます。これについてC評価ということですが、これについても、27年度から毎月の海岸清掃の委託料の金額については、185万1,000円ほど減少すること。これが、先ほど申しました、夏以外については作業日数及び時間を減少することで削減を図っております。

次に、事務事業評価520の7、B評価になっている部分、ごみ収集の委託についてでございますが、これ、直接減少ではなく、逆に増加しているところではございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託の基準により、その項目の一つに、委託料が受託業務を遂行するに足りる額ということが記載されております。その対応といたしまして、専門家による設計の審査を90万円での委託を歳出予算で計上させていただいております。それにより今後適正化を図り、随意契約等の場合は算定根拠の明確化、入札が必要な場合については、設計等に活用したいと考えております。

あとの項目で、D評価とかいうのが2件ほどございます。1件は医療廃棄物。これは、前回の委員会の方でもお話が出ましたが、これについては、市の医療廃棄物に対する処理責任等を考慮しながら、検討していきたいと考えております。もう一点は、し尿くみ取り料金対策の交付金ということで、これも520の12番、D評価になっております。ページ数343ページでございますが、これについても、支援のあり方等について検討は必要とは考えておる段階で、具体的な対応にはできていないのが現状でございます。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。今、環境事業部については、B項目で9件上がっておりますし、あと、D項目でも3件上がっておったのですが、今御紹介いただいたD項目については2件だったと思いますが、もう1件何かあれば、取り組み状況を教えていただければと思うのですが。

○小田環境事業課長

まず薬剤散布、続きまして医療廃棄物と、あと、し尿くみ取り交付金の、この3点を説明させていただいたと思います。

○畠堀委員

了解いたしました。まだ、いくつか紹介いただけてないっていうのもあると思いますけれども、まだ今後の取り組みとして残っているのもあるのではないかと思いますので、引き続きの対応をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○加賀美委員

じゃあ、さっきの周南地区衛生施設組合の負担金の問題でございます。115、6ページですけども、これが、一昨年が約3億3,000万円、昨年が約2億5,000万円、そして今年が約2億2,000万円とどんどん下がってきていると。この理由としては、焼却費か燃料費関係が理由かなと思っていましたら、先ほど負担割りで、光市の負担割りが減ったからと、こういうことで減ったということであると思うのですよね。あと、そのほか、その燃料費の問題なんかというのは、実績でカバリングするという形になっていくのでしょうか。そこらあたりちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○小田環境事業課長

ちょっと詳しくは私も認識はしておりませんが、燃料費というのが当然、鹿野と新南陽地域がふえることによって、発電能力が上がる話は聞いております。その関係で、光熱水費分の予算については削減されているように記憶しております。

○亀井環境部長

ちょっと補足をさせていただきます。今、加賀美委員さんお尋ねの燃料費あたりは変動費でございますので、毎年組合事務局のほうで、前年度までの実績を踏まえた変動費の予算を組まれております。その額に応じて毎年変化が起きているということでございます。

○加賀美委員

予算の中にもそういうものが織り込まれているということで考えてよろしいのですね。わかりました。

次は、小さいことで申しわけありません。123ページの一番上の薬剤散布委託料の問題については、前回の補正のときにも質問いたしましたけど、私どものところからずっと町内におきまして、昔から散布をしていただいていると。公共下水道がなかなか通らなかったときは、いわゆる汚水が流れていたのですけども、下水道が適用されて以降は、雨水しか流れてないのですよね。そういう意味でも、薬剤散布はもういいですよと連絡したにもかかわらず、ずっと続いていると。そういう状況があるわけですけどね。前回のお答えでは、各町内に確認をしてやるということでしたので、光市には300ちょっと超えるぐらいの自治会があるわけですから、この辺について、一回要るのか要らないのかという紹介をされることも必要じゃないかと思うのですけども、これはどういうふうにも今後実行ではやられるつもりか、もう一遍確認しておきたいと思えます。

○小田環境事業課長

この薬剤散布自体が昭和の時代に始まったものでございまして、途中で、加賀美委員のおっしゃるように、浅江地区の、例えば、虹ヶ浜とか丸山、宝町、協和町、木園、

この辺は廃止しております。当然下水道が普及することによって、各自治会等に紹介というのが、同じ自治会でもやっているところと、やっていないとか、まちまちな状況でございます。昨年度からは、要望により職員等立ち会いのもとに調査し、散布が必要であれば散布している状況でございますので、今後27年度についても、まず地域の方が必要という要望をいただいて、調査して、それによって対応を考える、形をとっていきたいと考えております。26年度の件数は1件でございました。

○加賀美委員

わかりました。うちのところも、じゃあ、やめましたわ。廃止になっていないでしょ。だから……。

○小田環境事業課長

対象にはなっておりますが、要望が出なかったことから、散布の方は（発言する者あり）実施しておりません。

○加賀美委員

わかりました。もう1件しかないっていうのなら、この予算もそんなにいりやせんと思うのですけどね。そこらあたりはやっぱりきちっと調査して、もう要らないというところはちゃんと消し込んでいって、本当にやってほしいというところを確かめて、年々よって、ことしはやって、来年はしないことはないと思うので、一回調査をされて、そういった中できちっとした対応をされたらいいんじゃないかと思います。その辺を要望しておきます。

それから、続いて129ページも、これも非常に小さな問題で申しわけないのですが、廃タイヤ等の処分委託料というのがありますよね。不燃物の置き場に廃タイヤが時々捨ててあるのです。もう廃タイヤはとってもらえないわけですよね、本来。そういうものは、もちろん長く置いておけば、市のほうも持って帰っていただいていると。そういうものが対象か、何か。この廃タイヤ等の処分委託料というのはい体何か、ちょっと教えていただければと思います。

○小田環境事業課長

この廃タイヤ処理委託料は、主に不法投棄されたタイヤの処理料でございます。

○加賀美委員

じゃあ、町内会のほうに廃タイヤが捨てられてあったら不法投棄だと、そういうことで申し込みすれば持って帰っていただけると、こういう理解でよろしいですか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○加賀美委員

理解いたしました。

それともう一つ。その下の、不法投棄改修処理委託料っていうのが、公共用地にごみが捨てられているっていうことですが、こういう実績がやっぱりあるのでしょうか。

○亀井環境部長

先ほどの答弁、訂正させていただきます。廃タイヤの処分委託料は、不法投棄のタイヤ、これはエコパークに持ち込めませんので、業者に委託をしております。自治会で出されたのは、基本的には自治会費で負担をいただいております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

最後に、先ほど質問した分のは、不法投棄改修処理ですね。その不法処理回収は、市の土地に不法投棄されたものについて処理するというようなお答えがあったのですが、じゃあ、その市有地にそういうようなごみを捨てるっていうようなケースがあるのかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいんですが。

○小田環境事業課長

市有地ということで、主に、具体例で申しますと、コバルトライン沿いの市有地とか、茶臼山に上る間の市有林とかに投棄されるケースがございます。

○加賀美委員

現実に、実績として上げているのですか。25年度の中でもそういうケースはあったのでしょうか。

○小田環境事業課長

この予算を執行しているのが平成16年。それ以降は、執行のほうはしておりません。

○加賀美委員

非常に厳しい法律等で決まり、やっぱり不法投棄は減っていきというような実績がふえているということなのですね。人が見ているような、人が通るようなところには捨てないというようなケースが多いのです。特に山奥とかそういうところに捨てるのが多いので、今、先ほどお聞きしたのですが、山に捨てるケースが多いのですが、山は環境の範囲じゃないっていうことなので、これ、恐らく今、そういう公共が管理している場所には今実績がないということなので、やっぱりこの辺を加味した予算をつくっていくべきじゃないかと思って、一つ要望しておきたいと思います。

○森戸委員

塵芥処理の127ページで、ごみ収集業務委託設計審査委託料というのがあったのですが、聞き取れなかったので、もう一回詳しく、配送法との関係性も含めてお願いいたします。

○小田環境事業課長

このごみ収集業務契約設計審査委託料でございますが、今回、廃掃法施行例第4条により、市町村が一般廃棄物の収集運搬を市町村以外の者に委託する場合の基準が決められており、その中に、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることということが、一文に明記されております。このことから、有識者に助言等をいただくことで設計根拠を明確にし、適正価格でごみ収集委託契約することを目的としたものでございます。

○森戸委員

4条、もうちょっと平たく言うと、どういうことになるのですかね。

○亀井環境部長

簡単に言いますと、安定的、継続的に、要は、常用の職員をおいて、適正にそういう収集運搬器具等も整備して、毎日滞りなくやるためにという体制が基本的にあるわけでありまして。それが、果たして事業者側が言う設計が妥当なのか、そこまでお金がかかるのかということ、我々では審査が難しい部分を、公認会計士のいる会計監査法人のようなところで業務にされているところに委託をして、我々のつくった設計書を審査していただいて、悪いところは直していただくという業務をしようとしているものでございます。

○森戸委員

何となくわかりました。要は、今出している仕事が高いかどうかも含めてわからない部分があるので、その辺を専門家に判断していただいて、適切な設計にしたいということによろしいのですかね、ごみ収集自体が。ということですね。はい。了解いたしました。

○木村（則）委員

先ほどの127ページ、海岸清掃等委託料、ビーチクリーナーの件、再度確認をしておきたいのですが、今回ビーチクリーナーの導入によって、作業効率が大幅に向上することになったということでしょうけれども、と同時に、先ほどお示しいただきました全体予算も削減が図られたと。

これまでと比較して、年間の延べ作業量、作業時間ということでは言い表せるのかなと思いますけれども、どういうふうになるのですかね。

○小田環境事業課長

今回、今までは一律年間、月20日、2人体制での作業を実施していましたが、今年度から7、8の2カ月については、月に20日を26日、具体的に申しますと、虹ヶ丘18日、室積6日、2日が収集運搬以下、処理場に運搬する、そういった日を充てております。日数的には6日増加しております。

人数についても、2人からこの期間は4人ということになっております。ただ、時間が今まで一日8時間の労働時間でございましたが、これが4時間、半日の作業内容としております。

結果的に、時間でいくと、7、8については従来よりもふえた結果になっております。それ以外の月数については、20日を10日に減少しております。なおかつ、8時間を4時間に減少している関係で、今までの約4分の1の作業時間となっております。

○木村（則）委員

今トータルで言うと、何日っていうふうには今お示しはいただけないですね。何日が何日に変わったっていう数字では。

○小田環境事業課長

日数で言えば、7、8月は20日が26日にふえております。

○木村（則）委員

日数はふえても、時間が8時間や4時間とかで言われると、知りたいのはとにかく時間ですよ。

○小田環境事業課長

ちょっと時間にしては計算しておりません。手持ちの資料を持ってきてないのですが、7、8月についてはやっぱり増加した程度しか、申しわけございません。

○木村（則）委員

じゃあ、何割ぐらいふえたか、減ったかはわかりませんか。

○小田環境事業課長

申しわけありません。その他、要は7、8月以外については、今までの時間の4分の1の作業時間になっております。全体では計算しておりません。

○木村（則）委員

わかりました。じゃあちょっと、後ほどでいいので教えてください。当然、ビーチクリーナーを採用したことで効率が上がるわけですけども、これまでと一日同等の作業をした場合の、今までの重機と今回のビーチクリーナーと、これから実施していく中で数字として表れてはくるのでしょうか、今のところどの程度、何割程度の効

率が向上したってというふうにお考えですか。

○小田環境事業課長

夏の7、8月については、清掃内容としてはビーチクリーナーを使うことによって、かなり精度の高い清掃が可能と考えております。

効率的には、ビーチクリーナープラス人員もふやした設計をしている関係で、夏場については効率はよくはなっているのですが、今まで以上にきれいにするという目的があることから、具体的に効率が幾らになっているかということはお示しできません。

○木村（則）委員

わかりました。その効率等々以上にクオリティも上がっているということです。しかし、その金額が先ほど幾らか減額が図られたということに対して、大体年間の作業時間ちゅうのが把握できてないというのは、ちょっと困ったものだなと思いますけど、まあ、いいですよ、今一生懸命電卓はじかれていますけども。後ほど結構なので、教えていただければよろしいかなと思います。

○磯部委員

私は簡単なものをちょっと確認だけさせていただきます。

今回127ページの最後のほうですけれども、今回スマートフォン対応のごみの分別の、要するにごみ事典のアプリを導入するということで、非常にこれはありがたいことだなとおもっているのですが、このスマートフォン対応の使用は、いつぐらいからそのアプリが使用できるのでしょうか。

○小田環境事業課長

現在の予定でございますが、6月をめどに考えております。

○磯部委員

6月から、6月の（「1日から」と呼ぶ者あり）1日から、それが導入できるということ、使えることができるということですね。

○小田環境事業課長

まだ、具体的に業者と今から煮詰める関係もございまして、一応そういう形での、皆様に利用できるように、6月1日からということで考えております。

○亀井環境部長

済いません。今、課長が申し上げたあたりの辺につきましては、新年度に入ってから決定したいと考えています。今のところ未定ということでお許しをいただきたいと思えます。

それと、先ほどの木村委員さんからのお尋ねでございますが、3,840時間が1,632時間

になります。これは、さっき課長が申しあげました夏だけ4人とか、冬は2人に戻すとか、日数を日曜以外は26日やるとか、そういった冬場は月の3分の1しかもうしないとか、シーズンオフには、そういうふうの全部掛け合わせた時間でございます。

#### ○磯部委員

話がまたもとに戻ってしまって、もう1回アプリの話をしていただけますけれども、私は今、お年の方もこのスマホを使われる方が多くて、特に、私も随分前に、ごみ分別14分別、非常に大変なときに事典を出していただいた、それも非常にわかりやすかったのでありがたかったのですけれども、よくお問い合わせがあるのですね。

私も頭に全部入ってないので、これはどっちだったかという、そういうお問い合わせがあるときに、瞬時にお伝えできないときもあって、あやふやな回答がいけないので、そういうときにアプリがあるとすぐにお答えできるかなというふうに思っておりますので、導入時期が未定ということですが、積極的に、そのあたりを早急に、PRも兼ねてやっていただきたいなというふうに思っております。

そしてもう1点、この中にはごみカレンダーの印刷製本、これがどうのこうのっていうわけではなくて、先日新たなカレンダーが届きました。その中で、可燃ごみに入っているごみで、資源になるごみの表が写真つきでありました。封筒とか普通の紙とか、これを出していただいて古紙に回せば、これが資源になるのですよというような、非常に写真つきですごくよかったのですね。

改めてうちの家族でも、これはちゃんと出していかなきゃいけない。自治会のほうでも紙製容器包装類っていうものを団体の回収として、それを自治会費とか、そういうものに積極的にやっているところもあるのです。

うちなんかは特に、いろんな人のお声かけをして、その紙製容器包装類を集めて自治会費にしようという、そういう取り組みをしておりますので、もっとその輪を広げていけばいいかなというふうに思っていますが、逆にスマートフォンのこのアプリの中に、そういった可燃ごみに入れなくて、こちらに資源にも出せるのですよといった、そのようなことも入れるのでしょうか。ただ単に、ごみ分別事典としてのものなのか。そこはちょっと教えていただきたいと思います。

#### ○小田環境事業課長

今の計画の段階で申し上げますが、一応ただ単なる分別事典では、今40ページに1,026品目の項目が掲載されております。当然この品目では、見てもわからないとかいう苦情等もございます。アプリであれば、原則制限がございません。そのため、そういった分別の問い合わせの多いものについては、常に追加していきたいと考えております。

今言われるその他のメニューとしてごみカレンダー、これは載せる計画がございます。地区ごとにカレンダーによって、いつが何の日ということの検索ができるものと、あと市のホームページ等にリンクして、リユースの情報等、この辺についても提供できるのではないかと思います。今言われた資源回収、分別事典の中に、例えばお菓子の

箱とかいうのを載せれば、これは資源、雑紙のほうで回収というようなコメントは載せられるのではないかと考えています。

#### ○磯部委員

アプリを導入することによって、さまざまな情報が提供できるということが今確認できたので、とてもありがたいなと思っております。やはり、お年の方も、若い人もやっぱり少しでもごみになるものを光市の資源にできるというふうな認識にもなりますし、それがさまざまな団体の会費の、会費というか活動費になる。学校なんかもこれ一生懸命やってらっしゃると思いますけれども、そういう機運を高める上においては、今リユースあたりも情報として提供する。

非常にいろんな問題がここに充実できるような要素があるのではないかなと思っておりますので、詳細がわかりましたらまた早急にお知らせをいただきまして、また、いつぐらいということがわかりましたら、また早期にできるようにお願いをしておきたいと思っております。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

#### 質 疑

#### ○畠堀委員

先ほどもお伺いしたんですけども、事業評価の深山浄苑さんについてはB評価のところしかなかったんですけども、その項目の進捗状況についてお知らせいただけたらと思います。

#### ○中本深山浄苑長

深山浄苑では、職員一丸となって効率的かつ適正な運転を目指しております。事業評価シート335から340ページまでのし尿処理事務費、深山浄苑管理運営事業、し尿処理事業の3項目の合計で、前年度より3.26%削減の予算計上となりました。平成10年10月より新施設を稼働いたしまして17年目を迎え、今後、よりいっそうの合理化を図り、削減に努めてまいりたいと思っております。

○畠堀委員 了解しました。ありがとうございます。

説 明：松本環境部次長兼下水道課長 ～別紙

#### 質 疑

#### ○畠堀委員

先ほどの質問の続きですけども、下水道課のほうで取り組んでこられました事務事業評価のB評価以下の項目について、それぞれの項目の進捗状況で結構でございますの

で、どの項目で、今どんな項目が何件進んで、あと今年度、どんな取り組みを何件取り組んでいくのだというようなところで結構でございますので、教えていただけたらと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道課所管分につきましては、浄化槽設置補助事業でございます。業務評価Cとなっておりますが、区域外については今まで国庫補助事業で要望した件数程度を要求しております。区域内につきましては、事業を始めまして4年になりますが、過去の実績に基づき、予算を要求しております。

○畠堀委員 了解しました。ありがとうございます。

○木村（則）委員

1点だけお願いいたします。先ほど、太陽光発電パネルの件、質問をさせていただきましたけども、少々消化不良なので、もう1点だけちょっとお尋ねしてみたいと思います。

私、やはり先ほど申し上げたとおり、これやっぱり政策としての位置づけ、やっぱり光ブランドの新調をさせるべく位置づけだというふうに考えています。したがって、補助率は今予定でよろしいかなと思いますけれども、やっぱりその補助金額っていうのを県内一番とは言わないまでも、やっぱり上位に設定すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山根環境政策課長

太陽光発電システムの補助事業については、21年度から実施してきております。当初の単価は見直しごとに下げてきているところでございますが、この理由としては、市場価格の低下に合わせて補助額を下げてきたという経緯があろうかと思っております。

○木村（則）委員

いや、それはわかるのですよ。わかるし、これ以上言いませんけれども、私は今質問したのは、政策的な位置づけとしてどうなのかと、もっとこの部分はしっかりやるべきじゃないかという質問をさせていただきました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第4号 平成27年度光市墓園特別会計予算

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

## 質 疑

### ○加賀美委員

ちょっと非常に申しわけないのですが、墓園のことにつきましてはちょっといい加減思っておりますので、御質問いたします。

当初予算の概要の45ページをちょっと見ていただきましょうか。ここにあるように、現在の貸し出し残数については、西部墓園が10と、大和あじさい苑がゼロと、これは12月末なのです。これからまだ若干返還があったってということで、今18カ所出すっていう予算が立てられていると思うのです。これは平成21年からこういう制度をやられて、これ非常に効果が、御努力が実って、だから予算の繰上充用金も、当時は2,000万円ぐらいあったのが550万円ぐらいまで減ったのだと。これは努力の代物だと思います。それで、ただこれから考えていかなければならないことは、永代使用料の貸し出しが5割と、平地の、まだ墓を建ててない場合には5割返しますと。墓を建てた人は、きれいにのけて3割返しますと。こういうのが21年に条例で決まったわけですけどね。その後、その永代管理料が3万6,000円まで値上げになっているわけですけども、基本的にはもうそろそろ、貸し出した額を返していいではないかと。

だから、例えば15万円でしたら15万円返して、そしてその当時の永代管理料はもう返さない。そうすると、それを今いくらで貸し出せるかということ、一般的な4 m<sup>2</sup>の（ボホン）におきましては、やっぱり24万8,000円に3万6,000円を足したこの金額で貸せるわけですよ。そういう意味から、もう昔5割じゃなくて10割にすべきじゃなかろうかと。

もう1点は、お墓を建てたままどこに行っているか。よそのほうに行かれて、帰ってきてあれをきれいにして返すのはいやだと、面倒くさいと、墓のまま返したいと、お金は返してほしくないって人がいらっしゃるのです。そういう人たちも受け入れたらどうだろうか。

いや、実はそういう業者の方に聞いてみたら、墓を壊して、捨てて、法要して、大体四、五万でできるって言うておられるのです。だったら、墓を返してもらって、そしてそれをそのまま返してもらって、お金は返さない。そして、壊していくと。そうすれば、もっともっと返還してくださる方がふえるのではないかと思うのです。

だから、今やっぱり、この条例21年のときにつくられたのは、思い切ったやり方だと思いますけど、半分しか返さない。借り賃の半分しか返ってこない、おかしいなという思いと。それから逆に、墓のまま返してなぜひけんのじゃろうかと。そういうところはちょっと見てみましたら、墓のままで返しても、十分3割、20万円でしたら6万円、15万円でしたら4万5,000円、この範囲できちっと処理できるというような、これはまた正式に確認していただきたいのですが、そういうことができると思うのですよね。

そういう点について、次回の改正のとき、恐らく3年に1回ぐらい、ちょっと見直してというようなことをしておられるんじゃないかと思いますが、考えてみていただけたらと思います。

そうすると、今言うように残高、今、新しい造成をつくらなくても済むし、そしてまた返還の数がふえていくのではないかと思うのですよね。その辺のお考えをちょっと整理していただくことを要望として出しておきます。返答は結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ③議案第5号 平成27年度光市下水道事業特別会計予算

説 明：松本環境部次長兼下水道課長

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 5 建設部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ③議案第31号 光市特別用途地区建築規制条例の一部を改正する条例

説 明：玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（建設部所管分）

説 明：田村道路河川課長 ～別紙

## 質 疑

### ○畠堀委員

御説明ありがとうございました。総括的な質問をさせていただきますが、27年度の予算、建築部予算が構築されているわけですが、その中で、昨年10月にいただきました事務事業評価の結果が出ているわけですが、そういったものがどういうふうな形で反映されているのか御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

### ○岡田建設部長

建設部の新年度予算に、事務事業評価をどのように反映しているかという御質問は、私のほうからお答えをさせていただきます。

建設部では、限られた予算、人員の中で、より効果的で、しかも効率的な活用を図るという観点から、主なものを申し上げますと、冠山総合公園の指定管理に当たっては、御承知のように利用料金制の導入や、オートキャンプ場の通年開園を実施し、公園の効果的な活用と利用の促進、さらには維持管理経費の縮減に取り組むこととしております。

また、道路の維持管理事業におきましては、予算の組み替えを行いまして、安全安心の確保のための迅速な対応と、事務処理の効率化を図ることとしております。

さらに、各種団体等の負担金について、改めて事業内容等を検証した結果、効果が少ないと判断される3団体については、平成26年度をもって退会をし、新年度予算への反映を図ったところでございます。

### ○畠堀委員

御説明いただきました。件数としたら、建設部についてはB評価が38、Cが2、Dが3件と上がっているわけですが、件数でなかなか説明いただくっていうのも難しいってことで、部長のほうから取り組みの状況についてわかりやすく説明いただきましたので、まだ引き続きの取り組みもあるのではないかと思いますので、対応をよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

次に、予算概要の32ページに記載しております、先ほど予算の説明でもあったんですけども、市内の市道橋梁整備事業ということで、ことしは市内の4橋の実施設計と1橋の補修工事というのが上げられておりましたけども、これらの場所と補修内容、工期等について御説明をお願いいたします。

### ○田村道路河川課長

市内市道橋梁整備事業の4橋の実施設計と1橋の補修工事の場所と補修内容、工期でございますが、まず4橋の実施設計につきまして橋梁名を申し上げます。虹ヶ丘花園橋、川口第2橋、旭橋、それから大町幹線橋でございます。こちらの4橋は補修実施設計を行うもので、内容としましては、外観の変状調査や損傷箇所の調査をし、各種

試験などを行って、橋面の補修、伸縮装置や高欄の補修設計を行ってまいります。  
設計の期間につきましては、旭橋以外は、おおむね発注から4カ月を考慮しております。  
旭橋は、おおむね6カ月を考慮しております。  
次に、補修工事でございますが、こちらは、汐入武田正門前橋第3橋でございます。  
工事内容は、床板工では、断面の修復、橋面防水や伸縮目地にシール材の注入等を行います。  
地覆工では若干ひび割れがございますので、ひび割れに注入工を行います。  
下部工は、ひび割れ等断面修復を行います。工事期間としましては、約4カ月程度を考慮しております。

#### ○畠堀委員

ただいま4橋の実施設計と補修工事の内容について御説明いただきました。いずれも地域の皆さんの生活にもかかわってくるものでございますので、利用者の方を含めて、工期の説明なり周知のほうもよろしく願いをしておきたいというふうに思います。  
合わせまして、同じくその概要の中の32ページに掲載されておりますけども、市内市道橋梁定期点検事業ということで、国からの要請にのっとりして点検をしていくのだという話がございますけども、光市においては、光市橋梁長寿命化修繕計画というものが、もう既に光市として点検を行って計画が組まれているわけですけども、このたび、国のほうからのそういった要請について対応していく中で、これまでの既に策定されております計画との関係、せっかくつくったものに対するどんな影響があるのか、そのあたりの部分を含めて、内容について御説明いただけたらと思います。

#### ○田村道路河川課長

平成25年に道路法の改正が行われまして、平成26年の7月に施行された道路法施行規則において、5年に1度の頻度で近接目視による橋梁の点検が義務づけられております。  
修繕計画は以前の基準により点検を行い、光市長寿命化修繕計画を策定しております。  
今後の定期点検の結果に基づきまして、劣化予測や、対応工法の見直しなどをして、橋梁の最新情報が反映される計画に更新していく必要があるため、計画の見直しを検討していく必要があると考えております。

#### ○畠堀委員

そうしますと、これまでつくってございました計画の見直しということになるのだらうと思いますけども、どういうタイミングでそういったものを見直すのか。その都度やってくるのか、一度計画そのものをほごにするのか、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

#### ○田村道路河川課長

長寿命化修繕計画では、おおむね5年に1回を目安に点検を実施し、また、おおむね10年から15年ぐらを目安に必要なに応じて見直しをしていくという計画となっております。

ますことから、今後の定期点検が終わった段階で、劣化状況や損傷状況等を見まして、計画を見直す必要があれば見直していきたいと考えております。

○畠堀委員

ありがとうございました。いずれにしても、安全安心にかかわる大きな影響があるのでございますので、点検にあわせて、その都度、改定をよろしく願いしときたいと思います。ありがとうございました。

○森戸委員

2 m以下の橋梁はどういうふうに点検をされておられるのですか。

○田村道路河川課長

現在、点検は行っておりません。

○森戸委員

その2 m以下の部分については、2 m以上の橋と同等に劣化をして、コンクリートが剥離をしたりとかという状況が起きていると思います。その辺のところは、数自体がどのくらいあるのかわかりませんが、何らか見ていくことが私は必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○田村道路河川課長

仰せのとおり、必要と思いますが、現在そこまで出来ていません。

○森戸委員

わかりました。実際に剥がれていますよということで報告した箇所もございますので、よろしく願いいたします。

それと、橋梁の整備に関して、工法というのですか。どういうふうにやるのが一番効果的なのか、橋梁の補修といいますか。その辺は、いろんな工法があるのではないかと思うのですが、そういう部分は、どのように判断されて今の工法を採用されているのか。もっと安くていい方法があるなら、そちらを採用すべきでしようし、そういう部分の検討、研究はどのようにされているのでしょうか。

○田村道路河川課長

先ほど、4橋の補修実施設計の内容を御説明しましたが、その補修の実設計で安い工法を検討していくことになります。

○森戸委員

シンプルなお答えで、ありがとうございます。そういうことですね。よろしく願いいたします。

○木村（則）委員

121ページの光駅の跨線橋の補修事業についてお尋ねしたいと思いますが、まずは、この事業は2年にわたるという理由についてお答えください。

○田村道路河川課長

光駅の跨線橋は橋長が長く、様々な部分の補修箇所があるため、事業期間が2カ年にわたることになります。また、4月に入り速やかに着手できず年度の途中からとなりますので、2カ年にわたります。

○木村（則）委員

わかりました。これ、工事中の使用っていうのは可能なのですか。

○田村道路河川課長

現在は、日中は歩行ができるようにし、夜間での作業を、考えております。

○木村（則）委員

わかりました。

それと、金額はかなり規模の大きい工事だというふうには理解はしているのですが、工事費の決定に当たっては、たしか、これJRに委託するというようなことであつたらうと思いますけど、その辺の工事費の調整っていうのはどういうふうな形で進めていくのでしょうか。

○田村道路河川課長

現在、確定した金額でございません。工事費につきましては、補修設計図書により、概算工事費を算出しております。これから、補修設計図書をJRへ提示して、JRのほうからの工事費の提示を受け、それを精査して、協定を交わすこととなります。

○木村（則）委員

わかりました。ある程度といいますか、発注の側が主体を持って、工事金額の調整に努めていただきたいと思います。

最後に、この跨線橋の塗装工事に当たっては、誰が色を決めるのですか。といいますのは、今、ちょっと光市内のいろんな、民間があるのですが、どんどん余りよろしくない色が使われていたり、景観が壊れているところもあつて、ちょっと気にしているところではあるのですが、お願いします。

○田村道路河川課長

この跨線橋は、市の財産でございますので、市の内部で協議して色は決定します。

○木村（則）委員

非常にこれ感覚的な話なので、なかなか難しい面もあろうかと思いますが。ひとつよろしく願いいたします。

○磯部委員

ここでよかったのかなと思うのですが、荒神道線の、ここでよろしいですか。説明がなかったので、ちょっと自分で一生懸命調べて。（発言する者あり）説明ありましたね。聞き漏らしておりまして、大変失礼いたしました。済いません。

これは、室積コミュニティセンターの整備に当たって、こちらから入る道というか、そういうので一定の整備をして、またあそこは昔から街路灯があるのですけれど、今、2基ぐらいしかついてなくて、地元の方たちもやはりそういう声が上がっていたのですが、改めて、従来の照明ではなくて、新たに入り口、暗いところに、この地図を見たら設置するという理解でよろしいのでしょうか。

○田村道路河川課長

市道と市道の交差点部分に、設置を考えております。

○磯部委員

こちらの予算説明のところの地図でよくわかりました。

それで、もう一点聞きたいのは、今まで設置してあった街路灯、あれがもうそのまま何もついてない箇所が四、五カ所ぐらいあったと思うのです。結構あるのです。でも、そのままの状態になっていて、今、ついているのが2カ所ぐらいしかなかったと思います。改めて、ここがきちんと照明がつくということは、非常にここからの出入りが安全にもなり明るくもなるということで、いいことだと思うのですけれども、ついてないものはどういうふうにされるのですか。

○田村道路河川課長

撤去いたします。

○磯部委員

わかりました。結構クレームがありますので、このあたりのことをどういうふうにされているのかなと思ひまして。

今後、今ついている同じような同系列のものがだめになったときも、撤去という形なのですか。

○田村道路河川課長

状況によって、撤去か、修繕か、その時点で検討させていただきます。

○磯部委員

そうですね。あのあたり、今、ついているのがなくなると非常に暗くなりますので、そのあたりも含めて理解をさせていただきました。今後とも、そのあたりは十分検討していただきたいと思っております。

○加賀美委員

171ページの市道改良工事について、これは関連してちょっと質問してみたいと思います。

平成25年度予算に、平成25年度から29年にかけて、筒井3号線の道路改良工事が一応予算に上げられて通過したわけです。その後の進捗状況はどうなっているか。と申しますのは、浅江小学校から徳山光線の県道に出る前、これ、つまり旧製鉄の浅江寮の前を通過して出るわけですが、ここに浅江寮が廃止されて団地ができたのです。交通量が非常に多くなって、しかも道路が狭い。広げられないのです、家があるから。この下のところの消防車庫からその道を、これ、通学路になっているのです。これを通していけば行けるわけです、かわりに。できるだけ早くやっていただきたいという要望も出ているわけです。あそこは、もう既に用地はあるのです。市の十分な用地があるのだから、あとは工事をやってもらうだけだと思うのですが。その辺の今の進捗状況はどうか、お尋ねしたいと思います。

○田村道路河川課長

筒井3号線につきましては、平成25年度の事業で、浅江地区の消防機庫から約180m西側付近の90mを道路改良しております。26年度は、筒井3号線に接続します筒井3号線枝線を整備し、27年度も引き続き枝線を整備してまいりたいと考えております。今後も、事業の進捗には努めてまいりたいと思います。

○加賀美委員

通学路対応として、やっぱり活用するというので、できるならば早めにやっていただきたいと。あそこも、非常に車の通行も激しいものですから、ちょっと道路が狭いので、やっぱり拡幅すれば十分通学路になると思いますので、よろしく願いいたします。

説 明：玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

179ページの、岩田駅周辺都市施設整備事業の関係ですけれども、もとをただすと、この事業は一番最初に政策企画部のほうが地域住民と話をしたと。そして、今は建設部のほうが話をしているというような状況でありますけれども、この複合型施設の問題が解決したら、それからの何か地域住民との話し合いとかってというようなものはあるのかなのかというのだけを聞いておきたい。というのが、地域住民のほうは、

ちょっと消化不良を起こしていると。自分たちの思いみたいなものが、いや、それはそうなのだけでも、こういう思いもあるのじゃけどもというものがあるので、あえてお聞きをします。

○玉木都市政策課長

複合型施設につきましては、現在、市民の意見を反映させるため大和複合型施設等検討市民会議をこれまで2回開催しております。その中において、地域を代表される方から意見をいただいたり、こちらからの報告という場を設けているところでございます。

○土橋委員

それは承知しているのです。あと2回ぐらいやられるという話なのですけれども、冠が「コンパクトシティ」とこうなってくると、地域住民にとっては期待をする部分が当然出てきているのです。そのことを複合型施設の段階で幾ら言っても、それは論議がかみ合わないだろうと思うのです。建設の関係で集まっているのに、全然違うあっちの方向の話をしたって、それはまた次の何かの機会にとかいうので、論議に入ることができないと。しかしながら、政策企画部のときにちゃんと決めたことがあるのです、決められたことが。そのものについては、今後どうされるのかっていうのだけをお聞きをしたいのです。

○森重副市長

今、土橋委員からの御質問であります。もともと、今、委員がおっしゃるとおり、21年8月に庁内の職員でプロジェクトチームをつくってワーキングで、いわゆる岩田駅周辺について、まず職員の中でワーキングチームをつくって考えを始めました。その後、平成22年の10月だったと思いますが、岩田駅周辺の住民を含めた、今度は岩田駅周辺整備市民検討会議というのを立ち上げて、24年3月まで8回にわたって検討会議をして、今のコンパクトシティの基礎になる岩田駅周辺地区整備基本方針というのを光市が作りました。その中で、少し記憶があれですが、約20項目ぐらいのいろんな施策・事業例を掲げて、この事業については県、国の主導でやるのだとか、これは市がやるのだとか、これは住民の方にやっていただくのだというような事業の施策展開例を設けて、具体的な方針をつくっております。その中の具体例として、今のコンパクトシティが、いわゆる公共施設の集約化であったり、県道光日積線の拡幅工事であったり、それに伴ういろんな工事が一部スタートしております。それ以外のものを、恐らく委員は聞かれるのだらうと思っておりますので、これは私のほうから答えたほうがいいたらうかと。

あとは、それぞれ所管があつて、あと、先ほど申しましたとおり、住民と国、県、また市というような役割分担もありますことから、ここに掲げた岩田駅周辺地区整備基本方針に沿って、やはりそれぞれ行政が主導していく部分、また住民がそれに携わっていただく部分については、それぞれの所管の中で事業を進めていくということにな

ろうかと思います。

○土橋委員

私が何でこんなことを言うかという、行政にとってはその方法がやりやすいのだろうと思うけれども、地域住民にとってはコンパクトシティ全体が頭の中にあるわけですから、今は革靴の上からかゆいところをかいているような感じがするような気持ちになっているのです、地域住民のほうが。そうすると、例えば具体的な例を出しますという、空き店舗の活用だとか、あるいは商店街の復興だとかってというようなものが、地域住民といっても関係者にとっては、非常に興味のあるところのだけでも、今は、いや、複合型施設なのだっていうんで、その辺のところでは何かしら地域住民が消化不良を起こしているんで、実際に担当課のほうにちょっと聞いてみたら、おい、俺やるのかいというような雰囲気があったので、ちょっとよく聞いとかなないと住民に説明がなかなか難しいので、あえてお聞きしよるのです。今おっしゃったように、企画のところでは決められたようなものが、本当に関係所管のところでは論議になっているのだろうかどうなのだろうかと思ひまして。

○森重副市長

いわゆる24年3月につくった岩田駅駅前周辺整備基本方針は、光市の所管における箇所づけはしております。今、委員が具体的なお話をされた、例えば空き店舗であったり、光日積線の左右に形成をされている商店街なんかのあり方については、これまでも地元の商工業団体である大和商工会に対する行政からの助成によって、さまざまな小売り商業を含めて活性化対策がなされてきたと思っておりますし、してきたという自負はあります。

しかしながら、これからこの基本方針に沿って事業を展開していくわけではありますが、やはりその中で、特に空き店舗や商店街の活性化という意味合いからすれば、そこに事業を行っておられたり、商いをされておられる方々の意見や思い、もっと言えば夢がわからないと、なかなか行政として何をしたいかということもありますことから、このあたりは、やはり基本方針にのっとった各所管があるわけでもありますことから、その中で、行政としての役割、事業者としての役割、そこに住んでおられる方々の役割を明確にしながら事業を進めていかなければならないと思ひます。

○土橋委員

そうすると、企画のところではやられたことについては生きているというふうに認識をしていいわけですね。

○森重副市長

当然、その岩田駅周辺地区整備基本方針として、行政が住民の皆さんと一緒に一つ一つつくっておるわけでもありますことから、現状、生きておると。これは、冒頭、この方針にも掲げておったと思ひますが、20年という期間において取り組んでいくのだとい

う方針だったと私は記憶しております。

○土橋委員

ちょっとその話になりますと、20年というのは、これは区画整理でやるという前提で20年というのが、たしか私は記憶するところにはあったのですが、そっちはもう死んでいるわけでしょう。

○森重副市長

この、まず事業2つ、ちょっと区別してお話をしなければならぬと思いますけれども、コンパクトシティを進めていく手法として、現在、建設部所管で実施をしておるものの中の事業の手法として、区画整理事業については、今回は取り組まないということで進んでおります。

それと、この岩田駅周辺地区整備基本方針については、当初から20年という期間の中で、先ほどちょっと申しました、約20ぐらいの施策・事業例について、20年をかけて取り組んでいくのだという方針を出しておるということは御理解いただければと思います。

○土橋委員

私の認識ですが、県道の拡幅、このことが解決をすれば、空き店舗の問題やあるいは商店街の振興だとかっていうものは、そういうふうになれば、今のような話は市民とお話ができるというふうな考えとっていいですか。

○市川市長

先ほど副市長が申しましたように、これは20年という長いスパンの一つの話であります。住民の皆さん方は、やはりそういうコンパクトシティというものを私たちが打ち出すと、夢を、理想を最初から持った意味で言われるのです。これが、私たち整備をする側にとっては、非常に痛しかゆしのところであります。御理解をいただきたいと思うのは、少しずつ事業を進捗していく、そして少しずつ町の形が見えてくる、そして将来的にわたって、ああ、こういうことだったのかというのを、私がいつも言っておりますように、やはり子供や孫が享受できるような、そういう体制、これが私は未来に向かっての私たちの行くべき道だろうと思っておりますし、このことは、やはり住民の皆さん方とのお話し合いの中で理解をしていただく、またこれは生きているわけでありますので、そういう私たちの説明責任が求められると私は思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○土橋委員

全然文句を言おうっちゃうじゃないのです。私が聞いたかったのは、例えばの話が、県道が拡幅になると、それは1年たつか2年たつかわかりません。拡幅した後は、当然、今みたいな空き店舗のあれやら何やらっていうのは、皆さんがこうなったら、

極端に言うたら、あんたらがちゃんと協力したら、そりゃ、こういうふうな話にもなるし、ああいうふうな話にも進展するだろうというような夢を皆さんが持ってももらっても、別段問題はないですねって聞きよるのです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

わかりました。実は、あした、私どもは地域に呼ばれているのです。それで、地域の人たちの要望やら何やらっていうのを語り合いながら、また行政のほうにいろいろと御相談をしたいと思いますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと。

説 明：酒谷公園緑地課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

済いません。1点だけ確認をさせていただきたいと思っています。  
179ページの、街路樹緑地帯管理委託料894万2,000円。別に金額をどういう言うわけではありませんで、いつもきれいにいろいろやっていただいて本当にありがたいと思っているのですが。近年、お年寄りもふえ、このあたりの街路樹、また低木といっても国道、県道、市道もありますので、それぞれできる範囲で一生懸命やっていただいているというのはよくわかっておりますが、高齢者の人口の増加と、やっぱり運転のときの不安とか、いろいろな安全安心の面から、このあたりの基本的な考え方、整備の仕方、例えば、死角になるようなところは撤去するなり、非常に低くカットして下さったりとか、非常にいろんなどころで、配慮は今、していただいてありますけれども。いずれ、基本的なこのあたりの考え方を整理されるというふうに、以前、お答えになっていらっしやっているときがございましたので、今後の、新年度、27年度のこのあたりの考え方はどのように整理されておられるのか。できる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○酒谷公園緑地課長

街路樹の、剪定をする際の手順につきましては、整理を進めているところではございますが、市内全域においての街路樹や植樹帯のあり方など、今後の方向性や考え方については、現在、さまざまな角度で検討を進めているところです。

○磯部委員

なかなかはっきりした御回答が言えないというのもよくわかるのですけれども、非常に今までずっとお金をかけてそれを整備してきたという、ある意味、財産であるという考え方もあると思います。しかしながら、やはり車の量も多くなって、その当時と比べて、いろんな面で安全対策というところで必要がない部分も、できたら撤去して

いただいたほうが、毎年刈らなくても済む、そういったものもありますし、逆に、保存してきちんとやっていかなければならないところ、または地域が積極的にそういうことを御協力いただける地域と、またそういう住居がないところ、さまざまな課題があるかと思いますが、ぜひとも、やはり毎年このあたりを懸念してらっしゃる地域の方ってというのがいらっしゃると思います。そのあたりからでも、整理をしていただきまして、安全安心とそして景観、両方を兼ね備えたそういうものになるようお願いをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

説 明：大富建築住宅課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。ページでいきますと185ページですけども、市営住宅の整備工事ということで一番下の段に記載があります。これについては、光市の住宅等長寿命化計画というのがあるわけですけども、ここに上がっております3件については、その中の個別改善にあたるのか、日常の整備については別途予算が上がってございましたけども、その辺の関係について御説明をお願いします。

○大富建築住宅課長

それでは、3件の工事につきまして、中岩田住宅の工事につきましては長寿命化計画の中の位置づけと考えております。領家台住宅につきましては修繕対応ということで一応考えております。相生住宅につきましては応急修繕ということで考えております。

○畠堀委員

そうしましたら、長寿命化計画に基づく改修というのは本年度、1件だけということではよろしいでしょうか。

○大富建築住宅課長

そういうことになると思います。

○畠堀委員

それから、同じく長寿命化計画においては松中住宅の建て替えということで計画が上がっておりますが、こちらの取り組みについては本年度から始まっていくというような計画になっておったと思います。実際の建て替えについてはまだ先ではございませんけども、建て替えについて、現段階で現地なのか別途建て替えなのか、何かその辺の方向なり、それとあわせて今後の進め方等について披れきできる内容があったら教えていただけたらと思います。

○大富建築住宅課長

特にございませんけども、松中住宅の建て替えにつきましては、現在溝呂井住宅の建て替え事業が市といたしましては最重要課題だと考えております。その中で、溝呂井住宅の進捗状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

○畠堀委員

了解いたしました。

溝呂井住宅との進捗状況の兼ね合いということなのですが、いずれにいたしましても松中住宅にも現在住んでおられる方がおられます。やはり建て替えとなると大きな影響を与えますので、住んでいる方に不安がないように、できるだけ早くいろんな御説明をしながら進めていっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○木村（則）委員

同じく185ページの市営住宅維持管理事業の一番上のところなのですが、これ金額が小さいのですけれども、この市営住宅入居者選考委員会委員報酬10人という、この10人の方というのはどんなことをされるのでしょうか。

○大富建築住宅課長

業務につきましては、選考方法の審議、入居に係る事項の調査、審議、公募棟予定の審議等、また委員が把握されている住宅や入居者の状況について御審議をいただいております。

もう一つ、公開抽選による代理抽選も行っております。

○木村（則）委員

これはどうなのですか。いわゆる入居に際しての審査ということなのでしょうけれども、どういった方がこれ任命されているのですか。

○大富建築住宅課長

委員といたしましては、行政関係者として建設部長、福祉保健部長、有識者として民生児童委員、母子寡婦連合会、在宅支援センターから委員を出していただいております。

○木村（則）委員

ちょっと済いません、もう少し。そういう入居の希望があったとき、その都度審査をしていくということなのですか。

○大富建築住宅課長

会議については年2回を予定しておりますけども、その中で審議をしていただいております。

るということでございます。

○木村（則）委員

年2回ちょっともうまとめてやるということ、ままいろいろあるのでしょうか。抽選ということもあたりその都度の入居の申し込みというのもあるのでしょうかけども、そもそもその入居に際しては一定の基準といいますかルールがあろうかと思えますけれども、いわゆるそれで入居できるとかできないとかという以外に、何かそういう審査項目みたいなのがあるのですか。

○大富建築住宅課長

特に、そういう資格の審査については行ってはいただきませんが、年2、3回代理抽選を委員さんにやっていただくこととしおります。

○木村（則）委員

はい、わかりました。行政が立ち会えない部分をとということですね。

それともう1点だけ、ちょっと私も市営住宅に入居されている方からちょっと前に話を受けたことがあるのですが、修繕に関して、かなり軽微な内容のことであっても市の職員の方が2人そろって来られると。それが慣例になっているのか何なのかわからないのですが、何かそういう修繕の依頼があったときの対応という、何か一定のルールってあるのですか。

○大富建築住宅課長

修繕につきましては、建築の担当者と住宅の担当者2名が現地を確認いたしまして、市が直さないといけない修繕なのか個人が直していただけないといけない修繕なのかを判断をして、その中で修繕を市が行うというルールにしておりますので、一応その2名で、見せていただくという形をとっております。

○木村（則）委員

そうですか。わかりました。1人で行って写真を撮るなり持ち帰って協議すればいいのかなとも思いますが、今の報告は一応理解いたしました。

○加賀美委員

ちょっと生活道についてお尋ねしたいことがあるのですが、実は旧虹ヶ浜カントリークラブの中を通っている懸山地区の生活道路の確保について9月の議会で質問をいたしましたところ、自治会の切実な要望の趣旨を踏まえて、長年の懸案であったこの地区の生活道路を将来にわたってきちんと確保し、適切な維持管理を図っていく必要があると判断したと。こういった中で、市道を事業者から購入することとして事業者申し入れをいたしました、事業の都合で残念ながら購入はかなわなかったと、こういう回答があったわけです。

これに対して、地元の方々はそれだけ市がやってくれたのだからというような理解活動をしておられたようでございます。ところが、2月22日に虹ヶ丘自治センターで行われました山口光太陽光発電所の説明会で、住民の方からこの生活道路の質問があったときに、光市から購入の申し出は受けていないとそういうふうに業者が答えた、そういう情報が入ってきたわけです。大変不届きと言わざるを得ないと思います。もちろん当初の業者と、それからこの太陽光設置の業者との違いがあったのではないかと思うわけでありまして、そこらあたりについて、事情はどうであったか、ここらについてお答え願えたらと思います。

○大山監理課長

申し入れはしております。詳細につきましては、この場で御説明がなかなか難しいのですけれども、確かに業者が変わったりもしているところもありますけれども、申し入れはしております。

○加賀美委員

ですから、最初の段階は申し入れをした。その後、この業者がそういう申し込みを市から受けてないと、そうやって答えたちゅうわけです。もちろん地方紙にも載っていましたが。じゃあその業者に対して、改めて市は購入する気持ちを持っている。売ってくれるかという確認をやっぴりその後されたかどうか。これからするのかどうか。

○大山監理課長

申し入れはしておりますし、再確認もしております。

○加賀美委員

じゃあ再確認の回答はまだ来てないと、そういうことでしょうか。

○大山監理課長

今のところ購入は難しいというお返事をいただいております。

○加賀美委員

だから、そういうことで整理されておるのならそれは納得されると思います。ただ、今のその話をつっけんどんに、私ら市からそういうこんな話を聞いてないちゅうことを住民説明会の中で言われると、これは市民の方にとっては、「あれ、どういうことだったのだろうか」という思いにとられると思うのです。ここらあたりについて、きちとした首尾一貫した対応をひとつよろしくお願ひしたいと思います。当然生活道の確保はやっていただけると思いますので、そのとこだけはきちっとやっていただきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 6 経済部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第30号 光市事業者設置奨励条例の一部を改正する条例

説 明：杉岡商工観光課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### ②議案第1号 平成27年光市一般会計予算（経済部所管分）

説 明：杉岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

#### ○畠堀委員

総括的な質問になるのですが、今年度の予算について御説明を一部いただいておりますが、昨年10月にいただいております事務事業評価の結果というのが出ているわけですが、そういった評価の結果について、今年度予算について、どのような形で反映されたのか御説明いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

#### ○山本経済部長

じゃ、私のほうから、総括的なことで、まず、最初に御説明させていただきます。事務事業評価の新年度の予算への反映についてでございますけど、議員御承知のとおり、各種の事業につきましては、PDCAサイクルによりまして予算づけした事業を実施し、それを検証し、次のアクションへとつなげてまいりますことから、新年度予算に反映できるものにつきましては、反映をいたしておりますが、必ずしも、予算額の増減として明確に現れているということも多くはございません。

理由といたしましては、検証の結果で廃止となった事業は次年度の予算には当然計上されませんし、新規事業は既存事業にはないため事務事業評価に含まれていないとい

うことがございます。

よって、継続事業の中でのみそうしたことが現れてまいります。各事業の対象は毎年度一定ではなく、同じ事業におきましても具体的な事業対象はかわることがございますことから、こうした理由によっても予算額は変動いたしてまいります。

さらに、国県補助に絡んだ事業につきましては、市の事業評価の結果にかかわらず国や県の方針変更によりまして、予算が増額されたり減額されたりといったこともございます。

委員の御質問の趣旨につきましては我々も十分に認識をもって予算要求に当たっておりますが、現実的にはただいま申し上げました状況や理由によりまして、予算への反映という部分がわかりづらくなっておりますことから、個別の事業を例に各課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

#### ○杉岡商工観光課長

それでは、商工観光所管分で説明をさせていただきます。

商工労政関係でございますが、特に、公共交通分野におきまして、さらなる利用促進を図る必要から総じてB評価というような形をとっております。そういった中で、新年度予算についてですが、市営バス運行事業におきまして、老朽バス車両の更新予算を計上させていただいたところでございます。

次に、観光関係でございますが、海水浴場管理運営事業や観光PR事業においても、こちらのほうも総じてB評価としております。さらなる観光客の増加を目指すこととした評価をしたところでございます。

なお、新年度では、先ほどもちょっとお話もさせていただきましたが、観光PR事業におきまして、外国人観光客に対する英語版の観光パンフレットや新たな観光ポスターの作成経費、加えて、広域観光連携協議会負担金など計上させていただき、交流人口の増加による観光振興に努めてまいりたいと考えております。

#### ○末岡農業耕地課長

それでは、農業耕地課所管分についてお答え申し上げます。

農業耕地課所管分といたしましては、項目ごとではございませんが、B評価といたしましては、協議会等への負担金が総じてB評価でございます。

これにつきましては、関係各団体や他市町のこともございますので、光市単独でのお答えは、これは難しいところではあります。27年度予算といたしましては、総じて前年度並みに予算化をさせていただいております。

続きまして、C評価、D評価もございますが、D評価につきましては、26年度までは事業があったが27年度以降は事業もないというふうなものもございます。例えば、団体営のほ場整備の借入金の補助金は25年度では償還が完了したことから、事業自体がなくなっております。C評価につきましては、市民農園の運営費でございますとか、土地の借り上げ料などをC評価としておるわけですが、これも相手方がございませぬことから、また、利用者も、今、随分おられますことから、市の思いだけでなくす

るということにはできないかと思っております。総じて、これも前年並みの予算化をさせていただきます。

○藤井水産林業課長

続きまして、水産林業課所管分の事務評価について御説明を申し上げます。

水産林業課では、18の事業で55の業務数を対象に行いました。55の業務のうち、A評価を除きますと、B評価が15業務で約27%、C評価が1業務で2%、D評価が3業務で5%の割合となっております。

平成27年度の予算への反映でございます。

B評価の対象業務ですが、これは何らかの改善が必要との判断の基準になっておりますが、重点業務としているものもありまして、その多くは継続しての予算措置としております。その中で、農山村生活環境基盤整備業務、この業務については事業の予定がないため予算計上しておりません。

また、C評価については高潮応急対策業務がありますが、これは、今年度、26年度、戸仲地区の整備が完了しておりますが、松原地区がまだ残っておりますため、26年度と同額を予算計上しております。

最後に、D評価でございます。

森林整備地域活動支援事業は、補助対象の対象内容が変更されたことに伴い、また、広域漁港整備事業、これは八幡地区の事業完了により、それから、最後に、養浜事業でございます。これは補助事業による試験養浜費のほうに移行したことにより、それぞれ予算計上をしておりません。

各業務の中には、継続的に行わなければならないものと、そうでない単発的に実施するもの、また、施設の維持管理的なものにおいて緊急的に行わなければならないものもありますので、今後も理由等を明確にして取り組んでまいりたいと考えております。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございました。

なかなか数値化して表すことが難しいということで、取り組みの状況について各所管ごとの説明ということで、大変わかりやすく伺うことができました。ありがとうございます。つきまして、個別の質問ということでよろしいですか。

○畠堀委員

163ページの雇用の日の取り組みですけれども、これは、これまで2回開催しております、大変意義のある活動として継続してきているわけですけれども、今年度、3回目を迎えます、日にちについては、一応、5月31日の日曜日ということで定まっておりますのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

今、「雇用の日」自体の位置づけは5月31日でございますが、一応、27年度の雇用の

日のメッセージフェアにつきましては、5月の26日か、27日で、今、計画をしておるところでございます。

○畠堀委員

実際の運営に当たりましては、これまでのように、実行委員会等をつくって、そういった中で検討していくという形になるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

実行委員会体制で行おうと思っておりますが、中の組織の構成は、若干、変更も考えているところでございます。

○畠堀委員

何か、ことしの運営でトピック的なこととか、今の段階では、まだ、わからないのですね。

○杉岡商工観光課長

実行委員会のほうで決めますので、内容につきましては、まだ、詳細についてははっきりしておりません。

○畠堀委員

冒頭にも申し上げましたけども、これまで2年間、2回やっております、市内の学生さんも参加する中で、非常に、働くことについての意義ということでは、働く側、それから、使用者側という両方の観点からすごくいい意義がある活動になっておりますので、引き続き、今年も、これまでと継承していい行事となるようによろしく願いをしておきたいというふうに思います。

○森戸委員

1点だけ。

165ページになると思うのですが、観光パンフレットをつくるのは、この観光PR事業の中でよろしかったですかね。違いましたか。

○杉岡商工観光課長

観光PR事業でございます。

○森戸委員

そうかそうか。この印刷製本費か。

観光PR事業の英語版をつくるというのは、当然、わかるのですが、光に來られる観光客の外国人で見ると、恐らく、アジア系のほうが多いというふうに、私は思っているのですが、それは県の観光客の部分から考えて、そうなると思うのですけ

ど、そういう部分は何か考えがあるのですか。

○杉岡商工観光課長

一応、外国版のパンフレットにつきましては、万国共通語としまして英語という形の中で考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。

実際には、アジア系のほうが多いと思いますので、そこへの対応というのは、それが一番現実に即しているといえますか、そのへんのところも、ぜひ、お願いをしたいと思いますし、返ってみて161ページですかね。

見ても、日中の経済交流促進協会負担金というものもあると思いますので、やはり、光市のアジアに対する近さとか、山口県、県自体も日中だけではなくて日台も含めて力を相当入れていると思いますので、ぜひ、その角度も入れていただきたいと思います。

○磯部委員

161ページの市営バス運行事業の中の、今年度、市営バスの車両を購入されるということで500万円というふうになっておりますけれども、どのようなバスを購入されるのかお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

どういったバスかというお話でございます。

現在、瞬間最大乗車人数、車両の費用面からも勘案しまして、現行と同じ26人乗りのマイクロバスということで考えております。

○磯部委員

従来どおりの26人乗りということで。

同僚議員なんかがよく、質問なんかにも入れていると思うのですけれども、せっかくだから、伊藤公とか、光市をPRしたさまざまな、そういったデザイン的なラッピングなんかを取り入れたらどうかというふうな御意見も多々出ていると思うのですけれども、このあたりについてはどのように考えておられるでしょうか。

○杉岡商工観光課長

この件につきましては、さきの12月議会の一般質問にもおきまして、先行議員から質問をいただいております。

現在、市営バスにつきましてはほとんどがフリー乗降という形で運行しておりますので、市営バスというのがすぐわかるような、認識していただけるということで、前後左右に平仮名で「ひかり」という文字を入れております。左右並びに後ろには光の市章を入れております。

今後、そういったラッピングはということでございますが、観光面でそういった一定の効果が期待もできますし、そういったことにつきまして、現在、利用者の実態並びに財政的なものも含めまして、判断をさせていただきたいと思っております。

○磯部委員

せっかくですので、そんなにはラッピングバスというのを、デザインしたラッピングというのはそんなには高くないと思いますので、観光面、光を発信するという意味では何らかの形で地元の伊藤公の、その成果。また、さまざまな里の厨やいろんなところの接点がございます。冠山もございますので。

どれでも構いませんけれども、その市営バスとして通る道順の中で、効果的な、そして、目につくような、そういうラッピングも少しは考えていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○加賀美委員

135ページをちょっとお願いします。

中小企業退職金共済等の掛け金、補助金については、退職金の月の額の半分を1年間補助するというような状況じゃないかと思うのですが。大体、何人ぐらいが対象になっているかと。

○杉岡商工観光課長

27年の当初予算に対しましては170名を予定しております。

○加賀美委員

わかりました。

じゃ、ちょっとその下の光市シルバー人材センターの運営補助金が、補助金は全体的に横並びか減っている中で、昨年比べて、100万近くふえているこの理由はなんかありましたら。

○杉岡商工観光課長

シルバー人材センターの補助金でございますが、こちらにつきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条に規定するもので、地方公共団体が応分の補助をすることを前提として補助されるのですが、国が定めています基準が、848万円ということになっておりますので、そちらと同額を市のほうでも補助するというものでございます。

○加賀美委員

国の尺に伴ってふえたということですね。わかりました。

じゃ、次は、163ページの事業所設置奨励金については、先ほど説明がありましたように、3事業にいたすということでございますよね。

これは、非常に、もう、いいことだと思いますけども、その支給基準というのは、大体、どういうふうになっているのか、そこらへん、わかれば。大体のところでもよろしいですから、教えていただけたらと思います。

○委員長

加賀美委員、基準の詳しく中身を。

○加賀美委員

奨励金を出す1つの基準ですよ。支給というか、奨励金を出す、交付する基準といえますかね。どういうふうになっているか。あらましかで結構ですから。

○杉岡商工観光課長

支給基準でございますが、新たに事業所を設置される、または、増設される場合に、大企業につきましては2億円を超える設備投資をされる場合。それと、中小企業におきましては2,000万円の設備投資ということで、そういったものに対して、市のほうで、最初に、固定資産税かかった翌年から3年間、固定資産税相当部分を補助するといものでございます。

○加賀美委員

今、今回の3事業者は2億円の分か、それから、中小企業入っているか。恐らく、2億円以上が3社じゃないかと思いますが、そのへんはどうだったか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本経済部長

今の3社の内訳についてお答えをさせていただきます。

3社のうち、2社が大手と。1社が、その中小の2,000万円を超えるということで、御理解いただきたい。

○加賀美委員

わかりました。大手企業だけでなく、中小もやっているとそういうことですね。もう1件、最後の質問です。

下側のソフトパークの市街化区域の編入補助金については、去年の予算書では下水引込の補助金として281万3,000円を予算化されているけれども、今回は、先ほどちょっとよくわかんなかったけど、どういうところに使われる予算、補助金なのか。

○杉岡商工観光課長

ソフトパーク市街化区域編入補助金でございますが、これは24年3月に、ソフトパーク地区が市街化区域に編入されました。

その際に、都市計画税がかかってくるということで、その8つの事業主に対し、都市計画税が課税されましたので、5分の4から段階的に補助額を下げ、4年間で激変緩和措置をするということでございます。

○加賀美委員

わかりました。今年度は、そういう激減措置をするということで理解しときます。

○木村（則）委員

同じく163ページの上のほうの、新規事業チャレンジ支援補助金に関して、ちょっと1点だけなのですが、この補助金を受ける条件といたしまして、例えば、市外の事業者が光市内において、新規の事業にチャレンジしようとする場合ってというのは、これは受けられるのですか

○杉岡商工観光課長

市内の事業主と特定しておりますので市外からできません。

○木村（則）委員

その理由はなんですかね。

まあ、例えば、市外の方が光市内において新しく事業を立ち上げようということにおいて、一定の効果があるかとも思うのですが、受けられない理由っていうのですか、お願いしたいと思います。

○山本経済部長

議員の御意見はごもっともだろうと思うのですよ。

ただ、この、新規事業チャレンジ支援制度補助金、この制度を設けましたのが、平成25年度からでございます。24年の5月には、議員御承知のとおり、シルトニックジャパンのことがありました。

そういったことで、市内の雇用を維持し、守っていく、あるいは、拡大していくというところで、3つの事業を立ち上げました。

その内の1つが、この新規事業チャレンジ支援補助金でございますけど、市内の事業所が、これまでやってきた事業でなかなか立ち行かなくなったり、あるいは、難しくなったりといった状況があった場合に、新しい分野の事業にチャレンジしていただく。あるいは、新しい技術、新しい商品を開発していく。

そういった取り組みの動機付けともうしますか、機運を高めていくといたしますか。そのための仕掛けとしてこの制度を設けたということで、その時点では、市内の事業者を対象にした事業として、これを立ち上げさせていただいたということで御理解いただけたらと思います。

○木村（則）委員

本来の目的の背景というものが、今、わかりましたので理解いたしました。  
それでは、ちょっと前のページに戻って、159ページ、後の定期連絡船の設置、待合所の設置工事はここでいいのですよね。ちょっとその件、お尋ねしたいと思います。  
本会議の中で質問がありましたけれども、その中で、ちょっと気になったことは、回答の中で、その構造規模に関しては木造というお答えであったと思います。これは木造に限定をされているのかどうか、ちょっと改めて確認をさせてください。

○山本経済部長

本会議におきましてお答えをさせていただいております。

1,000万円という予算の中で、これまでも御説明しておりますような規模の施設を整備するということであり、ただいまのところは木造を前提にその金額になっているということで御理解いただきたいと思います。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

風の強いところでもありますし、40年、50年という耐久を考えた場合には、RCであるとかということも考えられようかなと思います。もちろん、予算の範囲でRCも十分にできるというふうには考えております。

それで、その際に、同僚議員から、設計のコンペで実施できないかという質問があつて、私もこれに関しては、ぜひ、設計コンペを実施すべきだというふうに、一応、考えているわけですが、その回答の中では年内の完成を目指していますといったようなことで、ちょっと工程的に難しいのかなというふうに記憶はしておりますが、ちょっと私も、私なりに工程表をつくってみたのですが、

見えないですね。見えないからやめときましょう。

一応、12月の20日ぐらいに、年内ということ、ぎりぎりに引き渡そうというふうにして、さかのぼって工程考えると、4月中に何とか、その工期を実施するに当たっては、公募の要綱を作成し、設計を2カ月ぐらい募集しというふうにやっていきますと、大体、8月の末ぐらいには施工業者が選定できるのかなと。

それから、国への申請手続等々が約2カ月ぐらい必要かなと思っております、実際には、10月の末ぐらいから着工すれば、2カ月間の工事期間で実現するのかなというふうに思っております。

このコンペを実施するに当たっては、幾つかの課題がないわけではないのですが、これまでも多くの事例がありますし、今回に限って言えば、大変規模の小さいということであるとか、あるいは、専門的な知識や能力が必要ないということから、広く一般市民を対象に、アイデアコンペのような募集でもよいのかなというふうに考えています。

光市民にさまざまな形で市民参加をしかけていくという観点でも有効だというふうに考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○杉岡商工観光課長

一般質問で、当然、部長のほうからも答弁があったわけなのですが、やはり、コンペにはデメリット、メリットがあると思います。

そうは申しましても、一番懸念されますのは、やはり、漁港施設用地が、国の許可が必要となるということで、図面添付等をするときに、改めて、図面の差しかえとか、そういったものも生じるということも考えられますので、できるだけ早い時期に実施したいということから、今現在、入札で行いたいと考えているところでございます。

○木村（則）委員

私の提案の趣旨とは、今の答えとはずれているのではないかなというふうに思っているのですけれども。

工程的なことは、工事工程で理解、解決できれば、それでは、そのときは、じゃ、コンペというのも可能なのですか。

○山本経済部長

業者選定におきまして様々な方法があるわけでございますけど、結局は、メリット、デメリット、どこを取るかということだと思っております。コンペ、あるいは、プロポーザル、そういった手法を取る場合に、やはり、そこに、いろいろ建物のデザイン的なものも含めて、設計に何らかの付加価値をつけていくことを期待してやる場合がございます。

我々、今回の場合、この待合所、本当に狭い待合所でございますが、それと、トイレ1基、これにそういったものが果たして必要なかどうか。そのためのリスクをどこまで考えるべきかといったところがあるかと思っております。

ですから、できるだけ、早期に完成したいという中では、やはり、そちらのほうの方が勝るのかなというところでございます。

○木村（則）委員

私は、その付加価値は、今回の14平米規模であり、プラストイレということであっても、今後40年、50年、その待合所が、それを利用される方が、あるいは、それをごらんになる方が、これがすてきだねと言われることを考えると、大いに付加価値はあろうかと思っております。

工事工程、そりゃ、よくわかります。年内に、何とか寒い時期までに、それを利用される方に何とか引き渡しをされたいという気持ちも、私も同様ではありますけども、ここで1カ月、2カ月おくれることと、40年、50年、これ、やっぱり、すてきな待合所として実現することと。

それから、もう1点、先ほど申し上げたとおり、これが光市民に関心を持っていただいて、市民力といいますかね、そういったものも仕掛けていくという観点も必要だろうと思っておりますので、まあまあ、ここでのやりとりで、今、部長がおっしゃっていたことが結論なのかどうなのかわかりませんが、私としては、あくまでも、これは、

デザインコンペを、デザインコンテストをやっていただきたいというふうに要望して閉じたいと思います。

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

141ページの中ごろの、このたび里の厨に設置する太陽光発電に関して、ちょっと質問してみたいと思いますが、これは先ほど、国のほうから1kW40万円ですか、掛ける10kWの400万円の補助が受けられるという御回答でしたけれども、これは総事業費にかかわらずこれは全額補助が受けられるのですか。

○末岡農業耕地課長

全額というか、1kWに対して40万円の補助ということになっております。

○木村（則）委員

1kW40万円で、例えば、これが今予算は1,070万円ありますけれども、これが入札減とかで700万円、800万円になっても、これは全て補助が受けられるかどうかというお尋ねです。

○末岡農業耕地課長

入札減等で1,000万円は切るであろうとは考えておるのですが、1kW40万円、10kWですの400万円を下回らない限りは補助がいただけると考えております。

○木村（則）委員

わかりました。これは、今、設備設計の業務委託料70万円というのが別途計上されているわけですが、設計と施工あわせての入札というふうにはならないのですか。

○末岡農業耕地課長

今の金額、設計も施工設置もであります。あわせてということにはちょっとならないかなと思っております。設計は市内のコンサルさんをお願いし、施工も市内の建築土木業者さんをお願いするようになっていくかと考えてはおります。

○木村（則）委員

いや、一般的に事業用であれ、家庭用であれですけれども、通常、設置事業者が設計というか計画をしまして、やるほうが一般的には合理的というか、あるいは一般的なわけですけれども、これを分けている理由というのは何なのでしょう。

○末岡農業耕地課長

一般的に公共事業を行う場合、土木工事でもしかりですが、設計はコンサルさんをお願いし、施工は土木業者さんをお願いするということとしておりますので、太陽光パネルにつきましてもそういう方向になると考えております。

○木村（則）委員

それはちょっとお答えになってないのかなと思います。公共がそうであるか、公共がそれを採用するというのには理由があるわけですよ。設計は設計で、設計と施工が一緒になる場合に、要は工事日の査定であるとか、厳密にどこからどこまでの工事をしなさいということできめ細かい設計をされるわけでしょうけれども、今回はいわゆる10kwの太陽光が適切に発電をしてくれればいいわけですから、ここで特別設計業務が必要なのかなというのは疑問でもあるし、民間で言えば、これはあわせてやっているところが一般的であるということではあるんですが。

じゃあちょっと次に質問を変えます。今、太陽光発電というのは、5年前ぐらいからすると、当然、国の固定買い取りの制度とかが随分普及してまいりまして、大体昨年末ぐらいだと10kw、大体400万円なのですね。現在、家庭用につけられる方も結構ふえてこられまして、当然、太陽光に民間用とか事業用とかっていう物があるわけでもなし、ことしに入ってからまた買い取りの金額が下がりそうなので、それに追従する形で今400万円を切っているのが現状なんですけど、その辺の認識はございますか。

○森重副市長

ただいま木村委員からお話がありましたとおり、需要が随分ふえておりますので太陽光パネル自体の単価は下がっておると認識をしておりますし、当委員会で環境のほうを実施しております住宅用太陽光発電のパネル自体も随分幅があるのも実態ではありますけれども、事業を始めたときからすれば随分低下をしております。しかしながら、我々はいわゆる公共事業としての設計単価を採用していきますので便宜上、予算的には1,000万円という予算を計上させていただいているというのが実態でございますので、今後は今度実施の段階で応札価格によってその幅が明らかになるものと判断をしているところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。今おっしゃることは大変理解もできますけれども、予算書とはいえある程度厳しい予算の中での予算を計画されているわけでしょうから、ある程度現状に即した予算の計上というものをお願いしたいと思います。

これ、ちなみに今後入札をするに当たっては、ある程度、今の一般的な民間といたしま

すか、そういった金額も勘案しながら予定価格を決めるという理解でよろしいですか。

○森重副市長

予定価格の前にまず設計をしなければなりませんので、設計をした上で予定価格が判明してくるわけですが、委員御案内のとおり、いわゆる設計単価そのものが既に公表されている部分もありますし、公表されていない部分もありますので、このあたりは当市の建築住宅課において適切に積算をさせるというふうで御理解いただければと存じます。

○木村（則）委員

わかりました。

○末岡農業耕地課長

すいません。先ほどの太陽光発電の補助のことで御質問があったわけですが、私、事業費1kw当たり40万円までであれば全額でも補助であろうと申したわけですが、訂正させていただきますが、事業費の2分の1もしくは最高が40万円までということでございます。

○森戸委員

145ページの、ちょっと教えていただきたいのですが、多面的機能支払交付金がございます。これ、農地・水環境保全の部分からこういうふうにな名前が変わったんだなということはわかったのですが、今まで市の負担ってありましたが、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○末岡農業耕地課長

多面的機能支払交付金に事業名が変わりました。もとは委員言われましたとおり農地・水保全管理支払交付金というものでございました。これは、市といたしましては、県の協議会へ納める市分、25%を負担金として予算計上させていただいております。

○森戸委員

わかりました。

それで4倍増ということで、団体に対して出されると思うのですが、受け手が数をふやすのか、それとも1個に行く額をふやすのか、どうなのですか。なかなか受け手も実はいるようではないのもあったと思うのですが、その辺のところはどういうふうになっているのかお願いいたします。

○末岡農業耕地課長

現在、5組織、5団体で活動をしておられます。面積で言いますと215haばかりを行っております。金額につきましては、今までは市が4分の1分を県の協議会へ負担し

ておりまして、県の協議会は国と県の支出分負担分と合わせ100%、を地元の組織に県の協議会から支払いをしておりましたので、地元の組織に関しましては金額がふえるわけではございません。

○森戸委員

また詳しく聞きたいと思います、よく分からないので。

集落基盤整備について1点だけお尋ねするのですが、村づくり交付金を活用してかなりの基盤整備を行ってきたのですが、計画をして着手されていない所は現在どのようになっていますでしょうか。

○末岡農業耕地課長

この集落整備基盤事業も以前は村づくり交付金事業と言っておりまして、中身は全く一緒でございます。ですから、当初計画しておりました路線数も変わっておりませんし、変更で追加させていただいたところもございます。

当初から計画しており、いまだ未着手の地区が1地区ございます。これは地元もしかりですが、市も一緒に地元地権者の方にお話をさせていただいたんですが、いろいろ過去の事情等もありまして、なかなか御協力がいただけないということで、土地が買収できなければ事業もできないということで、今現在未着手ということになっております。

○森戸委員

わかりました。了解いたしました。

村づくり交付金の事業は計画としては終わったのですが、今後の新たな交付金の動向が何かわかれば、つかんでいらっしゃるようであればお教えいただけたらと思います。

○末岡農業耕地課長

今回、27年度予算で集落基盤整備事業費1億8,000万円ばかり計上させていただいておるのですが、これは27年度で、集落基盤整備事業光地区が終わることを前提に計上させていただいております。

しかしながら、昨年もそうであったのですが、予算計上はしておりますが国の動向によっては補助金につかない場合もございます。その場合、次年度まで延びる可能性もあるわけですが、今、辞意市している以外のもの、また要望等も出てきている地区もございますので、これは今から新しい国の事業を探していくという格好になろうかと思っております。

○森戸委員

了解いたしました。

○加賀美委員

145ページの農山漁村整備事業についてお尋ねいたします。

この右の一の坂の方々にとっては消防車も入るし救急車も入るので大変喜んでおられると思います。こういう事業は、ちょっとお尋ねしたいのですが、浅江地区に建設中の家を入れて11世帯ほど家がある集落があるのです。そこはかつて赤線道を使って道路をつくったと、みんなであれして。それをやっぱり修理したりなんかするのに大変だから市道認定してくれと申したら幅員が4 mないからだめだと、こういうふうな形でつれない返事があったそうでありまして、だったらそこは調整区域でもあるし、この整備事業を使って、消防車が入り、救急車が入るような形で、そういう事業展開ができるかどうか、その辺はどうか知恵を使ってやれないかどうか、この辺についての見通しはどうかちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○末岡農業耕地課長

現地等が詳しく分からない状況で軽々にお話できないとは思いますが、まず農業用施設の改修になりますので、農地が隣接してなければならないという大前提がございます。そのあたりは場所等を確認させていただきながら、農道整備、集落道整備に乗っていけるのかどうかというところは相談させていただきたいと思います。

○加賀美委員

わかりました。近くには農地がたくさんありますけども、崖があつて随分違いますから、このあたりについては具体的にちょっとまた御相談に参りたいと思います。ちょっと一応意向だけを確認させてもらいました。

説 明：藤井水産林業課長説明　～別紙

質 疑

○畠堀委員

ページ数、153ページの光の水産6次産業化推進協議会についてお尋ねします。

これは、ことしの新規事業ということで先ほど御説明いただきましたけども、市の関係者、そして県、そしてニューフィッシャーが入って、先進地の視察を行いながら漁業の振興、そして安定した経営基盤の確立の方向で協議をされるわけですが、具体的に何をどういう方向で協議をして進めていくようになるのか、もう少し詳しく方向性について教えていただけたらと思います。

○藤井水産林業課長

協議会への交付金7万3,000円で予算計上させていただいております。部長答弁でもありましたように県内施設を2カ所程度、先進地として萩あたりと、もう1カ所を今検討中ですが、予算としては確かにちょっと少額ですが、最初の取りかかりでもございますし、関係者としつかり議論し今後につなげていきたいと、このように考えております。

○畠堀委員

6次産業化ということで新しい何か事業を作っていこうとするのか、例えば個人的なフィッシャーの支援をするのか、それとも何かもっと光漁協としての取り組みを支援していくのか、そのあたりの方向性というのはどういう形になるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

まず、新規漁業者に入っていただきますので、ただし、皆さん漁協の組合員でいらっしゃいますので支店の考え方等も十分聞きながら、方向的にはやはり個人というよりか、もしできるのであればグループでできるようなことができればなあという思いはしております。

○畠堀委員

今までの取り組みの中でやっぱり一步進んだ取り組みではないかというふうに評価しておりますし、これからそういったニューフィッシャーの方と担当の方一緒になって、ぜひいい事業を育てていただけたらと思います。

そういった意味でいくと、この近辺でいきますと、周南の地場産業振興センター等にもそういった専門家の方もおられるのではないかと思いますけども、そういった方に協議会に入っていただくとか、もうちょっとメンバーの幅を広げていくというようなことは今のところは考えておられないのでしょうか。

○藤井水産林業課長

県のほうもオブザーバー的に水産事務所の職員の方も入っていきますので、そのあたりで、もしそういったメンバーが必要というようなことであればまた入っていただく可能性はあるかと思いますが、とりあえず先ほど御説明しましたニューフィッシャー、柳井水産事務所、それから光支店、光市で最初の立ち上げはしたらと考えております。

○畠堀委員

大変高齢化した産業の中に若い人が入ってきて大分定着してまいっておりますので、ぜひこの事業の発展を期待しておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○森戸委員

149ページの林業の振興の全体的なことに関してちょっとお尋ねするのですが、最近ボランティアで山に入ることが多くて、そこでつくづく思うのが山が荒れているなどいうのをつくづく思います。

光市の統計を見てみると、民有林の造林が減ってきておりますし、りんかというふうに読むのですかね、林家数も減少してきているということで、山の管理が非常に低下をしているなどというふうにも実感しております。その結果として有害鳥獣の対策も非常にお金がかかってきておりますし、今後どうするかというのが大きな課題だと思って

おります。予算を見ても民有林の振興に関しては恐らく毎年この額なのだろうと思いますけれども、林業の振興全体として、山の管理に関して、所有者に対して適切な管理をしてくださいよというような、そういったPRが必要なのではないかなと思います。

今、空き家に関しては、空き家の適正管理ということで条例をつくったわけですが、山の管理に関してそういったPRないしそういうことはされておられるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今委員仰せのように林家数の減少ということで、民有林の造林事業等もやってはおりますけれども、どうしても個人の山ですと費用負担が伴うといったところもそういった整備が減少している理由の要因の一つではないかと思えます。

それとPRについては、民有林については光大和森林組合のほうで実際の施業はされますけれども、やはり国・県・市の補助金も出ておりますので、そういったところと一緒にPRの方法というのは、これから十分していく必要があるかと思えます。

○森戸委員

ぜひ所有者に対する適正な管理といいますか、ぜひPRをお願いしたいと思えます。それと、2月ですか、周防の森ロッジで主催する椎茸教室というのに行ってみましたけれども、かなりの数の光市の在住の方が来られて、原木シイタケを打つとか、そういうことの体験をされていらっしゃいました。そういった山に親しむようなイベントもたくさんつくっていく必要があるのかなと思えます。予算の中で見ると、どんぐりの松ぼっくり教室とかそういったものがありますけれども、そういうふうなイベントをふやしていくというお考えはいかがでしょう。

○藤井水産林業課長

委員仰せのように、どんぐり松ぼっくり教室は自然敬愛推進事業の一環で継続してやっております。おかげさまで今年度も好評だったと思えます。確かに山の魅力というもの情報を発信していく必要はあると思えます。そういったところでやはり森林組合あるいは光市林業研究会というような関係者の方とも十分協議して、これからこういったものができるのかといったところは研究していく必要があると考えております。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

○加賀美委員

1点だけ。157ページなのですが、光漁港の海岸保全施設の工事として、川口の砂を1万m<sup>3</sup>ほど持っていくということであります。これは川口に今砂がたまって取っていただくと洪水対策として非常にありがたいことだとは思いますが、いわゆる川

口地区の長老たちの話を聞きますと、上のほうが整備されて砂が流れてきてない。あの砂を取ると、室積海水浴場の砂がこっちに来て大変なことになるよというようなことを心配しておられるようなのです。この辺について専門家の意見はどうだった、どのくらいまで取って大丈夫で、どのくらいまでは取っても大丈夫というような識見が示されているのかどうか、この辺ちょっと私も前回の話のときよく聞いてなかったのでお答え願えたら教えていただきたいと思います。

#### ○藤井水産林業課長

大型養浜の計画量については、これまで御説明しておりますように全体で13万5,000 $m^3$ でございます。現在まで試験施工1万 $m^3$ を行っておりますので残り12万5,000 $m^3$ となりますが、27年度に1万 $m^3$ をまた試験施工すれば残りは11万5,000 $m^3$ となり全体量の13万5,000 $m^3$ は変更の予定はございません。

学識経験者によりますと、前回の試験施工で取ったときに、先ほど委員も仰せのように、あそこには非常に砂が堆積しておりますので、取った所に周りの堆積した砂がすぐに復旧してしまうというような状態で、測量でも確認しておりますし、学識経験者委員からは、実際の島田川の流域は広いのですが、流れてくる砂の量というのは、これは流域面積から想定した量でございますが、これからしても13万5,000 $m^3$ の計画量は問題ないとの見解をいただいているところでございます。

それから、いま一つ地元自治会の関係者に対しては、もちろん1万 $m^3$ の試験施工であっても、前回も自治会長のほうにもお話ししていただきますように同様にこれまでの経過等も含めて、計画を実施する前に説明したいと考えております。

#### ○加賀美委員

私もあそこはしょっちゅう散歩、散歩と言うちゃいけません、通っておるのですが、やっぱり砂が減って、片一方の製鐵所側に水が流れて下がえぐられているような状況があって、県に早速直してもらったりしてるのですが、流れがもう変わっていくと。ですから、砂を取ったときにはやっぱりその効果、影響をやっぱりきちっと整理していただきたいと思います。確かに地元の方々がそういうふうに言っておられるということは、そういう例があったのではないかと思うわけですが、もちろん学識経験者の方がそれで大丈夫とおっしゃるならそれで大丈夫とは思いますが、そこらあたりは取った後の調査をきちっとやっていただきたいと思います。

#### ○磯部委員

ちょっと私もそれちょっと不安になった関連なのですが、砂の搬入とか、調査の分ですけれども、あれは一般質問の同僚議員のほうで新年度も引き続きということで非常にありがたいことであると思っております。また、今同僚議員さんが質問された中で、たしか島田川から取ることは何ら問題ないといったそのような報告も受けているのですけれども、それは間違いありません。

○藤井水産林業課長

特に学識経験者委員からはそのようにいただいております。

○磯部委員

両海岸の近辺の皆さんの御不安もあろうかと思imasるので、改めて今同僚議員さんもおっしゃったように説明ということをしちんとされればそれは御納得いただけると思imasるので、そのあたりのことはお願いを申し上げたいと思imas。

○藤井水産林業課長

もちろん取るほうもですけれども、入れるほうの松原地区についても説明をしていきたいと思imas。

○磯部委員

若干簡単なことなのですけれども、昨年に引き続き今年度、松原地区の高潮対策、続いて説明資料のところに51ページにきちんと書いてありますのでわかるのですけれども、今までも非常に台風で海の波が幼児用プールの所から随分こちらに入りまして、大きな土のう袋を前もって市のほうが設置していただいておりますので、本当に随分よくなっていたのですけれども、そういう問題がこういう高潮堤防をつくることによつて少しは不安がなくなるのかなというふうに思っております。ありがたい事業だと思っております。

その中で昨年度から幼児用プールがなくなるのではないかといったご不安の声を何点か聞いたことがあるのですけれども、問題はなく、その前に少しこういう壁面みたいな物ができてしまうということなのですけれども、幼児用プールの移転ということはないということによろしいのでしょうか。

○藤井水産林業課長

これは高潮堤防の計画の法線の位置関係によるものでございますので、今のところプール自体には影響はないのですが、プールの周りがコンクリートで舗装してあるかと思imasるので、その前面の一部が堤防の法線にかかるという予定になっております。

○磯部委員

わかりました。非常にここは利用される方も多いので安全面、景色は少し変わりますけれども、安全面の面で非常にこれから積極的にそのあたりが進められることをお願いを申し上げたいと思imas。

そして非常に細かいことで大変申しわけないのですけれども、説明資料の79ページ、昨年、さかなまつり50万円ほどなっております。ページ数で言えば予算書では153ページにいつも掲載されていたと思imasけれども、このあたりは今後、今年度、新年度は未計上ですけれども、今後どのようになさるのかお考えをお聞きしておきたいと思imas。

○藤井水産林業課長

さかなまつりでございますが、今年度は大変好評でにぎわったわけでございます。これまでも牛島との関係もございましたが、2年に一度の開催でやってきた経緯がございます。そういったことから27年度は予算要求もしていないわけでございますが、今後の開催につきましてはニューフィッシャー等も実際にふえておりますが、全体的には漁業者も高齢化しておるとかというようなこともございます。まずは実行委員会の主なるメンバーとなる県漁協光支店との協議調整等によるかと思えます。室積商店街の皆さんにも実行委員の中にも何年か前からか入っていただいておりますので、そこらあたりの意見等も聞く必要があるかとは思っております。

○磯部委員

将来的には今年度新規事業として光の水産業6次産業化推進協議会のそのあたりの協議もこれから着実に行われると思えますので、その中で整理もいろんな意味で、地元の皆さんの御協力もいただきながらということで今後検討していただきたいということをお願い申し上げて私の質問は終わります。

○大樂委員長

その他全体を通して何か質疑はございませんか。

○森戸委員

ちょっと聞き漏らしましたので、153ページの漁業振興、水産業振興のところちょっとお尋ねいたしますけれども、裁判漁業センターの水槽を置いておりました跡地といますか、その土地利用というのは今後どのようにされていかれるのか、何かあれば教えていただけたらと思えます。

○藤井水産林業課長

栽培センターの水槽の跡地利用でございます。これは皆様も、委員さんも御存じのとおり、平成16年の台風の被災事故で既に約10年以上経過しておるわけでございます。土地利用につきましては、もともと栽培漁業を推進するということで水産種苗生産施設用地として現在も位置づけられております。当時、水槽被災時の施設の耐用年数が経過してない物もあつたりして、このあたりは次の利用計画のときには当初の施設がそれぞれ補助事業で施設整備を行っておりますから、この辺で跡地利用の具体的なものがある程度見えた時点では利用計画の変更等も含めまして事務処理も必要になるかと思えます。施設の管理・運営が光市単独ではなく、光熊毛地区の1市3町7県漁協支店で構成する公益社団法人の光熊毛地区栽培漁業協会となっておちますので、この中でも協議していく必要があるかと思えます。また、6次産業化の推進協議会もございますが、このあたりで具体的なものが考えられればそういったものも含めて今後の協議の検討課題だと考えております。

○森戸委員

了解いたしました。ぜひ協議会の中で考えることができればお考えいただけたらと思います。

どこのページということではないですが、商品券に関してちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

この前、補正の時に小規模の店舗にも専用券をつくってくださいよということで、発売時期を早めてくださいよということでお願いをして、その点については2点については早速実現をしたということで、販売も5月10日からというふうに新聞報道等もありましたし、商品券についても12枚のうち2枚について小規模店舗専用ということの商品券の発売が決定をしたということも伺いましたので、早速取り入れていただいたことに対しまして御礼を申し上げたいと思います。

その12枚のうち2枚とされた部分についての根拠というのですか、効果といいますか、その辺のところはどのようにお考えなのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

こちらの商品券を今12枚つづりの2枚が小規模用、中小企業用という形になりますが、そういった先般2月26日に実行委員会が開催されたわけですが、直接もう大規模店では使えないと。そうは言いましても10枚は全店共通になりますので、そちらのほうも当然のことながら中小企業、小規模店舗にも使っていただけますので、その辺は事業者さんのいろんなアイデアとか出していただいて、より2枚は当然確保しますよと、それ以外に十分な活用をしていただきたいということで決まったように伺っております。

○森戸委員

わかりました。あとは経営努力といいますか、になっていけばいいなと思います。

それと、バスの路線についてちょっとお尋ねをしたいのですが、これもどこということではないのですけれども、千坊台のバス停のことにに関してちょっとお尋ねをいたしますけれども、千坊台のバスについては、かんぼの方まで延びるということで、バス停が千坊台に設置をされて、そのバス停を整備されるに当たってブロックですか、ブロックを市の負担でのけたというふうに新聞報道等がございました。この件に関しては私も何回かお願いをしたことがあって、当然これ原因、お店を開設されたりして、そのブロックをのける場合、当然原因者の負担ということが原則だと思うのですが、今回の事例はどういうふうに整理をされたのかお尋ねをいたします。

○杉岡商工観光課長

このたび27年3月ダイヤ改正に合わせまして、千坊台に乗り入れということで停留所を設置してほしいが、一部市道の縁石が支障になるので撤去してくれないかというお話がございました。現地等も私ども当然確認させてもらいまして、当然現場を見ます

と車道境界ブロックが設置されています。バスの乗り降りの支障を考えますと乗降客の安全をまず確保するのが必要でありますから、そういったことで公共交通担当所管課としまして、国も、国道等におきましてもそういった施工しておりますので、そういったものを参考にさせていただきまして最低限の整備をさせていただいたということでございます。

○森戸委員

国道の部分が、もう少しお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

国道につきましては国の管轄ではございますが、国土交通省のほうでそういった安全対策として最低限の整備がされるということをご参考にさせていただいて、市でもそういった形をさせていただいたわけでございます。

○森戸委員

わかりました。了解をいたしました。が、なかなか釈然としないといえますか、こういったケースって個人宅でも当然たくさん事例がありますので、その辺のところの公共性ということで理解はできますけれども、そういう釈然としない点が残るかなというふうにはお伝えをしておきたいと思えます。  
以上です。

○山本経済部長

再度お答えをさせていただくんですが、委員言われるように、通常、原因者負担ということが原則でございますので、そういった場合にはそれぞれ個人であったり、事業者であったり、そちらに負担していただくという取り扱いでさせていただきます。ただ、今回の場合、民間の事業者ではあるのですが公共交通の利用者の安全を確保する必要があるということで公益につながるという判断をいたしまして、道路の管理者ではなく公共交通を所管しています経済部のほうで対応させていただいたということをご理解をいただけたらと思えます。要するに、広く一般の利用者の安全を確保するという目的で経済部で対応させていただいたということでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」